

平成24年度

事 業 年 報

厚生労働省北海道厚生局

は　じ　め　に

北海道厚生局は、平成13年に中央省庁の再編統合に伴い、国民のより身近なところで、国民生活の安全と安心などを担う厚生行政の政策実施機関として発足以来、北海道を管轄区域とし、何度かの組織再編を経て、健康、福祉、医療、食品衛生、社会保険、年金及び麻薬取締等に関する業務を実施しております。

具体的には、医師、看護師等の国家試験の事務や保健、福祉関係の補助金等の交付、医療、生活衛生、福祉関係の専門職の養成施設の指定・指導監督、福祉施設・制度の監督、食品衛生に関する指導監督、健康保険組合・企業年金の指導監督、日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可、保険医療機関等の指定・登録・指導監督業務、年金制度等への審査請求、そして麻薬・覚せい剤等の取締りの業務を行っております。

北海道厚生局は、今後とも北海道における厚生行政の第一線の機関として、各自治体等との連携強化に努めるとともに、当局業務の実施体制の充実強化を図っていくことにより、地域に密着したきめ細かな行政サービスを提供し、国民の皆様の生活の向上に貢献してまいります。

本書は、平成24年度に当局が実施した業務内容、実績、各種の厚生行政の指標等に基づく分析や北海道におけるトピックス等を分かりやすくとりまとめたものです。本書が、道民の皆様や、自治体をはじめ多くの関係団体の皆様方が当局の業務や厚生行政について、一層のご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成25年9月

第一章 北海道厚生局の概要

1 沿革	1
2 組織と主な業務	2
3 組織目標	3

第二章 業務の概要と実績

(総務課)

1 医師等の国家試験	6
2 国有財産の管理・売却	8

(企画調整課)

3 北海道地方社会保険医療協議会	9
4 「国民の皆様の声」の取りまとめと報告	11
5 医療事故調査のあり方についての検討	12

(年金管理課)

6 日本年金機構に対する認可	15
7 国民年金等事務取扱交付金	17
8 学生納付特例事務法人及び保険料納付確認団体の指定	17
9 社会保険労務士の指導・監督	18
10 年金委員の委嘱等	19

(健康福祉課)

11 中小企業等協同組合設立認可等の業務	21
12 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に規定する 指定医療機関の指定	21
13 三種病原体等の所持施設の監督	21
14 生活衛生同業組合等の振興計画の認定、振興計画の実施状況の 報告に関する業務	22
15 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱及び主任児童委員の指名並びに表彰	22
16 戦没者の妻等に対する特別給付金の規定等により発行する 国債の特別買入償還	23
17 精神保険医の指定	24
18 生活保護の医療扶助適正実施及び向精神薬の重複処方状況の確認調査	24
19 補助金等の交付に関する業務	24
20 財産処分に係る業務	27

(指導養成課)	
21 各養成施設等の指定及び監督等に関する業務	28
22 医療・生活衛生・福祉関係の養成施設等の指導調査	31
23 看護教育に関する業務	31
24 社会福祉に関する科目を定める省令第5条に規定する 実習演習科目の確認に関する業務	32
25 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する業務	32
(福祉指導課)	
26 介護保険事業所等の指導・監督	34
(医事課)	
27 医師と歯科医師の臨床研修	36
28 医療観察法に関する業務	37
29 医療の安全に関する取組の普及及び啓発	38
30 特殊な医薬品の製造業及び輸入販売業の許可	39
31 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録	40
32 特殊な医薬品の製造(営業)所に対する薬事監視業務	41
33 医師確保及び地域医療の確保・推進に関する業務	41
34 行政処分を受けた医師又は歯科医師に対する再教育研修	42
35 特定機能病院の立入検査及び国の開設する病院・診療所・助産所の 監督業務	42
(食品衛生課)	
36 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認	43
37 輸出水産食品取扱施設の認定	44
38 健康増進法に基づく食品の虚偽誇大広告等の監視指導	45
(保険年金課)	
39 医療保険者の指導及び認可	46
40 企業年金等の指導及び認可(承認)	49
(医療課 管理課)	
41 保険診療の指導等	52
42 施設基準等の適時調査及び指導結果に基づく留意事項	53
(麻薬取締部)	
43 麻薬取締	55
(社会保険審査官)	
44 審査請求書の受付状況	56
45 審査請求書の決定状況	57
46 審査請求書の制度別内訳	57

第三章 統計・資料

1 管内状況	58
2 所管医療法人一覧	63
3 保険医療機関及び保険医の状況	64
4 基本診療料・入院時食事療養等の届出状況	64
5 保険医療機関等の調査・指導実施の状況	65
6 道内国立医療機関（病院）一覧	66
7 道内国立医療機関（診療所）一覧	67
8 医師数	68
9 北海道の産科医師及び小児科医師の推移	68
10 医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育研修状況	68
11 医師臨床研修病院一覧	69
12 歯科医師臨床研修施設一覧	70
13 平成 22 年度「必要医師数実態調査」の結果	71
14 所管指定養成施設等一覧	
・救急救命士養成所	72
・診療放射線技師養成所	72
・臨床検査技師養成所	72
・理学療法士養成施設	72
・作業療法士養成施設	72
・視能訓練士養成所	72
・臨床工学技士養成所	72
・義肢装具士養成所	73
・言語聴覚士養成所	73
・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設	73
・柔道整復師養成施設	73
・歯科衛生士養成所	73
・歯科技工士養成所	74
・保健師養成所	74
・助産師養成所	74
・看護師養成所	74
・管理栄養士養成施設	75
・栄養士養成施設	75
・理容師養成施設	76
・美容師養成施設	76
・製菓衛生師養成施設	77

• 食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設	77
• 指定保育士養成施設	77
• 介護福祉士養成施設	78
• 福祉系高等学校等（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項 第1号及び同法附則第2条の規定により指定され ている高等学校）	79
• 社会福祉士養成施設	79
• 社会福祉主事養成機関	79
• 精神保健福祉士養成施設	79
15 所管中小企業等協同組合一覧	80
16 原爆指定医療機関	81
17 総合衛生管理製造過程承認施設一覧	82
18 対EU輸出水産食品認定施設一覧	85
19 対米国輸出水産食品認定施設一覧	85
20 食品衛生法に基づく登録検査機関一覧	87
21 健康保険組合一覧	88
22 厚生年金基金一覧	88
23 国民年金基金一覧	88
24 企業年金基金一覧	88
25 日本年金機構ブロック本部及び年金事務所一覧（北海道）	89
26 國家資格の概要	90

第一章 北海道厚生局の概要

1. 沿革

○平成13年 1月 6日

中央省庁等改革における厚生労働省の発足に際し、旧北海道地方医務局と旧北海道地区麻薬取締官事務所を統合し、これに本省及び北海道社会保険事務局からの移管事務を加え、北海道厚生局が発足。

総務課、保健福祉課、社会保険課、病院管理部（経営指導課、企画調整課、職員課、医療課、施設整備課）を設置。

○平成15年 4月 1日

病院管理部を病院管理部門とし、健康福祉部（保健福祉課、社会保険課）を設置。

○平成16年 4月 1日

国立病院等の独立行政法人化に伴い、病院管理部門を廃止。

健康福祉部において保健福祉課が廃止され、健康課、福祉課、医事課、食品衛生課が設置される。

麻薬取締部において、麻薬取締部調査室が調査総務課となる。

○平成20年 4月 1日

企画調整課を設置。

○平成20年10月 1日

平成22年1月の社会保険庁廃止へ向けた業務移管に伴い、指導部門を設置（管理課、医療指導課（現、医療課）、福祉指導課）。

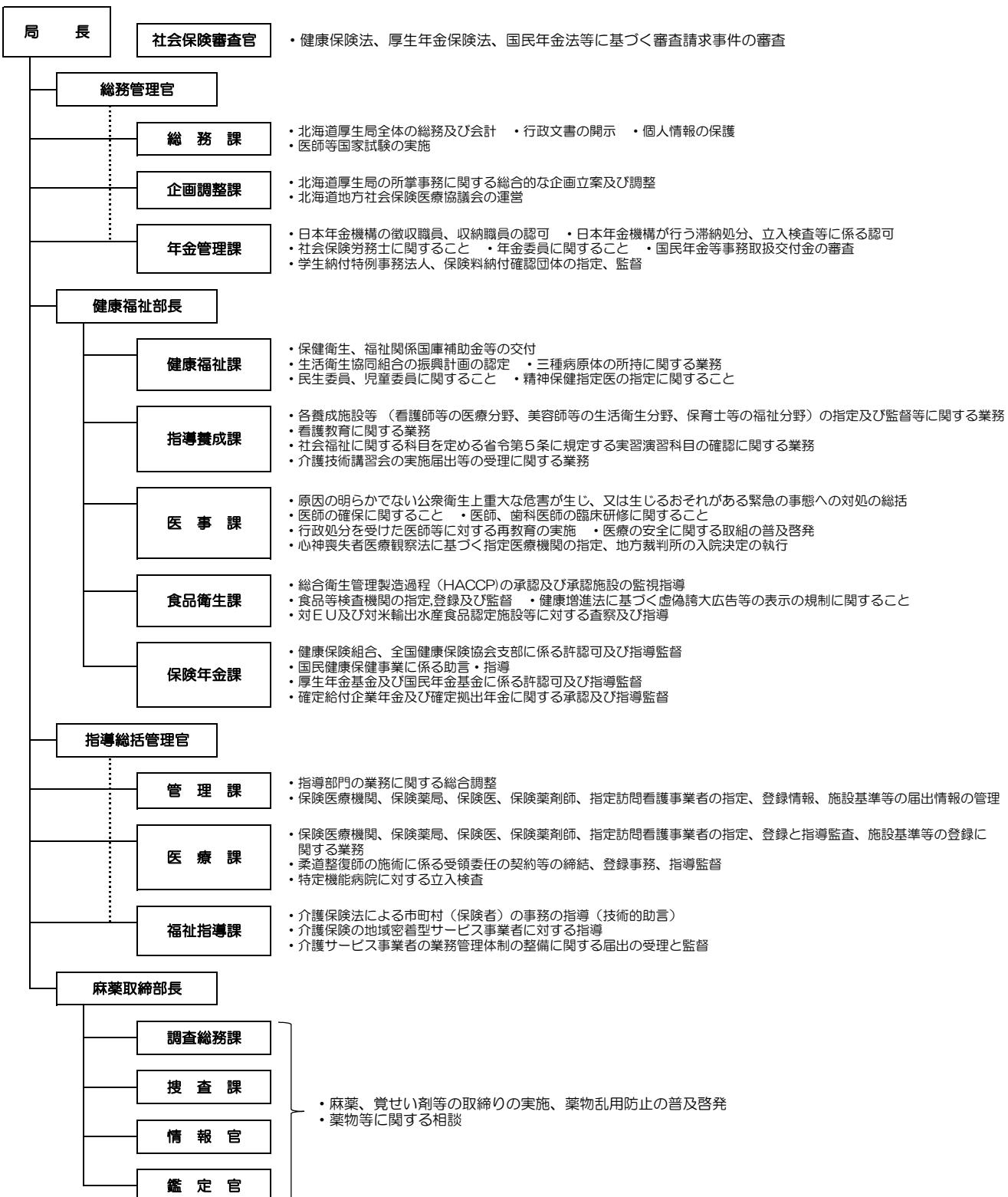
健康福祉部において健康課、福祉課、社会保険課が廃止され、健康福祉課、指導養成課、保険年金課を新設。

○平成22年 1月 1日

社会保険庁の廃止に伴う業務移管により年金管理課を設置すると共に、北海道社会保険事務局に置かれていた社会保険審査官を北海道厚生局に配置。

2. 組織と主な業務

【組織図】



3. 組織目標

厚生労働省においては、平成22年度を厚生労働省改革元年と位置付け、その一環として厚生労働省及び省内の局の目標を定め、こうした組織目標に沿って組織運営に取り組むこととしました。そして、地方支分部局等においても、組織としても達成すべきミッションや目標を踏まえて個々の職員の目標が設定できるよう、組織目標を設定しました。

なお、平成25年度における北海道厚生局の組織目標は以下のとおりです。

北海道厚生局の組織目標

1. 北海道厚生局のミッション

国民のより身近なところで、国民生活の安全と安心などを担う厚生行政の政策実施機関として、生活者の立場で行政サービスを提供するとともに、迅速かつ的確な業務を着実に実施することで、厚生行政の施策を一層推進する。

2. 平成25年度の組織目標【平成25年4月～平成26年3月】

	内 容	備 考
1	<p>期限（3月末） 数値目標（一）</p> <p>【地域性豊かな情報発信】</p> <p>○自治体、保険者、医療、介護関連施設や事業者等における先進的な好取組事例をホームページ等により発信するとともに、関係団体にも、今後これらを活用して円滑な業務に取り組むよう助言を行う。また、各種の新規指定手続きや届出書類のフローチャートなどもホームページに掲載する。</p> <p>○地域に根ざした行政機関として、道民及び道内関係機関等への情報発信機能の強化を目的に、当局の業務に関する情報を積極的にホームページに掲載するとともに、情報アクセスしやすく、わかりやすくする。</p> <p>○麻薬・覚せい剤乱用者の実態把握に努め、地域に密着して活動している麻薬取締員、保健所、精神保健福祉センター及び医療機関とも協力し、薬物乱用者の治療や社会復帰のための助言等を行い、薬物経験者の再乱用の防止を図る。</p>	
2	<p>期限（3月末） 数値目標（一）</p> <p>【業務の適切な遂行】</p> <p>○社会保障と税の一体改革や地方分権の推進などの議論を注視しつつ、政府全体の取り組みに適切な対応を行う。</p> <p>○厚生行政の政策実施機関として、事業計画に基づき所掌事務を適時・適切に実施する。</p> <p>○介護、保険、医療、年金、麻薬取締、養成施設や食品製造加工等の関係施設等に対し、法令を遵守し、公平・公正な実地指導・認可等を実施するとともに、迅速且つ正確な事務処理を実施し、問い合わせ等に対しては丁寧な対応に心掛ける。また、自治体職員が業務を適切に実施できるように説明会等を開催する。</p>	
3	<p>期限（3月末） 数値目標（一）</p> <p>【実態把握と情報収集】</p> <p>○厚生行政の施策を側面からサポートするため、業務に関連する情報を収集し、分析能力を</p>	

	<p>高めるとともに必要に応じ、本省に情報発信する。</p> <p>○積極的に自治体や関係機関等へ出向き、実施状況等の実態を情報収集するとともに、適切に事業を行っているかなどを調査し、改善事項については助言を行う。また、昨年度実施した自治体指導及び事業者指導における実施結果等について情報発信するとともに、各市町村等における取組状況等について意見交換を行う。</p>	
4	<p>期限（3月末） 数値目標（一）</p> <p>【業務改善とコスト削減への取組】</p> <p>○事業の実施状況を把握し、必要な改善点等を来年の事業計画に反映させるなど、PDCAサイクル手法による業務改善を実施する。</p> <p>○業務の効率化、簡素化を積極的に進めるとともに、コスト削減に取り組み、効率的で無駄のない予算執行を行う。</p> <p>○節電計画に基づき適切な節電対策を実施する。</p>	
5	<p>期限（3月末） 数値目標（一）</p> <p>【「明るく楽しい職場づくり」の推進】</p> <p>○年次休暇の取得促進（指定・節目休暇の確実な取得等）や男性の育児休暇の取得促進、超過勤務の縮減などが図られるよう職場環境の改善等を進める。</p> <p>○部課長連絡会議や課内会議などを通じて組織内コミュニケーションを活性化するとともに、職員間で業務の目的意識を共有することなどにより、職員のやりがいを醸成する。</p>	
6	<p>期限（3月末） 数値目標（一）</p> <p>【東日本大震災への対応】</p> <p>○東日本大震災への対応について、本省等と連携を図りつつ、被災者の生活支援等に全力で取り組む。</p>	

【職員の能力向上のための取り組み】

テーマ	内 容	備考
実態把握能力	<p>○積極的に自治体や関係機関等へ出向き、実施状況等の実態を情報収集する。（再掲）。</p> <p>○問題発生時には現地に出向く事を原則とし、状況把握を迅速に行う。</p>	
新政策企画・立案能力	○事業実績等の実態を踏まえ、将来を見通しつつ、国民の視点に立って、事業の企画・立案を行う。	
政策検証能力	○関係機関等を対象とした各種説明会・研修会等を通じて収集した意見等の内容の検討を行う。	
コミュニケーション能力	<p>○地域に根ざした行政機関として、道民及び道内関係機関等への情報発信機能の強化を目的に、当局の業務に関する情報を積極的にホームページに掲載するとともに、情報をアクセスしやすく、わかりやすくする。（再掲）</p> <p>○情報収集した好事例等について、自治体等の各種会議等で情報発信する。</p> <p>○日常業務についての報告・連絡・相談及び出勤・退庁の際の挨拶を徹底し、コミュニケーションを図る。</p>	
コスト意識	<p>○コスト意識を持って、事業の企画・立案や事業の実施を行う。</p> <p>○消耗品等の物品の効率的の使用（物品の再利用、両面コピーの実施等）を図ることにより、自己のコスト意識の研鑽に努める。</p>	

業務改善能力	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施状況を把握し、必要な改善点等を来年の事業計画に反映させるなど、PDCAサイクル手法による業務改善を実施する（再掲）。 ○積極的に自治体や関係機関等へ出向き、実施状況等の実態を情報収集する。（再掲） ○「国民の皆様の声」で寄せられたご意見については、必ず本省に伝達するとともに、必要に応じて対応策等を検討する。また、寄せられた苦情等についても、必要に応じて関係機関等へ情報提供を行う。 	
リスク対応能力	<ul style="list-style-type: none"> ○状況の変化や問題が生じた場合に国民のリスクを最小化するため、情報の速やかな公表等の早期対応を適切に行う。 ○国民からの開示請求に対し、速やかに開示できるよう行政文書の保全・管理に努める。 	
人材育成・組織活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○日常の業務を通じて若手職員の能力の向上を図るとともに、テーマ研修等を実施する。 ○前例・慣例主義ではなく、常にこれまでの業務が正しいのか、工夫できないのかどうか自分で考える姿勢を持つ。 ○人事院等が実施する研修会等へ積極的に参加する。 	

第二章 業務の概要と実績

(総務課)

1. 医師等の国家試験

(1) 北海道厚生局で実施する国家試験

北海道厚生局では、平成23年度より民間委託している5種（臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士）及び関東信越厚生局と近畿厚生局の2局のみで実施される視能訓練士を除いた下記の6種を実施しています。

(平成24年度実績)

試験区分	試験期日	願書受付期間	試験会場	合格発表日
第106回 歯科医師	平成25年 2月2日～3日	平成24年 11月12日～11月30日	札幌コンベンションセンター	平成25年3月19日
第107回 医師	平成25年 2月9日～11日	平成24年 11月12日～11月30日	札幌コンベンションセンター	平成25年3月19日
第96回 助産師	平成25年 2月14日	平成24年 11月22日～12月14日	札幌第1合同庁舎2階講堂	平成25年3月25日
第99回 保健師	平成25年 2月15日	平成24年 11月22日～12月14日	札幌コンベンションセンター	平成25年3月25日
第102回 看護師	平成25年 2月17日	平成24年 11月22日～12月14日	札幌コンベンションセンター／ 代々木ゼミナール札幌校	平成25年3月25日
第98回 薬剤師	平成25年 3月2日～3日	平成25年 1月7日～1月18日	代々木ゼミナール札幌校	平成25年3月29日

(2) その他の国家試験

厚生局で実施する試験の他に、国から指定を受けた指定試験機関が実施する国家試験13種があります。また、歯科技工士及び製菓衛生師試験は北海道庁が実施しています。

(3) 試験を要しないもの

栄養士、調理師、保育士、介護福祉士及び社会福祉主事は、養成施設の修了資格をもって免許が取得できます（養成施設を修了していない場合は試験が必要）。また、食品衛生管理者は、講習会の受講をもって資格が取得できます。

平成24年度医師等国家試験の実施状況

○医師等国家試験試験（12種）の状況

	受験者数			合格者数			合格率 ()は全国値			管内養成施設数		
	23年度	24年度	対前年度比 (%)	23年度	24年度	対前年度比 (%)	23年度	24年度	対前年度 増△減	23年度	24年度	対前年度 増△減
医師	307	329	107.2	279	306	109.7	(90.2) 90.9	(89.8) 93.0	(△ 0.4) 2.1	3	3	0
歯科医師	159	177	111.3	114	136	119.3	(71.1) 71.7	(71.2) 76.8	(0.1) 5.1	2	2	0
保健師	862	850	98.6	759	820	108.0	(86.0) 88.1	(96.0) 96.5	(10.0) 8.4	12	12	0
助産師	70	88	125.7	66	86	130.3	(95.0) 94.3	(98.1) 97.7	(3.1) 3.4	8	7	△ 1
看護師	2,976	3,051	102.5	2,728	2,770	101.5	(90.1) 91.7	(88.8) 90.8	(△ 1.3) △ 0.9	58	57	△ 1
診療放射線技師	160	144	90.0	125	100	80.0	(83.0) 78.1	(66.6) 69.4	(△ 16.4) △ 8.7	3	2	△ 1
臨床検査技師	172	140	81.4	146	114	78.1	(75.4) 84.9	(77.2) 81.4	(1.8) △ 3.5	4	2	△ 2
理学療法士	468	467	99.8	418	435	104.1	(82.4) 89.3	(88.6) 93.1	(6.2) 3.8	8	7	△ 1
作業療法士	299	296	99.0	248	228	91.9	(79.7) 82.9	(77.3) 77.0	(△ 2.4) △ 5.9	7	6	△ 1
薬剤師	331	377	113.9	287	279	97.2	(88.3) 86.7	(79.1) 74.0	(△ 9.2) △ 12.7	3	3	0
管理栄養士	968	938	96.9	433	319	73.7	(49.3) 44.7	(38.5) 34.0	(△ 10.8) △ 10.7	5	5	0
視能訓練士	-	-	-	-	-	-	(92.4)	(73.5)	(△ 18.9)	2	2	0

※視能訓練師国家試験は、関東信越厚生局及び近畿厚生局のみで実施

○北海道庁が実施する試験（2種）の状況

	受験者数			合格者数			合格率			管内養成施設数		
	23年度	24年度	対前年度比 (%)	23年度	24年度	対前年度比 (%)	23年度	24年度	対前年度 増△減	23年度	24年度	対前年度 増△減
歯科技工士	99	98	99.0	99	96	97.0	100.0	98.0	△ 2.0	3	3	0
製菓衛生師	498	500	100.4	386	367	95.1	77.5	73.4	△ 4.1	7	7	0

○指定試験機関が実施する試験（13種）の状況

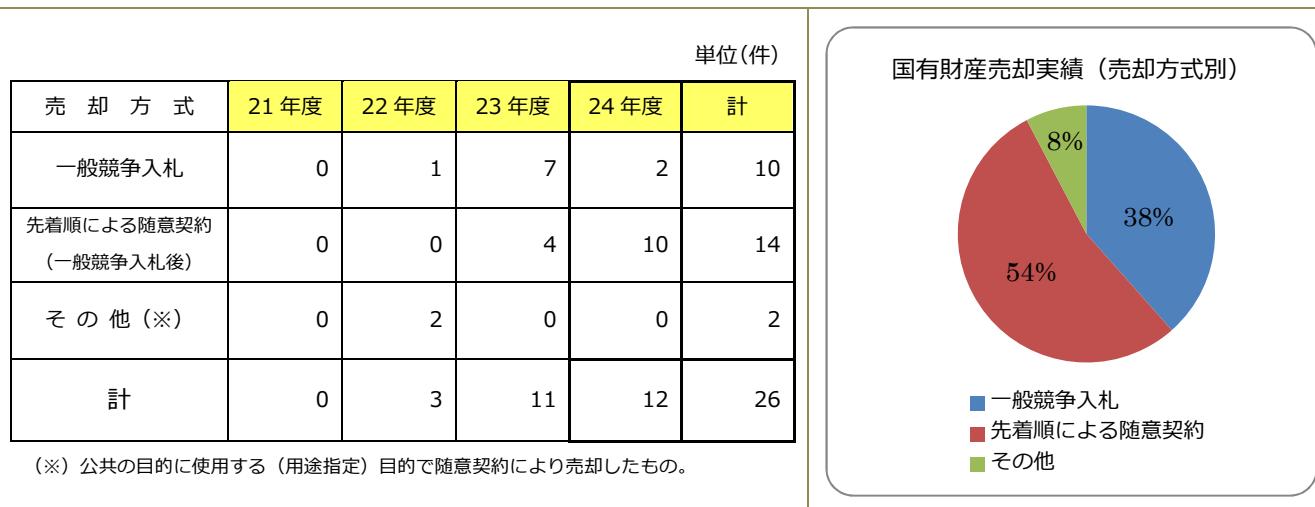
	合格率 (全国値)			管内養成施設数			指定試験機関
	23年度	24年度	対前年度 増△減	23年度	24年度	対前年度 増△減	
理容師	82.4	67.0	△ 15.4	6	6	0	(財)理容師美容師試験研修センター
美容師	86.1	80.4	△ 5.7	9	9	0	(財)理容師美容師試験研修センター
社会福祉士	26.3	18.8	△ 7.5	2	2	0	(公財)社会福祉振興・試験センター
精神保健福祉士	62.6	56.9	△ 5.7	2	2	0	(公財)社会福祉振興・試験センター
救急救命士	85.8	83.1	△ 2.7	3	3	0	(財)日本救急医療財団
義肢装具士	80.3	86.0	5.7	1	1	0	公財財団法人テクノエイド協会
臨床工学技士	75.5	75.3	△ 0.2	3	3	0	(財)医療機器センター
言語聴覚士	62.3	68.1	5.8	2	2	0	(公財)医療研修推進財団
あん摩マッサージ指圧師	84.1	86.3	2.2	1	1	0	(公財)東洋療法研修試験財団
はり師	72.8	77.7	4.9	4	4	0	(公財)東洋療法研修試験財団
きゅう師	70.0	79.0	9.0	4	4	0	(公財)東洋療法研修試験財団
柔道整復師	77.4	68.2	△ 9.2	4	4	0	(公財)柔道整復研修試験財団
歯科衛生士	95.8	96.2	0.4	10	10	0	(一財)歯科医療振興財団

2. 国有財産の管理・売却

北海道厚生局では、平成21年12月まで旧北海道社会保険事務局が管理していた年金特別会計所管の国有財産33物件の管理・売却事務を引継ぎ、その後、未利用となっている土地・建物を一般競争入札及び随意契約により売却しています。

平成24年度末現在、当局が管理している国有財産は、全道(※)7物件となっており、これまでの売却実績は次のとおりです。

(※) 函館市、室蘭市、留萌市、網走市、釧路市の5市。下記一覧を参照ください。



また、売却に至っていない物件は次のとおりです。

なお、平成25年度も引き続き売却事務を行っております。一般競争入札やすぐに購入できる物件の情報については、北海道厚生局ホームページをご参考ください。

(国有財産特設ページ http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/nenkin_kanri/kokuzai-tokusetsu.html)

●国有財産一覧(平成24年度末現在)

函館市	
函館社会保険事務所深堀B公務員宿舎	深堀町201番6他
網走市	
網走船員保険保養所	大曲2丁目79番2
釧路市	
釧路社会保険事務所住吉A公務員宿舎	住吉1丁目68番3

室蘭市	
室蘭船員保険診療所医師宿舎	母恋南町4丁目32番136
室蘭社会保険事務所西小路公務員宿舎	西小路町42番17
留萌市	
留萌社会保険事務所沖見A公務員宿舎	沖見5丁目73番他
留萌社会保険事務所沖見B公務員宿舎	沖見5丁目63番2他

※物件所在地は地番表記です。

《北海道財務局への国有財産売却事務の委任について》

平成24年度末時点で売却に至っていない物件の一部については、北海道財務局が持っている売却に関するノウハウを活用するため、北海道財務局に売却事務(一般競争入札等)を委任します。

平成25年度は、次の3物件の売却事務を委任し、北海道財務局において一般競争入札等を実施する予定となっております。

- ・室蘭船員保険診療所医師宿舎
- ・室蘭社会保険事務所西小路公務員宿舎
- ・網走船員保険保養所

(企画調整課)

3. 北海道地方社会保険医療協議会

北海道厚生局では、社会保険庁改革の一環として、平成20年10月より保険医療機関や保険医の指定・登録に関する業務を旧北海道社会保険事務局から移管されています。

保険医療機関などの指定とその取消し、保険医などの登録の取消しを行う場合には、健康保険法に基づき社会保険医療協議会へ諮問することとされており、北海道厚生局では、旧北海道社会保険事務局からの業務移管に伴って、平成20年10月に北海道地方社会保険医療協議会を設けました。

保険医療機関や保険医などの指定・登録制度

病院・診療所などの医療機関や医師が保険診療を行うためには、医療機関は保険医療機関の指定を受け、医師は保険医として登録される必要があります。同様に保険調剤を行う薬局と薬剤師も保険薬局、保険薬剤師の指定・登録が必要です。

保険診療や保険調剤を行うと、保険医療機関や保険薬局は患者と医療保険（国民健康保険や協会けんぽなど）に費用を請求しますが、この費用は、国が診療や調剤の内容に応じて診療報酬として定めています。

万一、架空請求などの不正が行われた場合には、前述の指定・登録を取消し、以後の保険診療を行わせない行政処分をすることがあります。また、不正に得た診療報酬の返還を指示しています。

※ 保険医療機関等の指定・登録の状況や指導監督業務については、医療課・管理課のページをご参照下さい。

協議会の所掌と構成

(1) 協議会の所掌

社会保険医療協議会法（以下「法」といいます。）により、以下のとおり定められています。

○第2条第2項

地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。

(2) 協議会の構成（法第3条）

以下の20人の委員によって構成されています。

- 一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、
事業主及び船舶所有者を代表する委員（支払側関係委員）····· 7人
- 二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員（診療側関係委員）····· 7人
- 三 公益を代表する委員（公益関係委員）····· 6人

なお、臨時委員と10人以内の専門委員を置くことができますが、北海道地方社会保険医療協議会では設置していません。

協議会での審議

協議会での審議は、総会（20人全員）と部会（支払側関係3人、診療側関係3人、公益関係2人の計8人）に分かれます。また、会長及び部会長は公益関係委員の中から選出されます。

（1）総会

指定・登録の取消しについて諮問を受けて審議するほか、取消相当（※）について建議しています。また、保険医療機関及び保険薬局の指定申請に対して、これを指定しないこととする場合（病床の全部又は一部を除いて行われる指定又は指定の変更を含む。）なども総会で審議されます。

平成24年度は2回の総会が開催され、以下の結果となりました。

※ 指定・登録の取消（行政処分）を行う前に、指定の辞退や登録の抹消の申出が行われると、行政処分が行えないことがあります。こうした場合、取消に相当する保険医療機関等については取消相当として公表しています。

○平成24年度 総会の審議状況

審議事項	件数			
	医科	歯科	薬局	合計
指定の取消	0	1	0	1
登録の取消	0	1	0	1
指定の取消（取消相当）	0	0	0	0
登録の取消（取消相当）	0	0	0	0
指定をしないこと	0	0	0	0
取消後の再指定	0	0	0	0

審議結果：諮問等どおり了承された。

（2）部会

保険医療機関又は保険薬局の指定について審議しています。ただし、次の事項は総会で審議されます。

- 一 保険医療機関の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定（取消後の再指定）
- 二 指定をしないこととする場合（病床の全部又は一部を除いて行われる指定又は指定の変更を含む。）

平成24年度は12回の部会が開催され、以下の結果となりました。

○平成 24 年度 部会での審議状況

新規指定				切替指定				合計			
合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局
395	142	127	126	1,425	534	551	340	1,820	676	678	466

審議結果：諮問どおり了承された。

指定期間は6年となっているため、6年ごとの更新手続が必要です。

4. 「国民の皆様の声」の取りまとめと報告

(1) 制度の概要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」には、厚生労働行政の施策改善につながるきっかけとなるものであることから、北海道厚生局に寄せられた内容を一定期間ごと厚生労働省ホームページで公表しています。

(2) 業務内容

企画調整課においては、北海道厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容を取りまとめ、「国民の皆様の声」の内容を所掌する厚生労働省の部局へ連絡しています。

平成 24 年度中に北海道厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」は次のとおりです。

(3) 実績

「国民の皆様の声」を連絡した部局〔厚生労働本省〕	件 数
雇用均等・児童家庭局	1
老健局	1
保健局	1
年金局	6

5. 医療事故調査のあり方についての検討

医療事故について、これまでの行政の対応は必ずしも十分とは言えず、民事手続（訴訟）や刑事手続（訴訟）にその解決が期待されている現状がありますが、これらは、金銭賠償や刑事責任の有無が直接の論点であり、必ずしも原因究明や再発防止につながるものではありません。

医療事故の発生時において、解剖や診療経過の評価・分析を行って事故原因を究明し、再発防止策を提言する仕組みが必要であると考えられています。

このような新しい仕組みの構築は、医療の透明性確保や医療に対する国民の信頼回復につながるとともに、医師などの医療従事者が萎縮することなく医療を行える環境整備にも資すると考えられています。

北海道地域での医療事故に関する取組み

医療事故に関する取組みは、国（厚生局）だけでなく自治体、医療機関、民間団体などの多方面で行われています。北海道地域での主な事例を取りあげました。

特定機能病院などの院内事故調査

大学病院等の特定機能病院には、自院で発生した事故を自ら調査する院内事故調査委員会が設置されています。

道内の特定機能病院は北海道大学病院、札幌医科大学附属病院、旭川医科大学病院の3つで、それぞれ名称や組織、取組みの詳細は異なりますが、外部の医師や弁護士などの専門家も加えて事故原因の調査が行われます。結果は本人、遺族への説明だけでなく、医療スタッフや研修医の教育にも生かされています。また、特定機能病院以外でも院内調査の導入が進められおり、特定機能病院（大学病院）での取組みは、そのモデルともなるものです。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

特に死亡事例について、医療機関から調査依頼を受け臨床医、法医及び病理医による解剖を行うとともに診療経過の調査も行います。収集した資料や解剖結果をもとに、死亡原因と診療行為との関係について、医療の専門家に弁護士も加えた委員会で評価を行い、結果を医療機関と遺族に報告します。また再発防止の取組みについても提言しています。

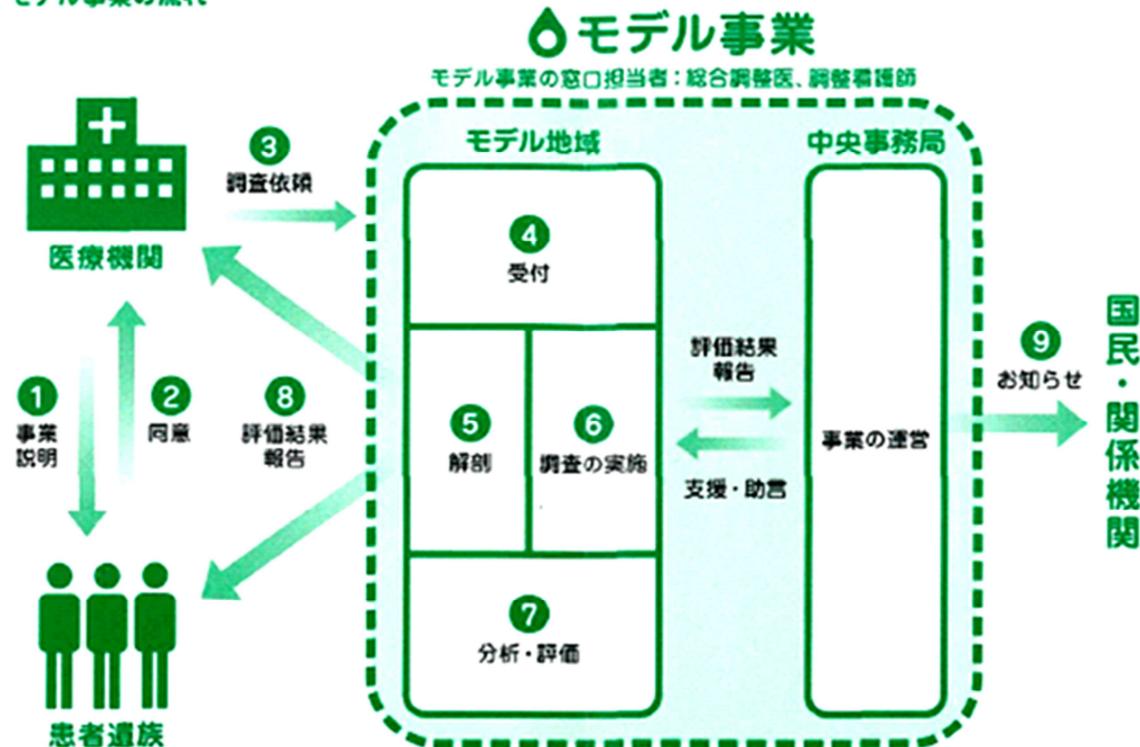
この事業は、医療死亡事故の調査分析を専門的に行う第三者機関のモデルとして、平成17年9月から（社）日本内科学会への国庫補助事業として開始され、平成22年度からは、日本内科学会、日本医学会、日本外科学会、日本病理学会、日本法医学会の5学会により設立された日本医療安全調査機構が事業を行っています。

北海道では、当モデル事業の関係者との協議、情報の共有化の推進を図るため、平成22年

10月に第1回連絡協議会が開催されました。なお、現在、10地域（北海道、宮城、茨城、東京、新潟、愛知、大阪、兵庫、岡山、福岡・佐賀）で実施されており、平成24年度中までに全国で192例が調査され、うち15例が北海道地域での事案です。

調査結果の概要は、モデル事業のホームページ（<http://www.medsafe.jp/reports.html>）でも公表されています。

モデル事業の流れ



医療安全支援センター

医療法第6条の11により、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に設置の努力義務があり、北海道では道立保健所の他、札幌市、旭川市、函館市の保健所に設置されています。

センターでは医療に関する患者家族、住民からの苦情や相談に対応し、必要な助言や情報提供を行っています。また医療安全に関する研修（講習）会の開催なども行っています。

○医療安全支援センターへの相談例

- 多くの検査を受けたが、検査の必要性が理解しづらい
- 主治医以外の先生の話も聞きたいのだが、主治医にどう切り出してよいかわからない。
- 手術後の経過が思わしくないのでカルテの開示を求めたいが、お願いできるのか。
- 院内処方と院外処方とは何か違いがあるのか。
- 医療費の請求内容にわからない点がある。
- 現在使用している薬の服用について詳しく知りたい

参考：医療安全支援センター総合支援事業HP <http://www.anzen-shien.jp/>

医療紛争についての裁判外紛争解決（医療ADR）

医療事故が民事紛争（訴訟）となることがあります。患者、医療機関の双方にとって紛争の長期化（対立の激化）や費用に加え、精神的な負担も重いと言われています。

近年、民事紛争処理の分野において、裁判（判決）による強制的な解決ではなく、私的自治の原則に基づいて、当事者間の合意による裁判外での解決を目指す動きがあります。特に医療紛争においては、患者と医師の信頼関係、医療の信頼回復の観点から有用との意見があります。

医療紛争を専門にしたADRは全国でも少数ですが、「札幌弁護士会紛争解決センター」では平成21年6月から「医療紛争解決センター」を開設しています。センターでは「医療訴訟に精通した弁護士を原則として2名調停人として選任し、調停人は公平中立な立場で、話し合いによる解決を提案します。短時間かつ少額の費用で医療紛争を解決し、双方の信頼を回復することを目指しています」（札幌弁護士会紛争解決センター パンフレットより抜粋）



（札幌弁護士会紛争解決センター パンフレットより抜粋）

参考 札幌弁護士会紛争解決センターHP

(年金管理課)

平成22年1月1日に社会保険庁が廃止され、同時に設立された日本年金機構^(注1)（以下「機構」といいます。）の年金事務所等が、社会保険庁の社会保険事務所等が行っていた年金の適用（加入）や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定の事務を実施することとなりました。

機構が実施する年金に関する事務に関して、国（厚生労働省）が行う必要があるとされた次の事務については 年金管理課が所管して行っています。

（注1） 機構は、本部を東京に置き、年金事務所（旧社会保険事務所）を全国に312ヶ所、年金事務所の管理・支援等を行うブロック本部を北海道、宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡の9ヶ所、事務センターを47都道府県に設置した民間の法人です。

6. 日本年金機構に対する認可

① 日本年金機構の徴収職員、収納職員の認可

厚生年金保険・健康保険（以下「厚生年金保険等」といいます。）に加入している適用事業所の従業員（被保険者）の方の保険料は、被保険者と事業主がそれぞれ折半で負担し、事業主の方がまとめて納付しています。その保険料や全額事業主負担の児童手当拠出金、自営業などの方が加入し納める国民年金保険料（以下「保険料等」といいます。）の収納事務については、機構の「収納職員」に、保険料等が納付されない場合の滞納処分については、機構の「徴収職員」に行わせることが社会保険各法令で定められています。

この「徴収職員」及び「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣の認可が必要とされており、その権限は地方厚生局長に委任されています。

北海道厚生局では、機構の北海道ブロック本部から各年金事務所^(注2)に配置する「徴収職員」及び「収納職員」の認可申請があった場合に、当該申請の審査と認可を行います。

（注2） 北海道に設置されている年金事務所については、「第三章 統計・資料」をご覧下さい。

② 保険料等の滞納処分に係る認可

保険料等を滞納している厚生年金保険等の適用事業所の事業主、国民年金の被保険者やその連帯納付義務者（世帯主及び配偶者）に対し、機構が保険料納付の督促、財産調査及び差押えなどの滞納処分を行う場合は、事前に厚生労働大臣の認可が必要とされており、その権限は地方厚生局長に委任されています。

北海道厚生局では、機構本部（通常分^(注3)）及び各年金事務所（緊急分^(注4)）から認可申請があった場合に、当該申請の審査と認可を行います。

（注3） 每月一定の時期に機構本部から各年金事務所の対象分を一括して認可申請する分をいいます。

（注4） 事業の廃止や破産などで急を要するため、各年金事務所から個別に認可申請する分をいいます。

③ 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

機構が厚生年金保険等の加入手続きが行われていない未加入の法人事業所や一部の業種を除く従業員5人以上の個人事業主に対して行う加入指導・立入検査、又は事業主からの各種届出内容などを確認する事業所の調査（以下「立入検査等」といいます。）については、事前に厚生労働大臣の認可が必要とさ

れどおり、その権限は地方厚生局長に委任されています。

また、厚生年金保険・国民年金の被保険者及び受給権者の方に対して実施する調査においても事業所への立入検査等と同様に地方厚生局長の認可が必要とされています。

北海道厚生局では、機構の北海道ブロック本部が各年金事務所分を取りまとめて北海道厚生局長に対して認可申請があった場合に、当該申請の審査と認可を行います。

以下は、平成21年度から24年度における機構の北海道ブロック本部に対して認可した実績件数です。

① 徴収職員、収納職員の認可

認可件数				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
徴収職員	181	42	61	72
収納職員	205	43	66	64
計	386	85	127	136

② 滞納処分に係る認可

認可件数				
(1) 厚生年金保険	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
通常分	21, 069	81, 030	79, 490	77, 155
緊急分	31	215	161	142
計	21, 100	81, 245	79, 651	77, 297
(2) 国民年金	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
通常分	30	248	486	876
緊急分	4	48	58	42
計	34	296	544	918

③ 立入検査等に係る認可

認可件数				
(1) 事業所への立入検査等	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
適用事業所分	1, 444	10, 873	29, 562	30, 482
未加入事業所分	464	2, 556	2, 066	3, 798
計	1, 908	13, 429	31, 628	34, 280
(2) 被保険者・受給権者への調査	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
被保険者分	0	0	0	0
受給権者分	0	17	24	9
計	0	17	24	9

(注) 平成21年度は旧社会保険庁廃止後の平成22年1月から3月までの3カ月分の実績数値です。

7. 国民年金等事務取扱交付金

厚生労働省や機構が行う国民年金等の事務の一部については、次の i)、 ii) の通り市町村において実施しており、この事務の実施に要する費用については、地方厚生局長が市町村からの申請を審査し、厚生労働大臣から交付することとされています。

i) 厚生労働省が行う事務の一部について法律により市町村が行うこととされている事務（法定受託事務）に対する費用の交付

国民年金の基礎年金、福祉年金及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法律により法定受託事務として市町村が行うこととなっています。法定受託事務に要する費用は、市町村に負担義務はないものとされ、申請に基づき厚生労働大臣が交付しています。

ii) 国民年金事務に関して市町村の協力や連携のもとに実施した事務に対する費用の交付

法定受託事務に付随する事務や国民年金に関する相談などについては、地方分権一括法の成立によって国民年金事務の見直しが行われ、被保険者に対するサービス低下を来たさないよう市町村が厚生労働省や機構に対して協力・連携のもとに事務を実施しています。その事務に要する経費について、市町村の申請に基づき厚生労働大臣が交付しています。

平成22年度から23年度に申請に基づき市町村に交付した実績額は以下の通りです。

	市町村数	法定受託事務（円）	協力・連携事務（円）	合計額（円）
平成22年度	179	1, 164, 664, 093	175, 254, 176	1, 339, 918, 269
平成23年度	179	1, 135, 437, 997	165, 179, 559	1, 300, 617, 556

※平成24年度は決算未了のため、掲載しておりませんのでご了承願います。

8. 学生納付特例事務法人及び保険料納付確認団体の指定

(1) 学生納付特例事務法人

20歳以上の学生等の方は国民年金に加入する義務がありますが、所得が少ないなどの理由で保険料の納付ができずに、将来老後の年金や不慮の事故や病気などで障害を負った際の障害年金などが受給できなくなるのを防止することを目的に、ご本人からの申請により保険料の納付が10年間猶予される「学生納付特例」制度があります。

この制度を利用するためには、学生等である期間中、毎年居住する市町村の窓口に申請を行う必要がありますが、できる限り申請しやすい環境を整備する観点から大学や教育機関など（以下「大学等」といいます。）が、厚生労働大臣から「学生納付特例事務法人」の指定を受けることで、学生等からの申請を代行して受理することができます。この指定の権限は、厚生労働大臣から地方厚生局長に委任されています。

北海道厚生局では、大学等から申請があった場合の指定や指定の取消、制度の普及などを行っています。平成25年3月末時点で、北海道で指定を受けている大学等は次の4校で、平成24年度に新規指定

申請はありませんでした。

大学・施設名	所在地	指定年月日
国立大学法人 小樽商科大学	小樽市	H20.4.28
学校法人 北海道武蔵女子学園 北海道武蔵女子短期大学	札幌市北区	H20.6.11
市立小樽病院高等看護学院	小樽市	H20.9.4
国立大学法人 北海道大学	札幌市北区	H20.10.30

(注) H21 年 12 月までは旧北海道社会保険事務局長名で指定しています。

(2) 保険料納付確認団体

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体などが、厚生労働大臣の指定を受けることで、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、本人に代わって保険料の納付状況を確認することができる「保険料納付確認団体」制度があります。

構成員へ保険料納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促進することにより、年金を受給する権利を確保することがこの制度の目的です。この指定の権限は、厚生労働大臣から地方厚生局長に委任されています。

北海道厚生局では、「保険料納付確認団体」への指定を希望する団体から当該申請がされた場合に、指定や指定の取消、制度の普及などを行っています。

平成25年3月末時点で、北海道で指定を受けている団体は次の1団体で、平成24年度に新規指定申請はありませんでした。

団体名	所在地	指定年月日	備考
北海道社会保険労務士会	札幌市中央区	H20.5.19	

(注) H21 年 12 月までは旧北海道社会保険事務局長名で指定しています。

9. 社会保険労務士の指導・監督

北海道厚生局では、「社会保険労務士法」に基づく社会保険労務士等の業務の適正な運営を確保するため、厚生労働大臣から委任を受けて次の指導、監督などの業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員の解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査

- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に関する聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力

北海道において、平成24年度に不適正な事案はありませんでした。

平成25年3月末時点での北海道内の社会保険労務士の会員数は23法人、1,129人です。

10. 年金委員の委嘱等

年金委員とは、機構が行っている厚生年金保険や国民年金制度の適用、給付、保険料などについて、会社や地域で啓発、相談及び助言などの自主的な活動を行うほか、機構の業務に協力するなど、無報酬で行う奉仕的な民間協力員として活動していただいている方々のことです。

年金委員は、機構を通じて厚生労働大臣が委嘱するものとされており、その権限は地方厚生局長に委任されています。

北海道厚生局では、事業所及び市町村などから年金委員に推薦された方の審査を行い、委嘱・解嘱状及び年金委員証明書の発行、年金委員名簿の管理などを行っています。

年金委員は活動する領域により次の二つに区分されています。

i) 「職域型」の年金委員

- ・厚生年金保険の適用事業所ごとに設置します。
- ・設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所にあっては1名、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所にあっては2名とし、任期はありません。

ii) 「地域型」の年金委員

- ・市町村などの各種団体からの推薦により設置します。任期は3年です。

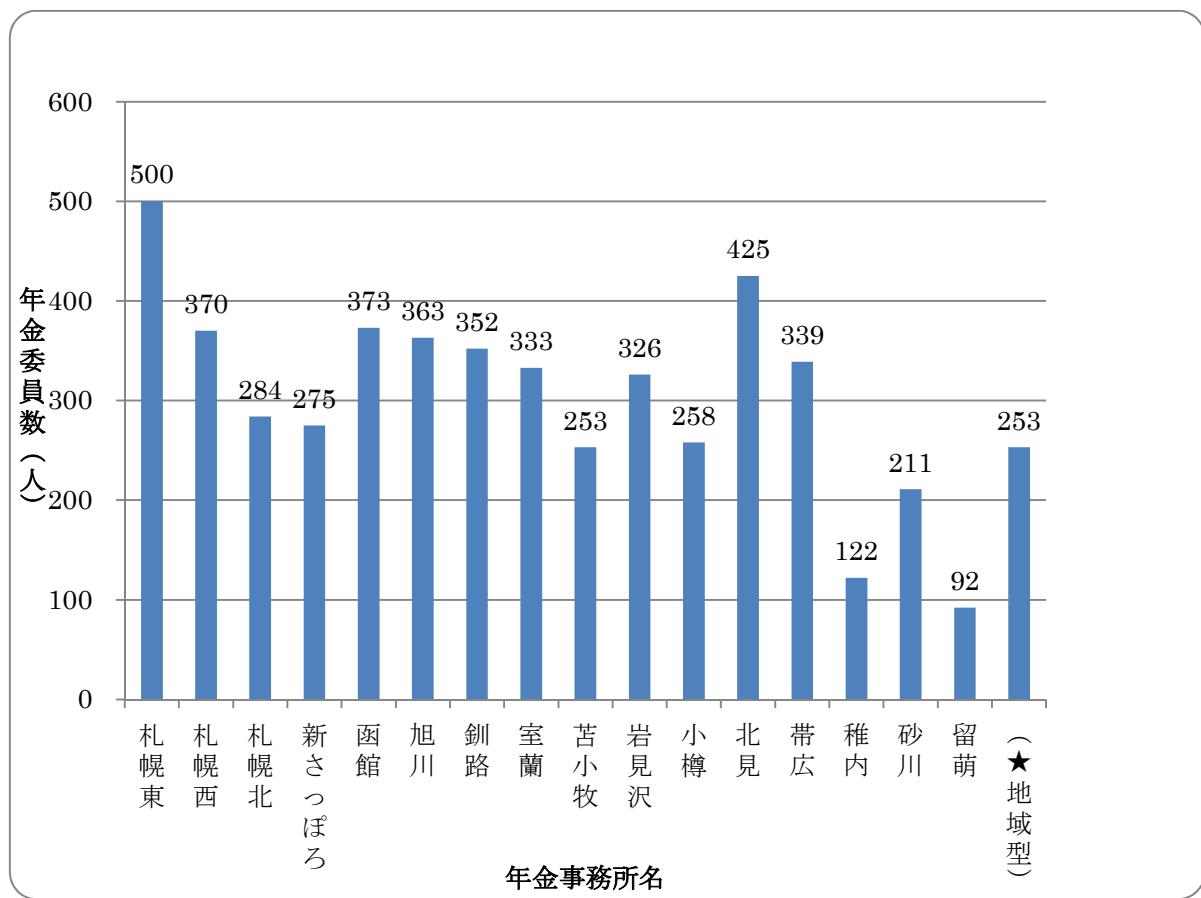
以下は、平成22年1月から25年3月末現在の年金委員委嘱数の推移です。

◆平成22年1月1日から平成25年3月末までの年金委員委嘱数 (単位:人)

	平成22年1月1日	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
職域型	5,191	5,164	5,046	4,976	4,876
地域型		97	97	96	253
計	5,288	5,261	5,143	5,072	5,129

(注) 平成22年1月1日は、旧社会保険庁から地方厚生局に事務が移管された日を指します。

◆平成 25 年 3 月末現在の年金委員数（年金事務所別、地域型）



(健康福祉課)

1 1. 中小企業等協同組合の設立認可等の業務

中小企業等協同組合とは、中小企業者が公正な経済活動の確保・経済的地位の向上を図るため、相互扶助の精神に基づき共同して事業を行う組織をいいます。

中小企業等協同組合法に基づく組合は、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の6種がありますが、北海道厚生局においては、このうち厚生労働省が関わる組合である事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうち、二以上の都道府県の区域で事業を行う組合で当該組合の主たる事務所の所在地が北海道にあるものの設立や定款変更の認可等の業務を行っています。

(実績)

	平成23年度	平成24年度
組合数	11	11
設立認可	0	0
定款変更認可	1	4

1 2. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に規定する指定医療機関の指定

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び戦傷病者特別援護法により、厚生労働大臣が指定するものであり、厚生労働大臣の権限が地方厚生局長へ委任されているものです。

北海道厚生局内の指定医療機関数は以下の通りです。

	平成23年度	平成24年度
原爆被爆者に対する 指定医療機関	15	14
戦傷病者指定医療機関	6	6

1 3. 三種病原体等の所持施設の監督

生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（以下、病原体等という）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律においては、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設け、管理体制の確立を行うこととされています。

北海道厚生局では、北海道内に所在する三種病原体等の所持者を対象に、三種病原体等の取扱いや施設の基準の遵守状況を確認するため、立入検査を行っています。

また、立入施設が第四種病原体等を併せて所持している場合は、その所持状況についても検査を行っています。

(実績)

	平成23年度	平成24年度
病原体等所持者からの変更届出の受理	1	5
病原体等所持施設入検査	3	2

14. 生活衛生同業組合等の振興計画の認定、振興計画の実施状況の報告に関する業務

生活衛生同業組合とは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し衛生施設の改善向上を図ることを目的として、厚生労働大臣の認可を受けて都道府県単位で設立される組合です。

厚生労働大臣が業種を指定して（17業種：クリーニング業、すし店、理容業、美容業、めん類、旅館業（簡易宿泊所）、旅館業（ホテル・旅館業）、食肉販売業、一般飲食店、中華料理業、料理業、社交業、喫茶店営業、食鳥肉販売業、興業場営業、浴場業、冰雪販売業）当該業種に係る振興指針を定めており、この振興指針に適合等する場合には厚生労働大臣の認定を受けることができることとされています。

北海道厚生局では、上記業種のうち13業種の事業者からの申請により振興計画の認定・取消、変更認定及び実施状況報告の受理に関する業務を行っております。

(実績)

	平成23年度	平成24年度
振興計画の変更認定	4	0
実施状況報告の受理	13	13

15. 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱及び主任児童委員の指名並びに表彰

民生委員は、民生委員法の規定に基づき、都道府県知事（政令市、中核市の長を含む）からの推薦により厚生労働大臣から委嘱され、福祉事務所等の関係行政機関に対する協力業務や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事し、その任期は3年となっています。

また、民生委員は児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、児童委員は、児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童福祉司や社会福祉主事の行う職務への協力を行っています。

そのうち、主任児童委員は児童委員のうちから厚生労働大臣が指名することとなっており、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整及び児童委員の活動に対する援助及び協力を行っております。

北海道厚生局では、北海道における民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っております。

民生委員・児童委員及び主任児童委員の委嘱・指名状況

	平成23年度	平成24年度
民生委員・児童委員数	12,591	12,559

(参考：平成24年度内訳)

	現在数	うち主任児童委員
北海道	8,347	746
札幌市	2,740	197
旭川市	765	67
函館市	707	58
合計	12,559	1,068

	平成23年度	平成24年度
民生委員・児童委員の委嘱	275	279
民生委員・児童委員の解嘱	270	311
主任児童委員の指名	24	22
厚生労働大臣表彰状の授与	27	27
厚生労働大臣感謝状の授与	116	127

16. 戦没者の妻等に対する特別給付金の規定等により発行する国債の特別買入償還

戦没者等の妻等に対する特別給付金及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は先の大戦における戦没者等の遺族に対し、国として弔意を表するもので、記名国債をもって支給されます。

支給を受けた者のうち、生活保護を受けている者、あるいは受ける状態になるおそれがあると福祉事務所長が認める者は、支払期日前に国庫債券の全部について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還を受けることができます。

北海道厚生局では、この特別弔慰金及び特別給付金国庫債券の特別買上償還を受けるために必要な証明書を発行する事務を行っております。

(実績)

	平成23年度	平成24年度
買上償還に係る証明件数	12	6

17. 精神保健指定医の指定

精神保健指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、所定の要件を満たす医師の申請により厚生労働大臣が医道審議会の意見を聴いた上で指定し、精神障害者に対する措置（指定の判定により強制的に入院させること）及び医療保護による入院及び退院の際の診療、一定の行動制限の判定などを行います。

北海道厚生局では、精神保健指定医について、指定申請書の受理、審査及び本省への送付、新規指定及び5年ごとの研修受講等による指定医証の交付、辞退・死亡届の受理等の業務を行っています。

精神保健指定医の指定状況

	平成23年度	平成24年度
精神保健指定医数	657	685

	平成23年度	平成24年度
新規申請等受理	21	26
指定医証発行数(新規)	15	27
指定医証発行数(更新・再発行)	108	170
指定医取消数	0	1

18. 生活保護の医療扶助適正実施及び向精神薬の重複処方状況の確認調査

生活保護制度においては、年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合には、生活保護による保護に優先してその制度を活用することが前提となっています（他法他施策の優先）。

北海道厚生局では、北海道、札幌市、旭川市、函館市に対し障害者自立支援法に基づく自立支援給付の適用が適切に行われるよう確認監査を行っています。

具体的には、被保護者のうち身体障害者手帳を持つ者を対象としたレセプトを調査し、医療扶助が適切に行われているかや、向精神薬が重複して処方されていないか等の監査を行っております。

	平成23年度	平成24年度
監査実績(件数)	4	4

19. 補助金等の交付に関する業務

地方公共団体から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

施設整備等に係るもの

交付目的・対象	件数及び交付金額(千円)			
	平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額
保健衛生施設等施設整備費国庫補助金	都道府県等の医療機関等の施設に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上を図るため。	2	38,811	4 59,301
保健衛生施設等設備整備費国庫補助金	都道府県等の医療機関等の設備に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上を図るため。	9	75,755	19 155,372
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)	市町村が地域において介護施設等の整備計画に基づいて計画した面的整備計画、介護療養型医療施設転換計画及び先進的事業整備計画に基づく事業に交付。	25	857,775	13 389,411
地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)		33	101,772	17 67,093
次世代育成支援対策施設整備費交付金	次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設整備等の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部を交付することにより次世代育成支援を推進するため。	1	8,636	4 80,455
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	生活保護法、児童福祉法、障害者自立支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図るため。	4	239,477	6 102,645
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	地方公共団体等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図るため。	1	9,600	0 0

※地域介護・福祉空間整備等の交付施設の例について北海道厚生局ホームページに掲載しております。（下記 URL 参照）

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/kofukin.html>

義務的経費にかかるもの

交付目的・対象	件数及び交付金額(千円)			
	平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額
結核医療費国庫負担金	5	68,662	5	61,973
結核医療費国庫補助金	5	6,505	5	5,077
原爆被爆者健康診断交付金	1	7,552	1	5,673
原爆被爆者手当交付金	1	215,319	1	182,591
原爆被爆者葬祭料交付金	1	4,023	1	4,627
児童扶養手当給付費国庫負担金	36	10,239,833	36	10,231,233
特別児童扶養手当事務取扱交付金	180	53,368	180	54,506
特別障害者手当等給付費国庫負担金	36	1,509,023	36	1,446,997

	交付目的・対象	件数及び交付金額(千円)			
		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額
婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金	売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図るため。 交付先：北海道	1	58,276	1	61,566
児童入所施設措置費等国庫負担金	都道府県等が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図るため。	34	3,698,837	34	3,865,085
保育所運営費国庫負担金	保育所の運営に必要な経費を負担することにより、保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることため。 交付先：北海道及び市町村	79	13,164,700	79	14,159,358

20. 財産処分に係る業務

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供する、取り壊す等の処分を行う場合、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

北海道厚生局においては、管内自治体から提出された財産処分承認申請書の審査及び報告（包括承認事項）の受理等を行っています。

（実績）

	平成23年度	平成24年度
財産処分承認申請件数	7	10
包括承認（報告）件数	23	20

(指導養成課)

少子高齢化の進む我が国において、将来にわたって、国民の誰もが、健康で豊かな日々を送り、質の高い生活を営んでいくためには、医療、生活衛生、福祉の各方面について、それを力強く支えていく人材を育んでいく必要があります。

この分野の養成施設、養成所、養成機関（以下「養成施設等」という。）は、このような志を持った学生や生徒を、これからのがんの社会を支えるかけがえのない人材に育んでいくという極めて大切な使命を有しています。

この養成施設等の使命が養成施設等のたゆまぬ創意工夫と努力により実現されることをめざし、当厚生局では、下記の国家資格あるいは国家試験の受験資格を付与する養成施設等の指定及び指導調査等の業務について、効果的・効率的な行政事務を実施しています。

①養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格や任用資格が得られるもの

生活衛生分野 … 栄養士、食品衛生管理者・食品衛生監視員*

福祉分野 … 保育士、介護福祉士、社会福祉主事* (*は任用資格)

②養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの

医療分野 … 救急救命士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師

生活衛生分野 … 管理栄養士、理容師、美容師、製菓衛生師

福祉分野 … 社会福祉士、精神保健福祉士

21. 各養成施設等の指定及び監督等に関する業務

上述のとおり、指導養成課が所管している養成施設等は29養成種別あり、これらすべての種別に係る指定等の事務を行っています。

平成24年度において指導養成課が行った指定、変更承認、変更届等の受理件数は、以下のとおりです。

なお、食鳥処理衛生管理者養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉養成施設、児童福祉司養成施設及び児童福祉施設職員養成施設については、平成24年度末現在、北海道厚生局管内にはありません。

※ 養成施設等の数や名称等は、第三章14「所管養成施設等一覧」を、また各資格の概要は、第三章26「国家資格の概要」をご参照ください。

※平成24年度 各養成施設等に係る指定、変更承認等の件数

(単位：件)

養 成 種 別		新規指定	変更承認	変更届出	指定取消 廃止承認
1	救急救命士養成所	0	2	3	0
2	診療放射線技師養成所	0	6	1	0
3	臨床検査技師養成所	0	2	0	0
4	理学療法士養成施設	0	17	1	0
5	作業療法士養成施設	0	18	1	0
6	視能訓練士養成所	0	2	3	0
7	臨床工学技士養成所	0	4	3	0
8	義肢装具士養成所	0	0	3	0
9	言語聴覚士養成所	0	3	0	0
10	あん摩マッサージ指圧師、 ～12 はり師及びきゅう師養成施設	0	3	6	1
13	柔道整復師養成施設	0	2	5	0
14	歯科衛生士養成所	0	10	6	0
15	歯科技工士養成所	0	0	0	0
16	保健師養成所、助産師養成所 ～18 及び看護師養成所	1	23	41	1
19	栄養士養成施設	0	0	4	0
20	管理栄養士養成施設	0	0	2	0
21	理容師養成施設	0	0	9	0
22	美容師養成施設	0	0	13	0
23	製菓衛生師養成施設	0	1	2	0
24	食品衛生管理者・ 食品衛生監視員養成施設	1	0	3	0
25	指定保育士養施設	2	6	9	0
26	介護福祉士養成施設等	6	11	64	1
	介護福祉士養成施設	0	11	46	1
	福祉系高等学校等	0	0	18	0
	介護福祉士実務者養成施設	6	0	0	0
27	社会福祉士養成施設等	0	1	17	0
28	社会福祉主事養成機関等	0	2	6	3
29	精神保健福祉士養成施設等	0	0	11	0
合 計		10	113	213	6

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正について

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めることを目的としています。

主な改正の内容については、次のとおりとなっています。

- 1 医療と介護の連携の強化等
- 2 介護人材の確保とサービスの質の向上
- 3 高齢者の住まいの整備等
- 4 認知症対策の推進
- 5 保険者による主体的な取組の推進
- 6 保険料の上昇の緩和

この中の、2について

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
 - ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し（平成27年4月1日施行予定）。
- という内容が盛り込まれており、特に②の見直しの内容については、以下のとおりです。

- ・実務経験者について、3年以上の実務に加えて、新たに、実務者研修（6ヶ月研修）の受講を義務付けたこと。
- ・介護福祉士養成施設等の卒業者について、新たに、介護福祉士試験への合格を義務付けたこと。
- ・平成27年度以降の介護福祉士試験より医療的ケアの内容が追加されること。

これらの改正内容に対応するため、現在、介護福祉士養成施設において医療的ケア（喀痰吸引等）に関する教育を行うための準備を進め、また、実務経験者が早期の段階から数年間かけて少しずつ実務者研修（6ヶ月研修）が受講できるよう、施行前の平成24年度から実務者研修実施主体（法人）からの指定申請を受け付けております。

22. 医療・生活衛生・福祉関係の養成施設等の指導調査

指導養成課においては、前述の指定等の事務の他、養成施設等に対する監督業務の一環として、養成施設等における指定規則等の遵守状況を確認するとともに、併せて指導や助言を行うことにより、適正な運営の推進を図ることを目的として、所管する全ての養成施設等に対して定期的に実地に指導調査を実施しています。

平成24年度は、10養成種別15養成課程の養成施設等に対し指導調査を行い、調査の結果、

- ・学則で定めた入学選考の方法と募集要項に整合性がない。
- ・学則等に記載しない運営及び承認・実習指導者等の届出事項の未提出。
- ・学則に規定されていない、併設学科への転科。
- ・教員資格要件の不足・未確認及び専任教員等の不足。
- ・入学審査に係る選考方法及び合否判定基準が不明確
- ・入学定員の超過、入学資格要件の確認不足及び同時に授業を行う学生数等の超過。
- ・授業時間数の不足に係る不適正な履修認定・単位認定及び出席時間数の不足。
- ・施設設備等の不備・不足。

等、指定規則等を遵守していない事例が見受けられましたので、速やかに改善するよう指導を行い、原則としてその年度内に改善していただくこととしました。なお、文書により指導した件数は10件、口頭により指導した件数は36件です。

また、指定規則等を遵守した適切な指導養成施設等の運営に資するよう、平成24年度に実施した指導調査の結果等を踏まえ、留意事項をとりまとめ、全ての養成施設等に対して「養成施設等の適正な運営にあたっての留意事項について」（平成25年3月13日付け北海厚健発0313第1号 北海道厚生局健康福祉部長通知）を発出しました。

なお、部長通知に記載した留意事項は当局のホームページ（「養成施設を運営される方々へ」参照）に掲載しております。

23. 看護教育に関する業務

○ 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）

本講習会は、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設において特定分野（保健師養成所における公衆衛生看護学、助産師養成所における助産学及び看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論）の実習指導の任にある者、又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解とともに、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、地方厚生局が行うものです。平成24年度の実績は以下のとおりです。

・開催実績

期 間：平成24年7月31日（火）～8日（水） ※土・日を除く7日間

場 所：北海道経済センター会議室

受講者数：37名

講習内容と講師

「教育原理・教育心理」	:	山谷敬三郎（北翔大学生涯学習システム部）
「教育方法・評価方法」	:	廣川 和市（札幌学院大学）
「看護教育課程」	:	荻野 薫子（日本福祉看護・診療放射線学院）
「実習指導の原理」	:	前田 明子（天使大学看護栄養学部）
「実習指導の実際Ⅰ」	:	藤長すがこ（日本福祉看護・診療放射線学院）
「実習指導の実際Ⅱ」	:	山崎 純子（勤医協札幌看護専門学校） 細川真智子（医療法人札幌山の上病院） 宮田久美子（日本福祉看護・診療放射線学院） 笠井真利子（中村記念病院附属看護学校） 石村 珠美（北海道医薬専門学校） 高橋 香（北海道医療センター附属札幌看護学校）
「看護の動向」	:	後藤 幸恵（北海道厚生局 看護教育指導官）

24. 社会福祉に関する科目を定める省令第5条に規定する実習演習科目の確認に関する業務

福祉系大学等において平成21年度から導入された社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省、厚生労働省令第3号）第5条に規定されている実習演習科目の確認に関する業務について、平成24年度の実績は次のとおりです。

（単位：件）

実習演習科目の確認	変更届受理	確認取消
0	27	2

25. 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する業務

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第23条の2に規定されている介護技術講習の実施届出等に受理状況について、平成24年度の実績は次のとおりです。

（単位：件）

講習会実施届出受理	実施回数	受講者数	修了者数
14	131	2629	2616

○講習会実施介護福祉士養成施設等数 14校

平成24年度 各養成施設等に係る指導調査実施状況一覧

養成種別	養成施設等数 及び養成課程数		入学定員	指導調査 養成課程数	文書 指導数	口頭 指導数
理学療法士養成施設	7校	8課程	380	1	1	3
作業療法士養成施設	6校	7課程	270	1	1	3
歯科衛生士養成所	10校	11課程	494	1	3	4
看護師養成所	42校	47課程	2,510	3	2	6
栄養士養成施設	10校	10課程	795	1	0	2
管理栄養士養成施設	5校	5課程	395	1	0	1
美容師養成施設	9校	20課程	1,420	2	2	8
食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設	8校	11課程	1,113	1	0	2
指定保育士養成施設	25校	25課程	1,370	1	1	3
介護福祉士養成施設等	22校	30課程	1,519	1	0	0
福祉系高等学校等	9校	9課程	376	2	0	4
計	153校	183課程	10,642	15	10	36

(注) 養成施設等数、課程数並びに入学定員は、平成24年4月1日現在の数値。

- ・「校数」は延べ数である。
- ・平成24年度中に指導調査を実施した10養成種別15養成課程について記載。

(福祉指導課)

介護保険は、介護をする状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるよう必要な介護サービスを総合的・一体的に提供するための制度です。現在、道内では、156の保険者(市町村(広域連合を含む))が制度運営に携わり、14,560のサービスが提供されています。

北海道厚生局では、市町村等への助言や介護事業所に対する実地指導を通して、介護保険制度の適正な運営と提供されるサービスの質の向上を図っています。

また、介護事業などを運営する社会福祉法人の設立認可や監督などの業務も併せて担当しています。

※ 事業者等の数は、平成25年4月30日現在(介護予防サービスを含んだ数です。)

26. 介護保険事業所等の指導・監督

(1) 市町村等に対する助言・指導

市町村及び広域連合(以下「市町村等」という。)が所管する、要介護状態となった場合でも、住み慣れた環境のもと、在宅や共同での充実した生活の実現を目的とする、地域密着型サービスは、1,441(介護予防を含めると2,721)に上っており、これらの事業所の指定、指導及び監査の業務については、それぞれの事業所が所在する市町村等が担当しています。

北海道厚生局では、市町村等を訪問し、指定、指導及び監査の体制整備や支援、指導方針や具体的な指導方法について、市町村等担当者に技術的助言を行っています。また、市町村等が実施する業務管理体制の整備に関する監督事務のうち、主として確認検査(一般検査・特別検査)について均一な検査水準の確保を図る観点から、市町村等に対し技術的助言を行っています。

平成24年度は15市町村3広域連合の上記状況を確認し、15市町村3広域連合の全てに対して、指定事務及び事業者に対する指導方法等について技術的助言を行いました。

(2) 介護保険サービス事業者への合同実地指導

介護保険制度をより充実したものとして持続させるためには、事業者(事業所)自身が適正な運営を確立する遵法意識はもとより、利用者に対し提供されるサービスの質を高めていくことも求められています。

さらに、指定と指導・監督の権限を持つ市町村自らが事業者に対する指導の技量を高め、市町村と事業者間の良好な信頼関係を醸成することも、事業者のサービスの質を高める上で重要です。

北海道厚生局では、各市町村等の指導・監督担当者と合同で事業所への実地指導を実施し、事業所で提供されているサービスの内容を確認し必要な指導を行うとともに、指導・監督担当者の技量向上を支援しています。

平成24年度は18事業者(グループホーム等)に対し、市町村等と合同で事業者指導を実施し、指定申請及びアセスメント・プランニング・モニタリング等の一連のプロセスの重要性等について指導を行いました。

(3) 介護サービス事業者業務管理体制確認検査

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務づけられました。

介護サービス事業者による法令遵守の義務を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るためです。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

北海道厚生局では9事業者（平成25年3月31日現在）に対する監督事務を行っており、平成24年度は3事業者に対して業務管理体制確認検査（一般検査）を実施し、法令遵守に対する基本方針の策定等について指導を行いました。

地域密着型サービス事業者指導監督業務市町村担当者連絡会議の開催

地域密着型サービスに関し平成19年度以降、109の市町村、広域連合及び介護保険事業所に対して実地指導を実施してきました。

これまでの実地指導での結果を踏まえ、市町村及び広域連合に対して地域密着型サービスの指導監督業務の周知を図る観点から地域密着型サービス事業者指導監督業務市町村担当者連絡会議を開催しました。

平成24年5月11日より全道11会場で開催し、112市町村（うち広域連合4）から164名の職員が出席しました。

(医事課)

医事課では、医療という幅広い分野のなかで、医師・歯科医師の育成に関わる臨床研修や心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰の促進を目的とした医療観察法に関する業務、医療の質と安全性の向上に関する取組の普及啓発、医師不足に対応する医師の確保や地域医療の確保・推進に関すること、行政処分を受けた医師又は歯科医師の再教育に関する事務、特定機能病院の立入検査業務、国の開設する病院・診療所及び助産所の監督業務を行っています。また、薬事法に基づく特殊な医薬品の製造（輸入販売）業の許可・監視業務、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物原体の製造（輸入）業に係る登録事務等を行っています。

27. 医師と歯科医師の臨床研修

(1) 平成16年度から施行された新医師臨床研修制度では、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けなければならないこととされています。

その後平成21年に改正省令が施行され、平成22年4月以降は臨床研修病院の指定基準の強化等の見直しが行われました。

臨床研修を受ける医師は、厚生労働省の指定を受けた病院又は大学附属病院で、各臨床研修病院で作成された研修プログラムに沿って研修を受けることとなります。臨床研修を修了すると、申請により「臨床研修修了登録証」が交付されるとともに、修了した旨が医籍に登録されます。

道内の3医育大学（北海道大学・旭川医科大学・札幌医科大学）において平成24年3月に卒業した学生は290名おり、267名が臨床研修を開始しています。そのうち175名が道内の臨床研修病院で臨床研修を受けています。残り92名は道外へ転出していますが、逆に道外の医育大学から転入してきた者などが89名おり、道内の臨床研修病院における平成24年4月の研修医採用者数は264名となっています。

(2) 歯科医師についても医師と同様に平成18年度から1年間以上の臨床研修が義務付けられています。

道内の大学歯学部（北海道大学・北海道医療大学）において平成24年3月に卒業した学生は115名おり、96名が臨床研修を開始しています。そのうち69名が道内の臨床研修病院で臨床研修を受けています。残り27名は道外へ転出していますが、逆に道外の大学から転入してきた者などが32名おり、道内の臨床研修病院における平成24年4月の研修医採用者数は101名となっています。

北海道厚生局では、臨床研修制度の円滑な実施を図るために北海道ブロック臨床研修制度協議会を設置し、開催しています。

また、北海道内の臨床研修病院の実地調査を行っています。

(3) 平成24年度の医師・歯科医師臨床研修病院（施設）数（平成25年3月31日現在）

臨床研修病院区分	医科	歯科
大学病院	3	4

基幹型臨床研修病院	57	
単独型臨床研修施設		9
管理型臨床研修施設		
単独／管理型臨床研修病院（施設）		2
合 計	60	15

※基幹型臨床研修病院：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うもの（医科）

単独型臨床研修施設：単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う施設（歯科）

管理型臨床研修施設：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行い、それらを管理する施設（歯科）

(4) 平成24年度の業務実績

業 務 内 容	医 科	歯 科
臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者	217名	87名
臨床研修病院等指定件数		
・臨床研修病院の新規指定によるもの	5件	1件
・協力型臨床研修病院等の病院群の群構成によるもの	39件	4件
研修プログラム変更	45件	5件
臨床研修病院実地調査	12件	2件

① 「北海道ブロック臨床研修制度協議会」の開催

開催日 : 平成25年1月21日（月）

参加者 : 98名

② 医師臨床研修費補助金の交付

補助金申請病院 : 53件

交付決定額合計 : 558,727千円

28. 医療観察法に関する業務

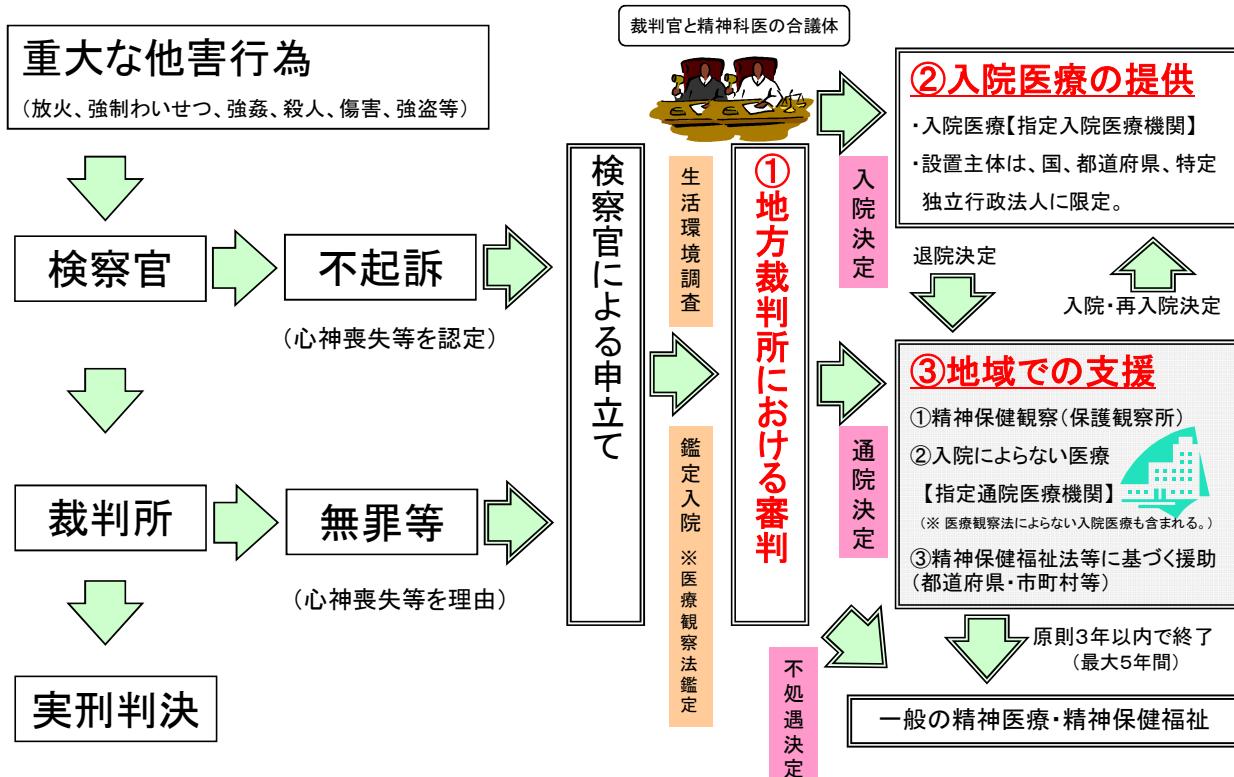
北海道厚生局では「医療観察法」（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）関連業務として、精神保健判定医等に関する候補者との調整、指定医療機関の指定、指定医療機関の選定、入院決定の執行、医療観察診療報酬の審査等の業務を行っています。

医療観察法の目的（医療観察法第1条）

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。）を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。

医療観察法の仕組み

・平成15年7月成立・公布
・平成17年7月15日施行



- ① 裁判官と精神保健判定医（精神科医）の合議体が入院・通院などの適切な処遇を決定
- ② 国の責任において手厚い専門的な医療の提供
- ③ 地域において継続的な医療を確保するための仕組みを設定

平成24年度業務実績

業務 内 容	件 数
精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の取りまとめ	96人
指定通院医療機関の指定（基準に適合する病院、診療所、薬局を事前に指定する）	5件
指定入院医療機関の選定（移送）	8件
指定通院医療機関の選定（裁判所から通院決定が出た際に指定医療機関から通院先を選定する）	3件
指定通院医療機関一般指導監査	4件
医療観察診療報酬の審査及び支払	689件

29. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発

北海道厚生局では、医療安全に関する知識の習得・資質向上を目的として、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に「医療安全に関するワークショップ」を開催しております。

(実績)

「平成24年度 医療安全に関するワークショップ」

・日 時 平成24年10月23日(火) 09:25~16:30

- ・会 場 札幌コンベンションセンター 1階大ホール
- ・参加者数 639名

平成24年度プログラム及び担当講師

プログラム	講 師 名
「ヒューマンエラーと医療安全」	石川 雅彦 (地域医療振興協会地域医療安全推進センター センター長)
「ゼネラルリスクマネージャーの役割」	南須原 康行 (北海道大学病院医療安全管理部 准教授)
「医療の危険性と対策（法的観点から）」	水澤 亜紀子 (新伝馬法律事務所 弁護士・医学博士)
「みんなで取り組む院内感染対策」	一山 智 (京都大学臨床病態解析学講座臨床病態検査学分野 教授)
「医療安全 中小病院の取り組み」	茂木 二三子 (留萌市立病院 看護部長)

30. 特殊な医薬品の製造業及び輸入販売業の許可

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具を製造（輸入販売）するためには、薬事法の規定に基づき、製造（営業）所ごとに製造（輸入販売）業の許可が必要ですが、現在、特殊な医薬品を除く許可の権限は厚生労働大臣から都道府県知事に委任されています。

また、医薬部外品、化粧品に係る許可の権限は、すべて都道府県知事に委任されています。

北海道厚生局では、厚生労働大臣の許可が必要な特殊な医薬品の製造（輸入販売）に関する事務手続きを所管しており、具体的には次のような業務を行っています。

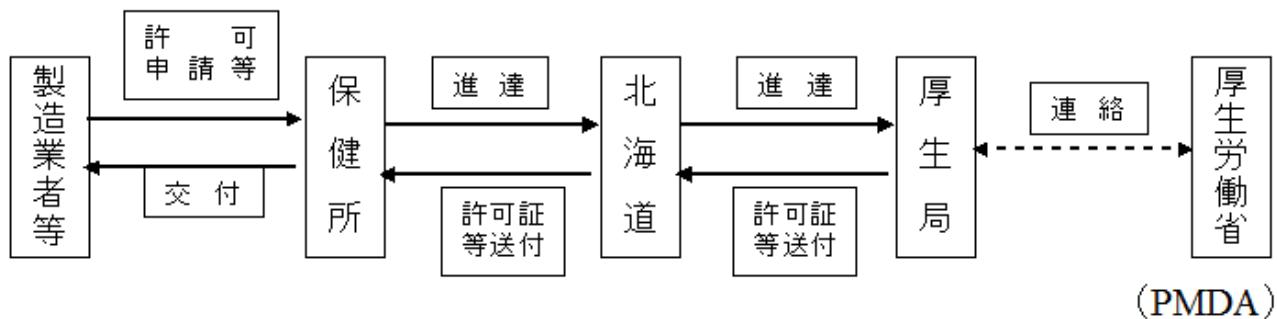
○特殊な医薬品

ア 生物学的製剤 イ 放射性医薬品 ウ 国家検定医薬品 エ 遺伝子組換え技術応用医薬品
オ 細胞培養技術応用医薬品 ハ 細胞組織医薬品 キ 特定生物由来製品医薬品

○取扱い業務（上記医薬品に限る）

- ① 医薬品等製造（輸入販売）業の許可
- ② 医薬品等製造（輸入販売）業の許可更新（5年毎）
- ③ 医薬品等製造（輸入）品目追加（変更）許可
- ④ 生物学的製剤等製造（輸入）管理者の承認
- ⑤ 各種届出の受理
- ⑥ 業許可証の書換え及び再交付

(業務の流れ)



(PMDA)

※PMDA=医薬品医療機器総合機構

厚生労働大臣の委任により医薬品等の承認審査に必要な調査及び審査を行う機関。

北海道管内の製造者は、第三章1（9）をご参照ください。

3.1. 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録

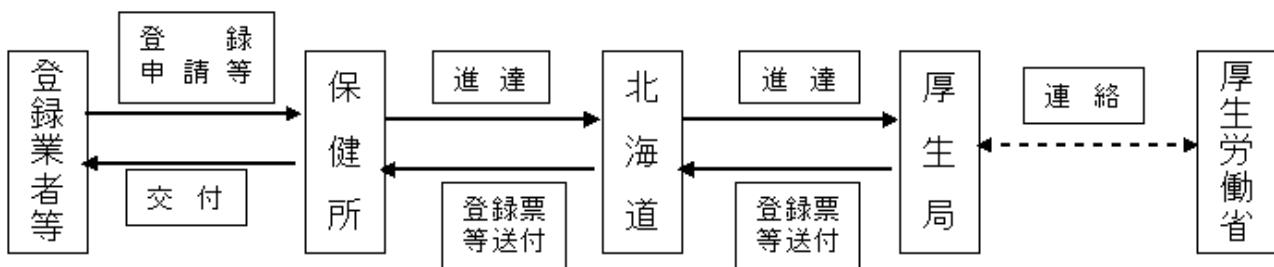
毒物及び劇物については、毒物及び劇物取締法の規定により製造（輸入）業の登録を受けた者でなければ販売及び授与の目的で製造又は輸入してはならないとされています。

現在、製剤の製造・原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤のみの輸入を行う輸入業者の登録は都道府県知事が行うこととされ、原体の製造（輸入）業者の登録は厚生労働大臣が行うこととされています。

北海道厚生局では、上述の厚生労働大臣の権限とされている毒物劇物製造（輸入）業に係る登録事務を所管し、具体的には次のような業務を行っています。

- ① 毒物劇物製造（輸入）業の登録
- ② 毒物劇物製造（輸入）業の登録更新（5年毎）
- ③ 毒物劇物製造（輸入）業の登録変更
- ④ 毒物劇物取扱責任者設置（変更）届の受理
- ⑤ 各種変更届出の受理
- ⑥ 登録の取消し、毒物劇物取扱責任者の変更命令
- ⑦ 毒物劇物製造（輸入）業者への立入検査（保健衛生上重大な危害が生じるおそれのある場合等）

(業務の流れ)



(PMDA)

北海道管内の登録製造（輸入）業者は、第三章1（10）をご参照ください。

3.2. 特殊な医薬品の製造（営業）所に対する薬事監視業務

北海道厚生局では、大臣許可の医薬品製造（営業）所に対する薬事監視に関する業務を所管しており、具体的には次のような業務を行っています。

- ① 法令に基づく監督命令の執行（業務停止等）及び遵守状況の確認等
- ② 緊急時の立ち入り調査、廃棄等の措置

※①、②の権限は厚生労働大臣（厚生労働本省）自らが行うことを妨げるものではありません。

（輸入監視業務は、関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局沖縄分室が実施しています）

医薬品等（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器）の個人輸入について

個人が自分で使用するために医薬品等を輸入（いわゆる個人輸入）する場合（海外から持ち帰る場合を含む）には、特例として税関の確認を受けた上で輸入が認められているものもあります。原則として、下記の税関を所管する地方厚生局に必要書類を提出して、営業のための輸入でないことの証明（薬事監視員の証明＝薬監証明）を受ける必要があります。

※個人輸入したものを持ち込んだり、譲ったり、他の人の分をまとめて輸入することは認められていません。

○詳しい内容をお知りになりたい方は、以下の地方厚生局の薬事監視専門官にお尋ねください。

- ・関東信越厚生局（函館税關、東京税關及び横浜税關）
電話：048-740-0800 FAX：048-601-1336
- ・近畿厚生局（名古屋税關、大阪税關、神戸税關、門司税關及び長崎税關）
電話：06-6942-4096 FAX：06-6942-2472
- ・九州厚生局沖縄麻薬取締所（沖縄地区税關）
電話：098-854-2584 FAX：098-834-8978

○医薬品等の個人輸入については、厚生労働省のホームページに関連情報サイトがありますので、併せてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0401-1.html>

3.3. 医師確保及び地域医療の確保・推進に関する業務

平成18年度に成立した医療制度改革関連法に基づき、地域や診療科による医師不足問題への対応、地域医療の確保・推進に関する業務として主に以下のような業務を担当しています。

- ①北海道における医師不足の情報収集、現状把握、対応策の検討、指導、助言、報告
- ②北海道地域医療対策協議会との連携、協力、取組状況の把握
- ③国レベルの緊急臨時的医師派遣に係る調整業務（実績：19年度2件、20年度以降申請なし）
- ④地域医療アドバイザー派遣事業に係る調整業務（実績：申請なし）
- ⑤地域医療再生計画の医師確保事業の把握、進捗状況の把握・報告

※ 厚生労働省が平成22年度に実施した「全国必要医師数実態調査」の結果について
(平成22年6月1日現在調査) ・・・ 第三章の資料13をご参照ください。

3 4. 行政処分を受けた医師又は歯科医師に対する再教育研修

平成19年4月1日から医師法第7条の2の規定に基づき、「医道審で1年以上医業停止」に決定した北海道在住の医師の再教育（個別研修）に係る事務を実施しています。

※24年度実績 21年度以前の再教育個別研修決定対象者1名の個別研修終了、登録済。

新規の道内再教育決定対象者該当なし・・・第三章の資料10をご参照ください。

3 5. 特定機能病院の立入検査及び国の開設する病院・診療所・助産所の監督業務

1. 特定機能病院の立入検査

特定機能病院は、病床数400床以上、10以上の決められた診療科、集中治療室や無菌室その他決められた設備を有し、医師、看護師等医療従事者の配置基準を満たすとともに、高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力や高度の医療に関する研修を行うなどの様々な能力を有することを要件として厚生労働大臣の承認を受けている医療機関です。

特定機能病院は、大学附属病院（本院）、高度専門医療センター等、全国で82ヶ所があり、北海道厚生局管内では、以下の3病院が承認を受けています。

- 北海道大学病院 (札幌市)
- 札幌医科大学病院 (札幌市)
- 旭川医科大学病院 (旭川市)

北海道厚生局では、これらの特定機能病院への立入検査を毎年実施しており、当該病院が医療法その他法令に定められた人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理運営がなされているか否かを検査しています。

主な検査の重点項目は次の4点です。

- ① 医療の安全を確保するための体制の構築
- ② 病院等における院内感染防止対策に関する体制の構築
- ③ 医薬品の安全管理に関する体制の構築
- ④ 医療機器の保守点検、安全使用に関する体制の構築

なお、特定機能病院は、毎年度業務報告書を提出しなければならないことになっており、北海道厚生局では管内特定機能病院の業務報告書の内容をホームページ上で公表しております。

2. 国の開設する病院・診療所・助産所の監督業務

国の開設する病院・診療所・助産所は、各省庁（国と見なす国立大学法人、独立行政法人を含む）が開設者となって管理運営されている病院・診療所・助産所です。

北海道厚生局では管内のこれら医療機関の医療法の開設承認、開設承認事項の変更、通知事項の承認、検査、受理の業務を行っています（所管病院数 12、診療所数 55 助産所 該当なし）。

※国の開設する病院、診療所一覧・・・第三章の資料6、7をご参照ください。

(食品衛生課)

食品衛生課では、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認及び承認施設の監視指導や、食品等検査機関の指定・登録及び監督のほか、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の表示に関する業務を行っています。また、輸出水産食品取扱施設の認定や食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション（意見交換）なども含め、関係自治体等と連携・協力し、飲食による危害の発生防止や国民の健康の保護、国民保健の向上などを目的とした業務を実施しています。

3.6. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認

食品衛生法では、衛生上の観点から食品の製造・加工の方法について一律の基準が定められていますが、新たな製造・加工技術やHACCP（ハサップ）方式による衛生管理手法に対応するため「総合衛生管理製造過程の厚生労働大臣承認制度」が設けられています（平成7年食品衛生法改正により創設）。

この制度は、乳、乳製品、食肉製品など政令で定める食品について、製造・加工する食品の種類及び製造・加工施設ごとに、任意の申請に対して審査を行い厚生労働大臣が個別に承認するものです。承認を受けた施設では、食品衛生法に規定する製造基準に制約されない方法により、多様な食品の製造・加工が可能となります。

本来、営業者による自主管理を促すための制度ですが、過去に承認施設において重大な食中毒事件が発生したこと等を踏まえ、平成15年以降3年ごとの更新制となっています。

北海道厚生局は、関係自治体の協力の下、道内の営業者の承認申請に係る審査事務や承認施設の現地調査を実施しています。

総合衛生管理製造過程の品目別承認施設数

	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り 製品	容器包装詰 加圧加熱 殺菌食品	清涼飲料水	合 計
北海道	18	23	6	1	1	3	52
全 国	154	158	63	20	21	115	531

（平成25年3月26日現在）

HACCPとは？

食品製造における衛生管理手法の一つで、最終製品の検査によってその製品の安全性を保証するという考え方ではなく、食品の製造者が、原材料の受入から最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析、評価し、その危害の発生を防止することができるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて管理状況を記録することで製品のより一層の安全性を確保するというものです。

HACCPによる衛生管理手法については、国際的にもその有効性が評価されており、各国で導入が進められています。

※ HACCP : Hazard Analysis Critical Control Point 危害分析重要管理点

3.7. 輸出水産食品取扱施設の認定

我が国から欧州連合(EU)や米国などに輸出される水産食品については、その加工施設等が輸入国の定める要件に適合していることが求められます。

このため、二国間協議の整った国については、厚生労働省において水産食品の輸出に関する手続を定め、各都道府県等が地域振興の観点から輸出を希望する施設の認定を行い、その認定に関する審査、指導・確認を各地方厚生局が行うこととしています。

北海道厚生局では、道内の関係施設の認定に係る審査及び認定後の施設の監視を実施しています。

対EU及び対米国輸出水産食品取扱認定施設数

	対EU認定施設	対米国認定施設
北海道	8	36
全 国	28	76

(平成25年3月25日現在)

北海道からEUへ冷凍ホタテ貝を輸出するためには・・・

北海道で生産されたホタテ貝を道内で加工し、EUへ輸出するためには、ホタテ貝の採捕から加工に至る全ての段階において、施設設備、衛生管理等がEUの定める要件に適合していることが求められます。

1. 指定海域におけるホタテ貝の採捕

指定された生産海域でホタテ貝を採捕します。指定海域は、定期的にホタテ貝、海水等の貝毒、微生物、化学物質のモニタリング検査により衛生的に管理されます。

2. 登録漁船による採捕

あらかじめ登録された漁船でホタテ貝を採捕します。漁船上では、定められた衛生管理の基準を遵守します。水揚げも決められた場所で行います。

3. 認定加工施設への搬送

蓋付き容器に入れ、認定加工施設に搬送します。ホタテ貝の生産地等の履歴が確認できるよう、生産海域や採捕月日、搬送量等を記載した搬送票を添付します。

4. 認定加工施設での加工処理

EUが定める要件に適合していると認定された施設で加工処理を行います。認定施設では、HACCPによる衛生管理を行うことが必要です。

5. 食品衛生監視員による監視

定期的に食品衛生監視員による監視を行います。

38. 健康増進法に基づく食品の虚偽誇大広告等の監視指導

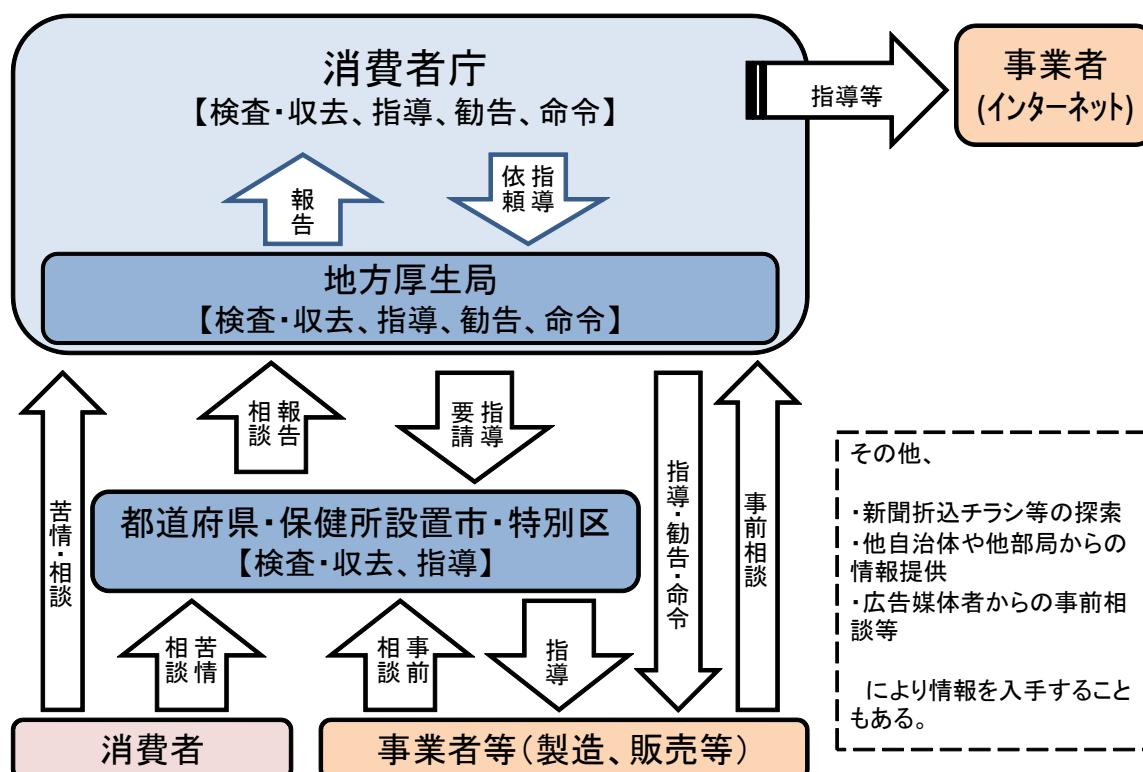
健康増進法では、食品として販売されるものについて広告や表示を行う場合には、健康を保持増進させる効果などに関して、著しく事実と異なる表示や著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないとされています。

北海道厚生局では、このような食品の虚偽誇大広告等について、関係行政機関・自治体等と連携し、監視指導等を行っています。

健康増進法において、著しく事実と異なる表示や著しく人を誤認させる表示が禁止されている事項は、次のとおりです。

- 健康の保持増進の効果
- 含有する食品又は成分の量
- 特定の食品又は成分を含有する旨
- 熱量
- 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果

虚偽・誇大広告等の取締体制



(保険年金課)

保険年金課では、医療保険関連の業務として、健康保険法に基づき健康保険組合が運営している健康保険事業及び全国健康保険協会北海道支部が運営している協会けんぽ事業の指導や認可を行っているほか、国民健康保険法に基づき市町村等が運営している国民健康保険事業に関しては、助言や指導を行っています。

また、年金保険関連の業務として、企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型））や国民年金基金に係る指導や認可（承認）を行っています。

39. 医療保険者の指導及び認可

(1) 健康保険組合

①業務内容

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

健康保険組合は、国の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、国に代わって健康保険事業を運営する公法人です。

北海道厚生局では、健康保険法に基づき健康保険組合に係る規約変更認可申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の交付及び実地指導監査を行っています。

②業務対象（平成25年3月31日現在）

健康保険組合数・・・14組合

被保険者数・・・100千人

③業務実績

ア) 認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区分	平成23年度	平成24年度
規約変更申請書等の認可	35	45
規約変更届出書等の受理	33	37
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	230	230
公法人証明・印鑑証明	6	4

イ) 実地監査件数

(単位：件)

区分	平成23年度	平成24年度
実地監査	4	3

(2) 全国健康保険協会

①業務内容

全国健康保険協会は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、主に中小企業で働く従業員やその家族の加入により運営されています。

北海道厚生局では、健康保険法に基づき全国健康保険協会に係る申請書（滞納処分関係）の認可及び実地指導監査を行っています。

②業務対象（平成25年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数・・・1支部

被保険者数・・・949千人

③業務実績

平成22年度に実地監査を実施しています。

なお、全国健康保険協会に対しては3年毎に実地監査を実施しており、次回は平成25年度の実施予定となっています。

(3) 国民健康保険

①業務内容

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、市町村、広域連合、国民健康保険組合です。

北海道厚生局では、保険者である市町村、広域連合、国民健康保険組合と関連する北海道庁、北海道国民健康保険団体連合会が行っている国民健康保険事業についての指導助言や事務打合せを行っています。

②業務対象（平成25年3月31日現在）

保険者数・・・154市町村、3広域連合、4国民健康保険組合

合計被保険者数・・・1,538千人

③業務実績

ア) 指導助言実施件数

（単位：件）

区分	平成23年度	平成24年度
市町村	12	11
国民健康保険組合	1	1
北海道庁・北海道国民健康保険団体連合会	2	1

イ) 指導助言実施結果の主な助言事項

- ・賦課限度額の改善について
- ・診療報酬明細書の点検調査事務の改善について

- ・保険事業の充実、特定健診等の受診率向上対策について
- ・滞納者の実態の把握分析について
- ・保険料（税）の徴収活動、滞納処分について

ウ) 好成績事項ヒアリング実施件数 (単位：件)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度
収納率向上対策	2	2
滞納処分	1	1
保健事業	1	1
医療費適正化・特定健診等	1	1

(4) 後期高齢者医療制度

①業務内容

後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月に創設された 75 歳以上の方と 65 歳以上の障害のある方が被保険者となる医療制度です。都道府県毎の広域連合が保険者となり、事業が運営されています。

北海道厚生局では、北海道後期高齢者医療広域連合及びその適用や保険料徴収等を行っている市町村及び関連する北海道庁、北海道国民健康保険団体連合会に対して、指導助言や事務打合せを行っています。

②業務対象（平成 23 年度）

- ア) 保険者数・・・1 保険者（北海道後期高齢者医療広域連合）
イ) 被保険者数・・・一般被保険者 598 千人
 被用者保険の扶養者 65 千人
 障害認定被保険者 33 千人
 合計被保険者数 697 千人

③業務実績

ア) 指導助言等実施件数 (単位：件)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度
北海道後期高齢者医療広域連合	1	1
北海道庁・北海道国民健康保険団体連合会	2	1
市町村担当部局事務打合せ	2	2

イ) 指導助言実施結果の主な助言事項

- ・納入督促・滞納処分について
- ・医療費適正化計画・医療費通知について
- ・特定健診等の受診率向上対策について

40. 企業年金等の指導及び認可（承認）

（1）厚生年金基金

①業務内容

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

北海道厚生局では、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金に係る規約変更認可申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の交付及び実地指導監査を行っています。

②業務対象（平成25年3月31日現在）

厚生年金基金数・・・9基金

③業務実績

ア) 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区分	平成23年度	平成24年度
規約変更認可申請書等の認可	19	35
規約変更届出書等の受理	46	42
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	94	137
公法人証明・印鑑証明の交付	5	5

イ) 実地監査件数

（単位：件）

区分	平成23年度	平成24年度
実地監査	5	4

ウ) 実地監査結果（主な指摘事項）

- ・未加入事業所への加入促進活動について、積極的に取り組むこと
- ・滞納事業所に対し、より一層の収納対策を講ずること
- ・滞納処分に係る手続きについて、適切に実施すること

（2）確定給付企業年金

①業務内容

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った公法人である企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

北海道厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約認可（承認）申請書及び規約変更認可（承認）

申請書の認可（承認）、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明及び印鑑証明等の交付及び指導監査を行っています。

②業務対象（平成25年3月31日現在）

- ア) 「規約型」確定給付企業年金規約数・・・426規約
イ) 「基金型」確定給付企業年金規約数・・・4規約

③業務実績

- ア) 認可（承認）申請書等の処理件数 (単位：件)

区分	平成23年度	平成24年度
規約認可（承認）申請書の認可又は承認	123	1
規約変更認可（承認）申請書の認可又は承認	5	9
規約変更届出書の受理	47	97
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	347	402
公法人証明・印鑑証明の交付	2	0

- イ) 実地監査等件数 (単位：件)

区分	平成23年度	平成24年度
書面監査	25	76
実地監査	2	7

ウ) 実地監査等結果（主な指摘事項）

- ・業務の概況について、加入者への周知を実施すること
- ・加入者の適用範囲について、規約と就業規則が一致していないこと
- ・加入者の適用時期について、一部の加入者の加入時期が規約と一致していないこと
- ・資格喪失者に対し、脱退一時金相当額の移換の申出期限等の説明を実施すること
- ・年金等の受取り手続きの未請求者について、適切な対策を講ずること
- ・代議員及び理事の選出手続きは、規定に基づき適正に行うこと
- ・個人データ管理責任者を選任すること

(3) 確定拠出年金（企業型）

①業務内容

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようとする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」とあります。

北海道厚生局では、確定拠出年金法に基づく規約承認（変更）申請書の承認、規約変更届出書等の受理等の業務を行っています。

②業務対象（平成25年3月31日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数・・・96規約

③業務実績

ア) 承認（変更）申請書等の処理件数

（単位：件）

区分	平成23年度	平成24年度
規約承認申請書の承認	13	0
規約変更承認申請書の承認	19	35
規約変更届出書の受理	27	59

（4）国民年金基金

①業務内容

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて都道府県毎や業種別に公法人である国民年金基金を設立（「地域型」又は「職域型」）し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付を支給する制度です。

北海道厚生局では、国民年金法に基づき国民年金基金に係る規約変更認可申請書の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、実地指導監査を行っています。

②業務対象（平成25年3月31日現在）

国民年金基金数・・・1基金（地域型）

③業務実績

ア) 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区分	平成23年度	平成24年度
規約変更認可申請書の認可	2	2
規約変更届出書の受理	4	4
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	8	6
公法人証明・印鑑証明の交付	0	0

イ) 実地監査件数

平成24年度に実地監査を実施しています。

なお、国民年金基金に対しては2年毎に実地監査を実施しており、平成23年度は実施しておりません。

ウ) 実地監査結果（主な指摘事項）

指摘事項はありませんでした。

(医療課 管理課)

4.1. 保険診療の指導等

北海道厚生局では、公的医療を提供する保険医療機関及び保険薬局の指定、保険診療・調剤を担う保険医・保険薬剤師の登録業務を行っている他、指定された保険医療機関等から診療報酬を算定するために届出された、施設基準の調査も実施しています。

また、適正な診療報酬請求について、保険医療機関及び保険薬局並びに保険医・保険薬剤師に対する集団指導と個別指導を行っています。

保険医療機関等の指定と保険医等の登録

保険診療は、健康保険法等の各法に基づく、保険者と保険医療機関との間の「公法上の契約」による診療であり、「保険医療機関において診療に従事する保険医は、厚生労働省令の定めにより、健康保険の診療に当たらなければならない。」(健保法第72条)とされ、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」を遵守することが定められています。

平成25年3月31日現在の指定及び登録状況は下記のとおりです。

○ 保険医療機関及び保険薬局の指定

(単位：機関)

	保険医療機関		保険薬局
	病院・診療所	歯科医院	
平成23年度	3,347	3,117	2,201
平成24年度	3,375	3,122	2,229
増減	28	5	28

○ 保険医及び保険薬剤師の登録

(単位：人)

	保 険 医		保険薬剤師
	医 师	歯科医師	
平成23年度	15,904	5,766	9,812
平成24年度	16,184	5,811	10,102
増減	280	45	290

施設基準等の調査

保険医療機関及び保険薬局は、診療報酬の算定に当たって人員・施設・設備・機械・器具等において定められた基準を満たすことにより、診療報酬を請求できます。

この基準を「施設基準」と言い、告示で定められています。

北海道厚生局では、届出された「施設基準」どおり適正に運営されているかを毎年、保険医療機関等に出向き調査を実施しています。

平成23～24年度の調査実施状況は下記のとおりです。

(単位：機関)

	平成23年度	平成24年度	増減
病院	189	193	4

集団指導と個別指導

厚生局が行う指導は、保険診療の質的向上と適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局と保険医及び保険薬剤師として指定・登録されたすべてが対象となっています。

指導は、下記の形態を取って実施しています。

- 新規指定時指導＝新規届出の保険医療機関及び保険医等を対象に実施
- 集団的個別指導（集団）＝保険医療機関の開設者と管理者を対象に講習会方式で実施
- 個別指導＝情報提供等の事由により個別面談方式により実施

平成23～24年度の指導実施状況は下記のとおりです。（単位：機関）

	新規指定時		集団的個別（集団）		個別指導	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
医科	78	82	1,029	905	56	68
歯科	85	95	914	750	21	28
薬局	66	86	165	168	27	42

4.2. 施設基準等の適時調査及び指導結果に基づく留意事項

北海道厚生局では、医療保険制度における療養の給付について、健康保険法に基づき指定を受けた保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し、適正な保険診療や保険請求のための指導・調査を行っています。

（1）施設基準等の適時調査結果における留意事項（一部抜粋）

施設基準等の適時調査において、保険医療機関等の共通した留意点は次のとおりです。

- 入院基本料を算定する基本である「入院診療計画」「院内感染防止対策」「医療安全管理体制」「褥瘡対策」「栄養管理体制」に係る基準、体制、委員会等が整備されていること
 - 勤務医師の異動に係る異動届の提出が行われていること
 - 非常勤医師に係る常勤換算の確認がされていること
 - 入院時食事療養（I）の届出を行っている保険医療機関において医師・管理栄養士又は栄養士による検食が毎食行われ、その所見が検食簿に記入されていること
 - 看護師等の月平均夜勤時間数と病棟配置数の点検が行われていること
- 特に⑤については、届出基準を満たさない状況が長期に渡り放置されると、適正な医療サービス提供が行われていないことから、返還金が発生します。

(2) 指導結果における留意事項（一部抜粋）

指定を受けた保険医療機関等に対し、新規指定時並びに個別の指導を実施していますが、その結果、共通した留意点は次のとおりです。

① 保険医療機関

- ・診療録において症状・所見等の記載が十分にされていること
- ・レセプト病名等不適切な傷病名の使用がないこと
- ・終了・転帰欄が整備されていること
- ・医学管理料の算定において治療計画の記載、算定対象疾患が主病である患者以外の算定がされていないこと

② 保険薬局

- ・薬歴簿における服薬指導内容の記載が十分にされていること
- ・薬剤服用歴に一包化の理由が記載されていること

また、北海道厚生局は集団指導において「保険診療ルールの一層の周知を図り、保険診療の質的向上及び適正な保険請求が行われること」を目的とした指導を実施しています。

(麻薬取締部)

4.3. 麻薬取締

(1) 捜査

麻薬取締部は、麻薬、大麻、覚せい剤等の薬物犯罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員として捜査を行っています。

平成24年中には、覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反等の容疑で25名を検挙し、覚せい剤や大麻等を押収しました。

(2) 鑑定

麻薬取締部では、捜査とは独立した鑑定部門を設置し、押収した薬物の分析等を行うとともに、税関など関係機関からの鑑定依頼も受けています。

(3) 正規麻薬等の指導・監督

麻薬取締部は、麻薬元卸売業者免許及び麻薬譲渡許可等の許認可業務を行うとともに、医療機関に対する立入検査を実施して、麻薬等の不正流通や不適切な管理を防ぐために必要な指導と監督を実施しています。

立入検査で悪質な違反を発見したときは、捜査に移行し、事件送致することもあります。

(4) 薬物中毒対策及び再乱用防止対策

「麻薬・覚せい剤」相談電話を設置して、麻薬や覚せい剤中毒者の家族等からの電話相談に応じているほか、精神保健指定医と連携して乱用を繰り返さないためのアドバイス、医療施設への紹介、アフターケア等を実施しています。また、薬物再乱用防止プログラムを活用し、再び薬物に依存しないための取り組みを行っています。

(5) 薬物乱用防止啓発

北海道、薬物乱用防止指導員、保健所、地域のボランティア団体等と協力して、薬物乱用防止のための啓発に努めています。

その一環として、北海道、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター等と協力して毎年6月26日の「国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせた街頭キャンペーンを実施しており、平成24年度は6月23日に、札幌駅前通地下広場において、買い物客等一般人を対象に薬物乱用防止キャンペーンを実施しました。平成25年度も同時期に実施を予定しています。

また、平成24年10月18日、東北厚生局麻薬取締部等とともに、秋田市において中学生・高校生等一般市民約700名を対象とした麻薬・覚せい剤乱用防止運動北海道大会を開催して、薬物乱用の恐ろしさについて啓発活動を実施しました。

さらに、平成24年度中には道内の高等学校・専門学校・大学等に麻薬取締官OB及び現職麻薬取締官を派遣し、計約6,700名の学生・一般人を対象に薬物乱用の恐ろしさについて講演しています。

(社会保険審査官)

社会保険審査官は、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、及び石炭鉱業年金基金法、並びに国民年金法における不服申立ての規定に基づいて、審査請求の事件を取り扱っています。

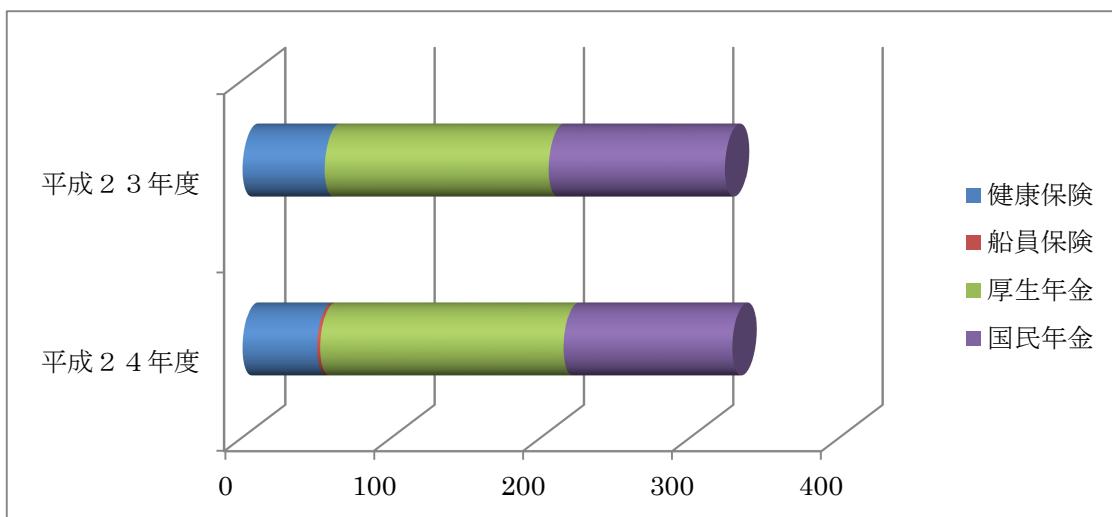
処 分 者	審査請求先	審査請求の窓口
<ul style="list-style-type: none">・厚生労働大臣・日本年金機構理事長・全国健康保険協会理事長・健康保険組合理事長・厚生年金基金理事長	<ul style="list-style-type: none">・社会保険審査官 (地方厚生局に配置)	<ul style="list-style-type: none">・地方厚生局・日本年金機構ブロック本部・日本年金機構の年金事務所・全国健康保険協会各支部

※ 健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法における保険料その他これらの法律による徴収金の賦課、徴収の処分については、社会保険審査会に対して審査請求をすることになります。

4.4. 審査請求書の受付状況

審査請求書の年度別、種類別の受付状況は以下のとおりです。

(北海道の件数)

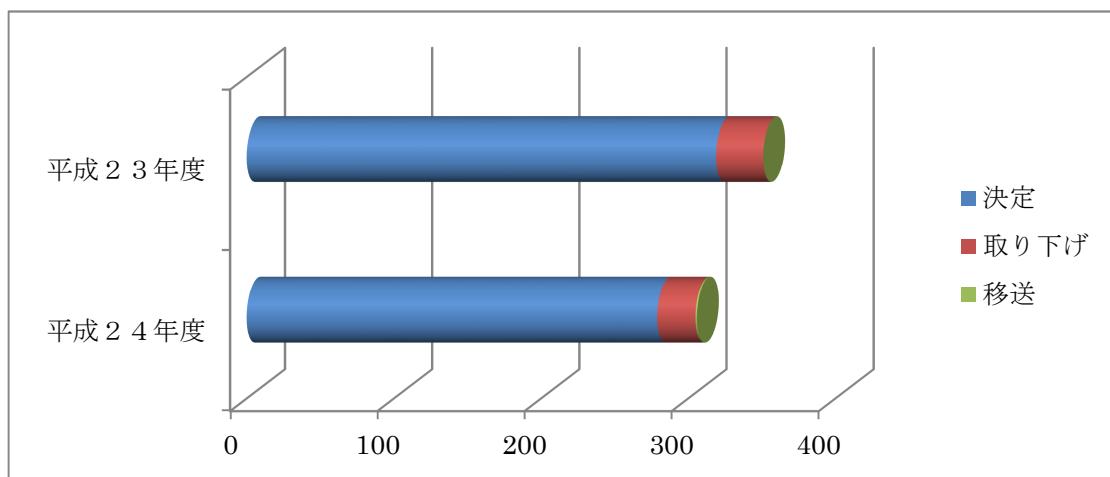


審査請求書の総受付件数は、平成23年度の323件に対して、平成24年度は328件と、1.02倍となっております。

4.5. 審査請求書の決定状況

審査請求書の年度別、処理状況は以下のとおりです。

(北海道の件数)

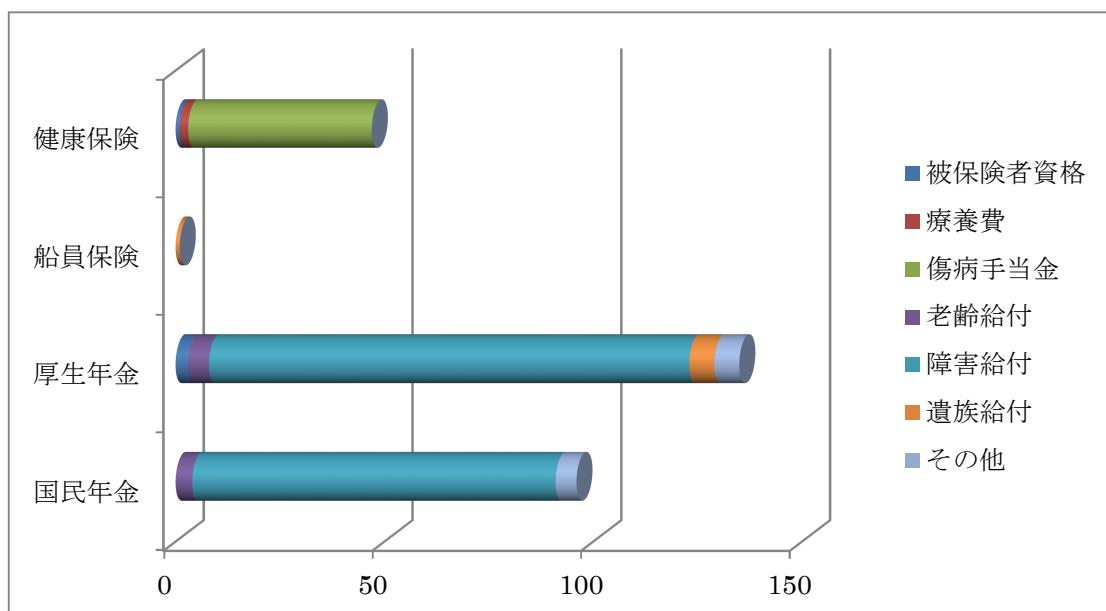


審査請求書の処理件数は、平成23年度の351件に対して、平成24年度は306件となっております。

審査請求の取り下げは、保険者が処分変更をしたことにより、訴えの利益がなくなったことによるものです。

4.6. 審査請求書の制度別内訳

平成24年度に決定した審査請求書の、制度別の内訳は以下のとおりです。



審査請求書の内訳は、厚生年金保険・国民年金障害給付が202件で全体の約72%、健康保険傷病手当金は44件で約16%、これを併せると全体の88%を占めています。

第三章 統計・資料

1. 管内状況

(1) 管内市町村の状況 (平成25年3月31日現在)

北海道の市町村数	179市町村 (35市129町15村)
指定都市	札幌市
中核市	旭川市、函館市
保健所設置市	小樽市

(2) 管内人口 (平成25年3月31日現在)

人 口	5,444,307人 (日本全体の約4.3%)
65歳以上人口	1,430,743人
高齢化率	26.3%

札幌市(再掲)

人 口	1,910,555人
65歳以上人口	423,495人
高齢化率	22.2%

(3) 管内面積

83,457 km² (北方領土5,036 km²を含む。国土の22.9%)

(参考)

北海道 > (東北6県+新潟県+富山県) = 81,738km²

北海道 > (九州7県+四国4県+広島県+山口県+島根県) = 82,251 km²

(4) 管内の主な関係法人、団体等の状況

①医療法人数	2,486法人	(平成25年3月31日現在)
うち厚生労働大臣所管法人数	8法人	
②社会福祉法人数	886法人	(平成25年3月31日現在)
うち厚生労働大臣所管法人数	2法人	
③社会福祉施設数	2,406施設	(平成22年10月1日現在)

(5) 医師・歯科医師臨床研修病院等の状況 (平成25年3月31日現在)

臨床病院区分	医科	歯科
大学病院	3	4
基幹型臨床研修病院	57	—
単独型臨床研修施設	—	9
管理型臨床研修施設	—	—
単独／管理型臨床研修病院（施設）	—	2
合計	60	15

※ 基幹型臨床研修病院：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、

当該臨床研修の管理を行うもの（医科）

単独型臨床研修施設：単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う施設（歯科）

管理型臨床研修施設：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行い、それらを管理

する施設（歯科）

(6) 臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者等の状況 (平成25年3月31日現在)

	医科	歯科
臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者	217名	87名
臨床研修病院指定件数		
・ 臨床研修病院の指定（新規指定）	5件	1件
・ 協力型臨床研修病院等の病院群の構成変更	39件	4件
研修プログラム変更	45件	5件
臨床研修病院実地指導調査	12件	2件

(7) 特定機能病院の状況 3病院 (平成25年3月31日現在)

- ①北海道大学病院 (札幌市)
- ②札幌医科大学附属病院 (札幌市)
- ③旭川医科大学病院 (旭川市)

(8) 医療観察業務の状況 (平成24年度業務実績)

①精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の取りまとめ	96件
②指定通院医療機関の指定	5件
③指定入院医療機関の選定（移送）	8件
④指定通院医療機関の選定	3件
⑤指定通院医療機関実地指導調査	4件
⑥診療報酬の審査及び支払	689件

(9) 医薬品製造所の状況 6施設 (平成25年3月31日現在)

①日本赤十字社北海道ブロック血液センター旭川製造所	(旭川市)
②日本赤十字社北海道ブロック血液センター釧路製造所	(釧路市)
③一般社団法人 日本血液製剤機構	(千歳市)
④日本赤十字社北海道ブロック血液センター	(札幌市)
⑤日本メジフィジックス株式会社札幌ラボ	(札幌市)
⑥株式会社バイファ千歳工場	(千歳市)

(10) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録製造（輸入）業者の状況 11カ所

(平成25年3月31日現在)

①製造業

ア 北海道曹達株式会社生産技術本部幌別事業所	(登別市)
イ 美瑛白土工業株式会社	(美瑛町)
ウ 野村興産株式会社イトム力鉱業所	(留辺蘂町)
エ 北海道曹達株式会社生産技術本部苫小牧事業所	(苫小牧市)
オ 北海道電力株式会社原子力部	(札幌市)
カ JX日鉱日石エネルギー株式会社室蘭製油所	(室蘭市)

②輸入業

ア 株式会社フロンティア・サイエンス	(石狩市)
イ 北海道電力株式会社原子力部	(札幌市)
ウ 北海道システム・サイエンス株式会社	(札幌市)
エ ヘンケルエイブルスティックジャパン株式会社	(栗山町)
オ 日本家畜貿易株式会社	(帯広市)

(11) 健康保険組合の状況 14組合

(平成24年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約変更等認可	規約変更等届出	大臣あて届出等
3	45	37	230

(12) 国民健康保険組合の状況 4組合

- ①北海道医師国民健康保険組合 (札幌市)
- ②北海道歯科医師国民健康保険組合 (札幌市)
- ③北海道薬剤師国民健康保険組合 (札幌市)
- ④北海道建設国民健康保険組合 (札幌市)

(13) 厚生年金基金の状況 9基金

(平成24年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約変更等認可	規約変更等届出	大臣あて届出等
4	35	42	137

(14) 確定給付企業年金の状況 規約型：426規約 基金型：4規約

(平成24年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約変更等認可（承認）	規約変更等届出	大臣あて届出等
76	9	97	402

(15) 確定拠出年金の状況 96規約

(平成24年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約変更等承認	規約変更等届出	大臣あて届出等
---	35	59	---

(16) 国民年金基金の状況 1基金

(平成24年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約変更等認可	規約変更等届出	大臣あて届出等
1	2	4	6

(17) 介護保険者の状況

156保険者

(18) 介護サービス事業者の状況数 14,560事業所

(平成24年度業務実績 単位：施設)

老人福祉施設	老人保健施設	療養医療施設
308	188	86

(19) 新登録結核患者の状況 (平成21年結核登録者情報調査年報)

北海道 676人 (全国の2.8% 全国 24,170人)

(20) 被爆者数、手当交付金支給者数の状況 (平成22年度末現在)

①被爆者数 北海道 440人 (全国の0.2% 全国 219,410人)

②手当交付金支給者数 北海道 390人 (全国の0.2% 全国 201,992人)

(21) 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認施設の状況

(平成25年3月31日現在)

	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り 製品	容器包装詰 加圧加熱殺 菌食品	清涼飲料水	計
施設数	18	23	6	1	1	3	52
件 数	28	33	13	1	1	5	81

(22) 対EU及び対米国輸出水産食品取扱認定施設の状況 (平成25年3月31日現在)

①対EU輸出水産食品取扱認定施設 8施設

②対米国輸出水産食品取扱認定施設 36施設

(23) 食品衛生法に基づく登録検査機関数 (事業所を含む) 4施設 (平成25年3月31日現在)

①一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター (札幌市)

②一般財団法人日本冷凍食品検査協会札幌検査所 (札幌市)

③一般財団法人日本食品分析センター千歳研究所 (千歳市)

④株式会社札幌市中央卸売市場食品衛生検査センター (札幌市)

2. 所管医療法人一覧

(平成25年3月31日現在)

	医療法人名	事務所所在地	種別	出資持分	開設者の資格	認可日	事務所の区域
1	医療法人社団 萌生会	旭川市神居2条18丁目16-16	社団	有	医師	H6.7.13	北海道旭川市 埼玉県鴻巣市
2	医療法人社団 惠仁会	白糖郡白糖町東1条南1丁目2-34	社団	有	歯科医師	H17.10.14	北海道白糠郡白糠町 北海道釧路市 北海道帯広市 沖縄県豊見城市 北海道苫小牧市 沖縄県島尻郡南風町 沖縄県中頭郡中城村 北海道札幌市
3	医療法人社団 天祐会	札幌市東区北16条東16丁目1-13	社団	有	医師	H19.12.10	北海道札幌市 東京都世田谷区
4	医療法人 共生会	川上郡弟子屈町川湯温泉4丁目8-30	社団	有	医師	H20.1.9	北海道川上郡弟子屈町 埼玉県さいたま市
5	医療法人社団 悠聖会	札幌市中央区南11条西8丁目4-8	社団	無	医師	H22.3.10	北海道札幌市 大阪府大阪市
6	医療法人社団 北星会	苫小牧市拓勇東町4丁目4-6	社団	有	医師	H23.7.12	北海道苫小牧市 北海道札幌市 神奈川県横浜市
7	医療法人社団 39会	札幌市北区北7条西5丁目7-1	社団	有	医師	24.3.30	北海道札幌市 埼玉県川口市 千葉県松戸市
8	医療法人 雄心会	函館市石川町331-1	社団	有	医師	H25.3.26	北海道函館市 北海道茅部郡森町 北海道檜山郡江差町 青森県青森市

3. 保険医療機関及び保険医の状況

(1) 保険医療機関及び保険薬局の指定等の状況

(平成25年3月31日現在)

年 度	保 险 医 療 機 関						保 险 药 局		
	医 科			歯 科					
	指定 (件)	廃止 (件)	年度末現在 (件)	指定 (件)	廃止 (件)	年度末現在 (件)	指定 (件)	廃止 (件)	年度末現在 (件)
平成19年度	345	323	3,410	261	251	3,175	306	269	2,164
平成20年度	295	328	3,377	221	235	3,161	245	218	2,191
平成21年度	571	607	3,341	356	367	3,150	308	308	2,191
平成22年度	929	940	3,330	930	975	3,105	558	579	2,170
平成23年度	980	963	3,347	860	848	3,117	544	513	2,201
平成24年度	696	668	3,375	712	707	3,122	498	470	2,229

(2) 保険医及び保険薬剤師の登録の状況

(平成25年3月31日現在)

年 度	保 险 医						保 险 药 剂 師		
	医 师			歯 科 医 师					
	登録 (人)	抹消 (人)	年度末現在 (人)	登録 (人)	抹消 (人)	年度末現在 (人)	登録 (人)	抹消 (人)	年度末現在 (人)
平成19年度	577	377	15,186	192	140	5,505	423	151	8,803
平成20年度	577	364	15,399	183	105	5,583	448	141	9,110
平成21年度	551	403	15,547	195	128	5,650	510	176	9,444
平成22年度	555	410	15,692	178	121	5,707	358	139	9,663
平成23年度	595	383	15,904	162	103	5,766	285	136	9,812
平成24年度	583	303	16,184	162	117	5,811	429	139	10,102

4. 基本診療料・入院時食事療養等の届出状況

(1) 入院基本料(病院)の届出状況

(平成24年7月1日現在)

区 分	一般病棟	療養病棟	結核病棟	精神病棟	特定機能	障害者施設等	専門病院
件 数	354	237	12	88	7	82	3

(2) 入院基本料(診療所)の届出状況

(平成24年7月1日現在)

区 分	入院基本料	療養病床入院基本料
件 数	366	45

(3) 入院時食事療養等の届出状況

(平成24年7月1日現在)

区 分	入院時食事療養(I) 入院時生活療養(I)
病 院	550
診 療 所	116

(4) 入院基本料加算の届出状況

(平成24年7月1日現在)

区 分	診療録管理 体制加算	医師事務作業 補助体制加算	緩和ケア 診療加算	医療安全 対策加算	感染防止 対策加算1	感染防止 対策加算2	褥瘡ハイリスク患者ケア
件 数	227	131	9	207	52	140	41

5. 保険医療機関等の調査・指導実施の状況（平成24年度）

(1) 施設基準等適時調査

区分	病院(件)	診療所(件)	計(件)
医科	193	0	193

(2) 個別指導

区分	病院(件)	診療所(件)	計(件)
医科	15 (1)	53 (39)	68 (40)
歯科	1 (0)	27 (19)	28 (19)
薬局			42 (29)

※()の数字は新規個別指導件数の再掲

(3) 集団指導

区分	病院(件)	診療所(件)	計(件)
医科	215	690	905
歯科	14	736	750
薬局			168
訪問看護ステーション			113
柔道整復師			233

(4) 集団指導（新規指定時・新規登録時 集団指導分）

区分	病院(件)	診療所(件)	計(件)	保険医等(名)
医科	2	80	82	269
歯科	0	95	95	101
薬局			86	256
柔道整復師			110	

(5) 監 査

区分	病院(件)	診療所(件)	計(件)	保険医等(名)
医科	0	1	1	3
歯科	0	1	1	1
薬局			0	0

(6) 不正不当金額（平成24年度中確定した金額）

区分	適時調査によるもの(円)	個別指導等によるもの(円)	監査によるもの(円)	計(円)
医科(病院)	265,882,752	27,699,985	0	293,582,737
医科(診療所)	0	7,234,617	47,736,247	54,970,864
歯科	0	12,858,096	5,217,917	18,076,013
薬局	0	4,156,551	0	4,156,551
訪問看護ステーション	0	0	0	0
計	265,882,752	51,949,249	52,954,164	370,786,165

(7) 行政措置（平成24年度中決定した措置）

区分	取消	取消相当	戒告	注意
機関	2 件	0 件	1 件	0 件
保険医	3 名	0 名	1 名	3 名

6. 道内国立医療機関（病院）一覧

(平成25年3月31日現在)

順位	施設名	開設者	所在地	病床区分						管轄保健所
				一般	療養	結核	精神	感染	総数	
1	北海道大学病院	国立大学法人	札幌市北区北14条西5丁目	874	-	-	72	-	946	札幌市
2	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	独立行政法人 国立病院機構	札幌市白石区菊水4条2丁目 3-54	520	-	-	-	-	520	札幌市
3	自衛隊札幌病院	防衛省	札幌市豊平区平岸1条12丁目 1-32	270	-	-	30	-	300	札幌市
4	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	独立行政法人 国立病院機構	札幌市西区山の手5条7丁目 1-1	410	-	50	40	-	500	札幌市
5	独立行政法人国立病院機構 函館病院	独立行政法人 国立病院機構	函館市川原町18-16	300	-	10	-	-	310	函館市
6	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	岩見沢市4条東16丁目5	300	-	12	-	-	312	岩見沢
7	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院せき損センター	独立行政法人 労働者健康福祉機構	美唄市東4条南1丁目3-1	157	-	-	-	-	157	美唄
8	独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター	独立行政法人 国立病院機構	旭川市花咲町7-4048	290	-	20	-	-	310	旭川市
9	旭川医科大学病院	国立大学法人	旭川市緑が丘東2条1-1-1	571	-	-	31	-	602	旭川市
10	独立行政法人国立病院機構 八雲病院	独立行政法人 国立病院機構	二海郡八雲町宮園町128-1	120	120	-	-	-	240	八雲
11	独立行政法人国立病院機構 帯広病院	独立行政法人 国立病院機構	帯広市西18条北2丁目16	220	-	50	100	-	370	帯広
12	独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	釧路市中園町13-23	500	-	-	-	-	500	釧路

7. 道内国が開設する医療機関（診療所）一覧

平成25年3月31日現在

整理番号	開設者	施設名	郵便番号	所在地	病床数
1	厚労省	小樽検疫所診察室	〒047-0007	小樽市港町5番2号(小樽地方合同庁舎内)	0
2	厚労省	小樽検疫所千歳空港検疫所支所予防接種室	〒066-0012	千歳市美々(新千歳空港内)	0
3	最高裁判所	札幌家庭裁判所医務室	〒060-0042	札幌市中央区大通西12丁目	0
4	最高裁判所	函館家庭裁判所医務室	〒040-0031	函館市上新川町1-8	0
5	最高裁判所	旭川家庭裁判所医務室	〒070-0901	旭川市花咲町4丁目	0
6	最高裁判所	釧路家庭裁判所医務室	〒085-0824	釧路市柏木町4-7	0
7	防衛省	陸上自衛隊札幌駐屯地医務室	〒064-8510	札幌市中央区南26条西10-1-1	4
8	防衛省	陸上自衛隊丘珠駐屯地医務室	〒007-8503	札幌市東区丘珠町161	0
9	防衛省	陸上自衛隊真駒内駐屯地医務室	〒005-0008	札幌市南区真駒内17	19
10	防衛省	陸上自衛隊函館駐屯地医務室	〒042-8567	函館市広野町6-18	3
11	防衛省	陸上自衛隊北千歳駐屯地医務室	〒066-8688	千歳市北信濃724	10
12	防衛省	陸上自衛隊東千歳駐屯地医務室	〒066-8577	千歳市祝梅1016	19
13	防衛省	航空自衛隊千歳基地医務室	〒066-8510	千歳市平和無番地	6
14	防衛省	陸上自衛隊北恵庭駐屯地医務室	〒061-1423	恵庭市柏木町531	0
15	防衛省	陸上自衛隊南恵庭駐屯地医務室	〒061-1411	恵庭市惠南63	3
16	防衛省	陸上自衛隊島松駐屯地医務室	〒061-1393	恵庭市西島松308	15
17	防衛省	陸上自衛隊岩見沢駐屯地医務室	〒068-0822	岩見沢市日の出台4-313	4
18	防衛省	陸上自衛隊美唄駐屯地医務室	〒072-0821	美唄市南美唄町1条4	3
19	防衛省	陸上自衛隊滝川駐屯地医務室	〒073-8510	滝川市泉町236	5
20	防衛省	陸上自衛隊旭川駐屯地医務室	〒070-8630	旭川市春光町国有無番地	19
21	防衛省	陸上自衛隊上富良野駐屯地医務室	〒071-0595	空知郡上富良野町南町4丁目948	10
22	防衛省	陸上自衛隊名寄駐屯地医務室	〒096-8584	名寄市内渉84	19
23	防衛省	陸上自衛隊俱知安駐屯地医務室	〒044-0076	虻田郡俱知安町字高砂232-2	5
24	防衛省	航空自衛隊奥尻島分屯基地医務室	〒043-1496	奥尻郡奥尻町字湯浜	0
25	防衛省	陸上自衛隊幌別駐屯地医務室	〒059-0024	登別市緑町3-1	3
26	防衛省	陸上自衛隊白老駐屯地医務室	〒059-0900	白老郡白老町字白老782-1	0
27	防衛省	陸上自衛隊安平駐屯地医務室	〒059-1511	勇払郡安平町字安平番外地	0
28	防衛省	航空自衛隊襟裳分屯基地医務室	〒058-0342	幌泉郡えりも町字えりも岬407	2
29	防衛省	陸上自衛隊静内駐屯地医務室	〒059-2598	日高郡新ひだか町静内浦和125	3
30	防衛省	陸上自衛隊帶広駐屯地医務室	〒080-8639	帯広市南町南7線31	15
31	防衛省	陸上自衛隊鹿追駐屯地医務室	〒081-0294	河東郡鹿追町笠川北12線10	3
32	防衛省	陸上自衛隊釧路駐屯地医務室	〒088-0604	釧路郡釧路町別保112	3
33	防衛省	陸上自衛隊別海駐屯地医務室	〒088-2593	野付郡別海町西春別42-1	3
34	防衛省	陸上自衛隊美幌駐屯地医務室	〒092-8501	網走郡美幌町田中	8
35	防衛省	陸上自衛隊遠軽駐屯地医務室	〒099-0497	紋別郡遠軽町向遠軽272	5
36	防衛省	陸上自衛隊留萌駐屯地医務室	〒077-8555	留萌市緑ヶ丘1丁目6	5
37	法務省	札幌刑務支所医務課	〒007-0802	札幌市東区東苗穂2条1-5-2	19
38	法務省	札幌拘置支所医務課	〒065-0000	札幌市東区町苗穂2条1-1-1	10
39	法務省	札幌刑務所医務部診療所	〒007-0802	札幌市東区東苗穂2-1-5-1	19
40	法務省	札幌少年鑑別所医務課診療所	〒007-0802	札幌市東区東苗穂2条1-1-25	0
41	法務省	函館少年刑務所医務課診療所	〒042-8639	函館市金堀町6-11	19
42	法務省	紫明女子学院医務課診療所	〒066-0066	千歳市大和4丁目662-2	0
43	法務省	北海少年院医務課診療所	〒066-0066	千歳市大和4-746-10	0
44	法務省	月形学園	〒061-0516	樺戸郡月形町知来乙264-1	0
45	法務省	旭川刑務所医務課診療所	〒071-8153	旭川市東鷹栖3線20号620	9
46	法務省	帯広刑務所医務課	〒089-1184	帯広市別府町南13線33	8
47	法務省	帯広少年院医務課診療所	〒080-0846	帯広市緑ヶ丘3番地の2	0
48	法務省	釧路刑務支所医務課診療所	〒085-0833	釧路市宮本2-2-5	0
49	法務省	網走刑務所医務課	〒093-0088	網走市字三眺	17
50	文部科学省	北海道大学保健センター	〒060-0816	札幌市北区北十六条西7丁目	0
51	文部科学省	北海道教育大学保健管理センター	〒002-8501	札幌市北区あいの里5条3-1-3	0
52	文部科学省	旭川医科大学保健管理センター	〒078-8802	旭川市緑が丘東2条1-1-1	0
53	文部科学省	帯広畜産大学保健管理センター	〒080-8555	帯広市稻田町西2線11	0
54	文部科学省	北見工業大学保健管理センター	〒090-0015	北見市公園町165	0
55	文部科学省	室蘭工業大学保健管理センター	〒050-0071	室蘭市水元町27番1号	0
施設数		55		病床数	295

8. 医師数 医療施設（病院・診療所）に従事する医師数の推移

(医師・歯科医師・薬剤師調査) ※ 各年12月31日現在

区分 年	全国				北海道			
	医師数 (人)	対前回比 率 (%)	人口10 万対 (人)	対前回差 (人)	医師数 (人)	対前回比 率 (%)	人口10 万対 (人)	対前回差 (人)
平成10年	236,933	102.9%	187.3	4.3	10,519	102.3%	184.5	4.1
平成12年	243,201	102.6%	191.6	4.3	10,921	103.8%	192.2	7.7
平成14年	249,574	102.6%	195.8	4.2	11,228	102.8%	198.0	5.8
平成16年	256,668	102.8%	201.0	5.2	11,490	102.3%	203.6	5.6
平成18年	263,540	102.7%	206.3	5.3	11,579	100.8%	206.7	3.1
平成20年	271,897	103.2%	212.9	6.6	11,830	102.2%	213.7	7.0
平成22年	280,431	103.1%	219.0	6.1	12,019	101.6%	218.3	4.6

(参考) 医療施設従事医師以外を含む平成22年12月31日現在の全医師数

全国 295,049人 対人口10万人 230.4人

北海道 12,612人 対人口10万人 229.0人

9. 北海道の産科医師及び小児科医師の推移

医療施設（病院・診療所）に従事する医師数

単位（人）

診療科	項目	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年
産婦人科	医師数	479	457	455	422	381	423	405
	対前回差	26	▲22	▲2	▲33	▲41	42	▲18
小児科	医師数	1,377	1,322	1,278	1,190	1,117	1,085	1,021
	対前回差	▲65	▲55	▲44	▲88	▲73	▲32	▲64

(医師・歯科医師・薬剤師調査) ※ 各年12月31日現在

10. 医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育研修状況

平成24年度

単位（人）

/	処 分 内 容	全 国	北 海 道	北海道分 再教育	北海道分 再教育修了	再 教 育 研 修 内 容
① 戒告	2	1				団体研修1日
② 業務停止6月末満	14	4				団体研修2日・論文1本
③ 業務停止6月～1年末満	3	0				団体研修2日・論文2本
④ 業務停止1年～2年末満	8	0	0	0	0	団体研修2日・個別研修80H
⑤ 業務停止2年以上	7	0	0	0	0	団体研修2日・個別研修120H
⑥ 免許取消	5	0	0	0	0	再免許取得要件の認定が必要
合 計		39	5	0	0	

11. 医師臨床研修病院一覧 (平成25年3月31日現在)

○大学病院（3病院）

病院名	募集定員	病院名	募集定員
北海道大学病院	62	旭川医科大学病院	41
札幌医科大学附属病院	66		

○基幹型病院（57病院）

病院名	募集定員	病院名	募集定員
砂川市立病院	8	市立釧路総合病院	6
岩見沢市立総合病院	2	留萌市立病院	2
市立函館病院	10	八雲総合病院	3
独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	2	総合病院伊達赤十字病院	2
市立札幌病院	12	社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院	2
JA北海道厚生連 札幌厚生病院	6	製鉄記念室蘭病院	7
勤医協中央病院	14	医療法人母恋 天使病院	6
社団法人全国社会保険協会連合会 札幌社会保険総合病院	3	市立千歳市民病院	2
手稲済仁会病院	16	独立行政法人国立病院機構 函館病院	2
医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院	2	市立赤平総合病院	2
医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院	9	北海道社会事業協会 小樽病院	2
KKR札幌医療センター	6	深川市立病院	2
NTT東日本札幌病院	7	社会医療法人恵佑会 札幌病院	2
日鋼記念病院	6	総合病院釧路赤十字病院	3
市立室蘭総合病院	2	財団法人北海道医療団 帯広第一病院	4
市立旭川病院	5	KKR札幌医療センター 斗南病院	4
JA北海道厚生連 旭川厚生病院	6	社会福祉法人函館共愛会 共愛会病院	2
JA北海道厚生連 帯広厚生病院	10	旭川赤十字病院	6
独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院	2	独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター	2
名寄市立総合病院	5	市立稚内病院	2
医療法人王子総合病院	4	JA北海道厚生連 遠軽厚生病院	3
社団法人全国社会保険協会連合会 北海道社会保険病院	4	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	3
社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院	5	JA北海道厚生連 網走厚生病院	2
江別市立病院	3	社会福祉法人北海道社会事業協会 富良野病院	3
北斗病院	2	医療法人北晨会 恵み野病院	2
滝川市立病院	3	市立小樽病院	3
苫小牧市立総合病院	6	JA北海道厚生連 俱知安厚生病院	2
北海道社会事業協会 帯広病院	3	釧路孝仁会記念病院	2
北見赤十字病院	8		

【合計：60病院】

12. 歯科医師臨床研修施設一覧 (平成25年3月31日現在)

○大学病院（4施設）

施 設 名	募集定員
北海道大学病院	70
旭川医科大学病院	4
札幌医科大学附属病院	5
北海道医療大学病院	42

○単独型臨床研修施設（9施設）

施 設 名	募集定員
市立札幌病院	1
旭川赤十字病院	1
林歯科医院	2
医療法人恵佑会札幌病院	2
日鋼記念病院	2
日之出歯科診療所	4
日之出歯科真駒内診療所	4
函館五稜郭病院	1
医療法人社団熊澤歯科 熊澤歯科クリニック	2

○管理型臨床研修施設

施 設 名	募集定員
該当無し	

○単独型／管理型臨床研修施設（2施設）

施 設 名	募集定員
北海道医療大学歯科内科クリニック	74
つかやす歯科医院	6

【合計：15施設】

13. 平成22年度 「必要医師数実態調査」の結果

(平成22年6月1日現在調査)

① 必要医師数（総数）対全国比較

区分	現員医師数 A (人)	必要求人医師数 B (人)	倍率 (A + B) / A	(参考)	
				必要医師数 C (人)	倍率 (A + C) / A
全国	167,063	18,288	1.11	24,033	1.14
北海道	7,567	785	1.10	1,007	1.13

※倍率は、医師現員数に対して、本来必要としている医師総数の割合を表します。

② 【北海道 二次医療圏別】 ※必要医師数の現員医師数に対する倍率の高い順

	現員医師数 A (人)	必要求人医師数 B (人)	倍率 (A + B) / A	(参考)	
				必要医師数 C (人)	倍率 (A + C) / A
北渡島檜山	42.2	12.0	1.28	19.1	1.45
遠紋	93.6	30.8	1.33	40.1	1.43
日高	47.6	14.0	1.29	20.0	1.42
中空知	176.9	52.0	1.29	59.0	1.33
留萌	60.7	19.3	1.32	20.3	1.33
富良野	39.8	11.6	1.29	12.6	1.32
根室	59.1	16.0	1.27	17.8	1.30

※ 表①、全国平均との比較では北海道全体の必要医師数の倍率は全国平均を下回っていますが、道内の二次医療圏別平均で全国平均を下回ったのは21圏域のうち、札幌圏1.07倍と上川中部の1.08倍だけであり、残り19圏域は軒並み1.16倍から1.45倍と全国平均を上回りました。

(特に倍率の高い必要医師不足の上位7地域は②表のとおり)。

この結果から、札幌、旭川など都市部に医師が集中し、地方で不足する「偏在」が改めて浮彫りとなっています。

(注) 必要医師数Cは、現に求人していないが必要とする医師数を求人数（必要医師数B）に含んだ医師数です。

14. 所管指定養成施設等一覧

平成24年4月1日現在

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入 学 定員	指 定 開 始 年 度
○救急救命士養成所【3校3課程】								
1	札幌市消防局救急救命士養成所		札幌市	札幌市西区八軒10条西13丁目3-1	昼間	6月	40	平成5年度
2	吉田学園医療歯科専門学校	救急救命学科	学校法人吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	100	平成19年度
3	北海道ハイテクノロジー専門学校	救急救命土学科	学校法人産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	100	平成4年度
○診療放射線技師養成所【2校2課程】								
4	北海道医薬専門学校	診療放射線学科	学校法人美專学園	札幌市北区北23条西10丁目	昼間	3年	40	平成15年度
5	専門学校日本福祉看護・診療放射線学院	診療放射線学科	学校法人つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	昼間	4年	50	平成16年度
○臨床検査技師養成所【2校2課程】								
6	札幌医学技術福祉歯科専門学校	臨床検査技師科	学校法人西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	3年	80	昭和57年度
7	北海道医学技術専門学校	臨床検査技師科	学校法人緑蔭会	旭川市緑が丘東3条1丁目1-6	昼間	3年	40	昭和58年度
○理学療法士養成施設【7校8課程】								
8	専門学校北海道リハビリテーション大学校	理学療法学科	学校法人吉田学園	札幌市中央区南3条西1	昼間	4年	60	平成8年度
9	札幌リハビリテーション専門学校	理学療法士科	学校法人西野学園	札幌市中央区北4条西19-1-3	昼間	4年	40	平成13年度
10	札幌医療リハビリ専門学校	理学療法学科	学校法人都築教育学園	札幌市北区北6条西1丁目3-1	昼間 夜間	3年 3年	40 40	平成20年度
11	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	理学療法士学科	学校法人つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼間	4年	40	平成7年度
12	北海道千歳リハビリテーション学院	理学療法学科	学校法人淳心学園	千歳市里美2丁目10番	昼間	3年	80	平成7年度
13	北都保健福祉専門学校	理学療法学科	学校法人稻積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	4年	40	平成7年度
14	札幌医学技術福祉歯科専門学校	理学療法士科	学校法人西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	4年	40	平成21年度
○作業療法士養成施設【6校7課程】								
15	専門学校北海道リハビリテーション大学校	作業療法学科	学校法人吉田学園	札幌市中央区南3条西1	昼間	4年	40	平成8年度
16	札幌リハビリテーション専門学校	作業療法士科	学校法人西野学園	札幌市中央区北4条西19-1-3	昼間	4年	40	平成13年度
17	札幌医療リハビリ専門学校	作業療法学科	学校法人都築教育学園	札幌市北区北6条西1丁目3-1	昼間 夜間	3年 3年	40 40	平成20年度
18	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	作業療法士学科	学校法人つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼間	4年	40	平成7年度
19	北海道千歳リハビリテーション学院	作業療法学科	学校法人淳心学園	千歳市里美2丁目10番	昼間	3年	40	平成10年度
20	北都保健福祉専門学校	作業療法学科	学校法人稻積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	4年	30	平成8年度
○視能訓練士養成所【2校2課程】								
21	吉田学園医療歯科専門学校	視能訓練学科	学校法人吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	50	平成19年度
22	北海道ハイテクノロジー専門学校	視能訓練士学科	学校法人産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	平成3年度
○臨床工学技士養成所【3校3課程】								
23	札幌医学技術福祉歯科専門学校	臨床工学技士科	学校法人西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	3年	40	平成元年度
24	吉田学園医療歯科専門学校	臨床工学科	学校法人吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	40	平成19年度
25	北海道ハイテクノロジー専門学校	臨床工学技士学科	学校法人産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	平成10年度

○義肢装具士養成所【1校1課程】								
26	北海道ハイテクノロジー専門学校	義肢装具士学科	学校法人産業技術学園	恵庭市恵み野北3丁目1-14	昼間	3年	30	平成18年度
○言語聴覚士養成所【2校2課程】								
27	札幌医学技術福祉歯科専門学校	言語聴覚士科	学校法人西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	3年	40	平成11年度
28	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	言語聴覚士学科	学校法人つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼間	4年	40	平成18年度
○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設【5校9課程】								
29	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 函館視力障害センター		厚生労働省	函館市湯川町1丁目35-20	昼間・中卒	5年	15	昭和39年度
					昼間・高卒	3年	30	
30	北海道鍼灸専門学校	鍼灸科	学校法人北海道鍼灸専門学校	札幌市西区山の手2条6丁目	昼間	3年	30	平成14年度
					夜間	3年	30	昭和49年度
31	札幌青葉鍼灸柔整専門学校	鍼灸科	学校法人札幌青葉学園	札幌市中央区南3条東4丁目1-24	昼間	3年	60	平成13年度
					夜間	3年	30	平成16年度
32	北海道ハイテクノロジー専門学校	鍼灸学科	学校法人産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	30	平成14年度
					夜間	3年	30	平成15年度
33	日本工学院北海道専門学校	しん灸科	学校法人片柳学園	登別市札内町184-3	昼間	3年	30	平成14年度
○柔道整復師養成施設【4校7課程】								
34	北海道柔道整復師会附属北海道柔道整復専門学校	柔道整復科	公益社団法人北海道柔道整復師会	札幌市中央区大通西18丁目1-15	昼間	3年	30	昭和32年度
					夜間	3年	30	
35	札幌青葉鍼灸柔整専門学校	柔道整復科	学校法人札幌青葉学園	札幌市中央区南3条東4丁目1-24	昼間	3年	60	平成18年度
					夜間	3年	60	平成16年度
36	北海道ハイテクノロジー専門学校	柔道整復師学科	学校法人産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	60	平成14年度
					夜間	3年	30	平成15年度
37	日本工学院北海道専門学校	柔道整復科	学校法人片柳学園	登別市札内町184-3	昼間	3年	30	平成14年度
○歯科衛生士養成所【10校11課程】								
38	札幌歯科学院専門学校	歯科衛生士科	社団法人札幌歯科医師会	札幌市中央区南7条西10丁目1034	昼間	3年	50	昭和42年度
39	池見札幌歯科衛生士専門学校	歯科衛生士科	学校法人池見札幌学園	札幌市南区藤野1条10丁目3-25	昼間	3年	46	昭和60年度
40	札幌医学技術福祉歯科専門学校	歯科衛生士科	学校法人西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	3年	50	平成15年度
41	吉田学園医療歯科専門学校	歯科衛生学科	学校法人吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	50	平成19年度
42	北海道歯科衛生士専門学校	歯科衛生士学科	学校法人札幌青葉学園	札幌市中央区大通西19丁目1-6	昼間	3年	50	平成19年度
					夜間	3年	50	
43	小樽歯科衛生士専門学校	歯科衛生士科	一般社団法人大樽市歯科医師会	小樽市稲穂2丁目1番14号	昼間	3年	38	昭和42年度
44	北海道ハイテクノロジー専門学校	歯科衛生士学科	学校法人産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	平成10年度
45	旭川歯科学院専門学校	歯科衛生士科	社団法人旭川歯科医師会	旭川市神居2条12丁目2-16	昼間	3年	50	昭和39年度
46	函館歯科衛生士専門学校	歯科衛生士科	学校法人野又学園	函館市柏木町1-60	昼間	3年	40	昭和55年度
47	オホーツク社会福祉専門学校	歯科衛生士科	学校法人栗原学園	北見市常盤町3-14-10	昼間	3年	30	平成22年度

○歯科技工士養成所【3校3課程】								
48	札幌歯科学院専門学校	歯科技工士科	社団法人札幌歯科医師会	札幌市中央区南7条西10丁目1034	昼間	2年	30	昭和47年度
49	吉田学園医療歯科専門学校	歯科技工学科	学校法人吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	35	平成19年度
50	北海道歯科技術専門学校	歯科技工士科	財団法人歯誠学園	北広島市中央3丁目4-1	昼間	2年	60	昭和53年度
○保健師養成所【2校2課程】								
51	北海道立旭川高等看護学院	地域看護学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	1年	30	昭和62年度
52	専門学校北海道保健看護大学校	保健看護学科	学校法人吉田学園	札幌市東区中沼西4条2丁目117-651	昼間	4年	40	平成14年度
○助産師養成所【1校1課程】								
53	北海道立旭川高等看護学院	助産学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	1年	20	昭和58年度
○看護師養成所【42校47課程】								
54	専門学校北海道保健看護大学校	保健看護学科	学校法人吉田学園	札幌市東区中沼西4条2丁目117-651	昼間	4年	40	平成14年度
55	専門学校日本福祉看護・診療放射線学院	看護学科	学校法人つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	昼間	4年	50	平成8年度
56	国立病院機構北海道医療センター附属札幌看護学校		独立行政法人国立病院機構	札幌市西区山の手4条6丁目2	昼間	3年	80	昭和27年度
57	勤医協札幌看護専門学校	看護学科	公益社団法人北海道勤労者医療協会	札幌市東区伏古11条1丁目1-15	昼間	3年	60	昭和54年度
58	北海道ハイテクノロジー専門学校	看護学科	学校法人産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	平成4年度
59	北海道立衛生学院	看護学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	2年	40	昭和37年度
					通信制	2年	250	平成18年度
60	琴似看護専門学校		医療法人社団静和会	札幌市西区琴似1条5丁目2-25	夜間・定時制	3年	35	昭和43年度
61	中村記念病院附属看護学校		医療法人医仁会	札幌市南区石山2条9丁目7-1	昼間	2年	50	昭和62年度
					昼間	3年	40	平成24年度
62	札幌医学技術福祉歯科専門学校	看護科(通信制)	学校法人西野学園	札幌市西区西野4条6丁目11-22	通信制	2年	350	平成17年度
63	市立小樽病院高等看護学院		小樽市	小樽市東雲町9番12号	昼間	3年	30	昭和27年度
64	小樽看護専門学校		学校法人共育の森学園	小樽市入船4丁目9番1号	夜間・定時制	3年	40	昭和41年度
65	岩見沢市立高等看護学院		岩見沢市	岩見沢市8条西9丁目34	昼間	3年	40	昭和51年度
66	砂川市立病院附属看護専門学校		砂川市	砂川市西4条北1丁目1-5	昼間	3年	35	平成3年度
67	滝川市立高等看護学院		滝川市	滝川市新町2丁目8-10	昼間	3年	25	昭和44年度
68	深川市立高等看護学院		深川市	深川市5条6-2	昼間	3年	20	昭和46年度
69	駒沢看護保育福祉専門学校	看護第一科	学校法人駒沢岩見沢学園	岩見沢市9条西3丁目1-15	昼間	3年	40	平成21年度
		看護第二科			昼間	2年	40	平成8年度
70	日鋼記念看護学校	看護学科	社会医療法人母恋	室蘭市新富町1丁目5-13	昼間	3年	70	昭和63年度
71	市立室蘭看護専門学院		室蘭市	室蘭市高砂町3-11-1	昼間	3年	80	昭和43年度
72	伊達赤十字看護専門学校		日本赤十字社	伊達市末永町81-12	昼間	3年	30	昭和19年度
73	王子総合病院附属看護専門学校		医療法人王子総合病院	苫小牧市表町4丁目2-51	昼間	3年	40	平成2年度
74	浦河赤十字看護専門学校		日本赤十字社	浦河郡浦河町東町のみ1丁目3-39	昼間	3年	30	平成2年度
75	苫小牧看護専門学校	看護第2科	一般社団法人苫小牧市医師会	苫小牧市住吉町2丁目10-6	昼間・定時制	3年	40	昭和55年度
		看護第1科			昼間		40	平成18年度
76	市立函館病院高等看護学院		函館市	函館市港町1丁目5-15	昼間	3年	70	昭和25年度
77	函館厚生院看護専門学校		社会福祉法人函館厚生院	函館市本町33-2	昼間	3年	40	昭和28年度
78	函館看護専門学校	看護科	学校法人野又学園	函館市柏木町1-60	昼間	3年	50	平成元年度

79	北海道立江差高等看護学院	看護学科	北海道	檜山郡江差町字伏木戸町483	昼間	3年	40	平成10年度
80	函館市医師会看護専門学校	看護学科	社团法人函館市医師会	函館市湯川町3丁目38-45	昼間	2年	40	平成17年度
81	北海道立旭川高等看護学院	看護学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	3年	40	昭和48年度
82	J A 北海道厚生連旭川厚生 看護専門学校		J A 北海道厚生連	旭川市東旭川町下兵村297	昼間	3年	80	平成3年度
83	富良野看護専門学校		富良野市	富良野市弥生町5-1	昼間	3年	30	平成6年度
84	旭川市医師会看護専門学校	看護師1科	旭川市金星町1丁目1-50		夜間・定時制	3年	40	昭和45年度
		看護師2科			昼間	2年	40	平成22年度
85	独立行政法人労働者健康福祉機 構 銚路労災看護専門学校		独立行政法人労働者健 康福祉機構	釧路市中園町13-38	昼間	3年	30	昭和49年度
86	釧路市立高等看護学院		釧路市	釧路市春湖台1-18	昼間	3年	30	昭和43年度
87	北海道社会事業協会帯広看 護専門学校		社会福祉法人北海道社 会事業協会	帯広市東5条南13丁目1-3	昼間	3年	30	昭和48年度
88	北見医師会看護専門学校	看護学科	一般社団法人北見医師 会	北見市幸町3丁目1-24	昼間・定時制	3年	40	昭和28年度
89	北海道立網走高等看護学院	看護学科	北海道	網走市北12条西2丁目2-10	昼間	2年	40	昭和46年度
90	北海道立紋別高等看護学院	看護学科	北海道	紋別市緑町5丁目6-7	昼間	3年	30	昭和49年度
91	帯広高等看護学院	看護学科	十勝圏複合事務組合	帯広市西11条南39丁目1-3	昼間	3年	45	昭和48年度
92	北都保健福祉専門学校	看護学科	学校法人稻積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	3年	40	平成20年度
93	釧路市医師会看護専門学校	看護学科	一般社団法人釧路市医 師会	釧路市弥生1丁目4-12	昼間	3年	40	平成20年度
94	北海道医薬専門学校	看護学科	学校法人美專学園	札幌市北区北24条西6丁目2-1 0	昼間	3年	40	平成21年度
95	北海道看護専門学校	看護学科	学校法人青葉学園	札幌市中央区南2条西11丁目 328番7	昼間	3年	80	平成24年度

○管理栄養士養成施設【5校5課程】

96	名寄市立大学保健福祉学部	栄養学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	4年	40	平成18年度
97	藤女子大学人間生活学部	食物栄養学科	学校法人藤学園	石狩市花川南4条5丁目	昼間	4年	80	平成8年度
98	天使大学看護栄養学部	栄養学科	学校法人天使学園	札幌市東区北13条東3-1-30	昼間	4年	85	平成12年度
99	酪農学園大学農食環境学群	食と健康学類 管理栄養士 コース	学校法人酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	40	平成13年度
100	北海道文教大学人間科学部	健康栄養学科	学校法人鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150	平成15年度

○栄養士養成施設【10校10課程】

101	函館短期大学	食物栄養学科	学校法人野又学園	函館市高丘町52-1	昼間	2年	120	昭和38年度
102	帯広大谷短期大学	生活科学科栄養士課程	学校法人帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	50	昭和40年度
103	旭川大学短期大学部	生活学科食物栄養専攻	学校法人旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	2年	50	昭和41年度
104	光塩学園女子短期大学	食物栄養学科	学校法人光塩学園	札幌市南区真駒内上町3-1-1	昼間	2年	150	昭和42年度
105	名寄市立大学保健福祉学部	栄養学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	4年	40	昭和36年度
106	釧路短期大学	生活科学科食物栄養専攻	学校法人綠ヶ岡学園	釧路市綠ヶ岡1-10-42	昼間	2年	30	昭和58年度
107	藤女子大学人間生活学部	食物栄養学科	学校法人藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80	平成4年度
108	天使大学看護栄養学部	栄養学科	学校法人天使学園	札幌市東区北13条東3-1-30	昼間	4年	85	平成12年度
109	酪農学園大学農食環境学群	食と健康学類 管理栄養士 コース	学校法人酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	40	平成13年度
110	北海道文教大学人間科学部	健康栄養学科	学校法人鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150	昭和38年度

○理容師養成施設【6校 13課程】

111	旭川理容美容専門学校	理容学科	学校法人旭星学園	旭川市4条通12	昼間・中卒	2年	20	平成10年度
		理容学科			昼間・高卒	2年	20	
		理容学科通信課程			通信・中従	3年	20	
112	北海道理容美容専門学校	理容科	学校法人北光学園	札幌市中央区南2条西20-1-1	昼間・高卒	2年	120	平成10年度
		理容科通信課程			通信・中従	3年	80	
113	函館理容美容専門学校	理容学科	学校法人創生学園	函館市中島町31-25	昼間・高卒	2年	40	平成10年度
		理容学科通信課程			通信・中従	3年	20	
114	道東ヘアメイク専門学校	理容学科	学校法人朋友学園	釧路市城山1-6-10	昼間・中卒	2年	10	平成10年度
		理容学科			昼間・高卒	2年	30	
		理容学科通信課程			通信・中従	3年	20	
115	札幌ビューティックアカデミー	理容科	職業訓練法人札幌理美容能力開発協会	札幌市中央区北6条西10-11-1	昼間・高卒	2年	15	平成15年度
		理容科通信課程			通信・高従	3年	15	
116	宇賀浦高等理容学校		函館少年刑務所	函館市金堀町6-11	昼間・中卒	2年	25	平成10年度

○美容師養成施設【9校 20課程】

117	旭川理容美容専門学校	美容学科	学校法人旭星学園	旭川市4条通12	昼間・中卒	2年	10	平成10年度
		美容学科			昼間・高卒	2年	70	
		美容学科通信課程			通信・中従	3年	40	
118	北海道理容美容専門学校	美容科	学校法人北光学園	札幌市中央区南2条西20-1-1	昼間・高卒	2年	160	平成10年度
		美容科通信課程			通信・中従	3年	80	
119	函館理容美容専門学校	美容学科	学校法人創生学園	函館市中島町31-25	昼間・高卒	2年	40	平成10年度
		美容学科通信課程			通信・中卒	3年	30	
120	道東ヘアメイク専門学校	美容学科	学校法人朋友学園	釧路市城山1-6-10	昼間・中卒	2年	10	平成10年度
		美容学科			昼間・高卒	2年	30	
		美容学科通信課程			通信・中従	3年	40	
121	札幌ビューティックアカデミー	美容科	職業訓練法人札幌理美容能力開発協会	札幌市中央区北6条西10-11-1	昼間・高卒	2年	30	平成15年度
		美容科通信課程			通信・高従	3年	30	
122	北海道美容専門学校	美容科	学校法人布川学園	札幌市中央区南3条西10-1004-3	昼間・高卒	2年	200	平成10年度
		美容科通信課程			通信・中従	3年	80	
123	北見美容専門学校	美容本科	学校法人上村学園	北見市花月町17-15	昼間・高卒	2年	40	平成10年度
		通信教育科			通信・中卒	3年	30	
124	札幌ペルエポック美容専門学校	美容師科	学校法人滋慶学園	札幌市中央区北1条東1-7-1	昼間・高卒	2年	160	平成14年度
		美容師科通信課程			通信・中卒	3年	160	
125	札幌ビューティーアート専門学校	美容科	学校法人三幸学園	札幌市中央区南1条西8-11-1	昼間・高卒	2年	100	平成14年度
		美容科通信課程			通信・高卒	3年	80	平成23年度

○製菓衛生師養成施設【7校 13課程】								
126	函館短期大学付設調理製菓専門学校	製菓衛生師科	学校法人野又学園	函館市柏木町7-25	昼間・専門	1年	60	平成元年度
					通信	2年	60	
127	北海道製菓専門学校	総合スイーツ科	学校法人宮島学園	札幌市南区川沿1条1-3-82	昼間・専門	1年	40	平成9年度
		製菓専攻科			昼間・専門	2年	80	
		通信課程			通信・一般	2年 従1年	160	
128	光塩学園調理製菓専門学校	製菓衛生師科	学校法人光塩学園	札幌市中央区大通西14-1	昼間・専門	1年	40	平成10年度
		製菓技術専攻科			昼間・専門	2年	80	
		製菓衛生師科			夜間・専門	1.5年	40	
129	札幌ペルエボック製菓調理専門学校	パティシエ科	学校法人滋慶学園	札幌市東区北26条東14-1-45	昼間・専門	2年	80	平成14年度
					通信課程	1年	40	
130	経専調理製菓専門学校	製菓パティシエ科	学校法人経専学園	札幌市豊平区平岸3条2-4-20	昼間・専門	2年	80	平成16年度
131	清尚学院高等学校	製菓衛生師科	学校法人清尚学院	函館市亀田本町5-17	昼間	3年	27	平成21年度
132	札幌観光ブライダル・製菓専門学校	製菓学科	学校法人北海道安達学園	札幌市中央区大通西9-3-12	昼間	2年	40	平成21年度
○食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設【8校 11課程】								
133	酪農学園大学農食環境学群	循環農食学類	学校法人酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	240	昭和44年度
		食と健康学類			昼間	4年	130	昭和63年度
		食と健康学類 管理栄養士コース			昼間	4年	40	昭和63年度
134	東京農業大学生物産業学部	食品香粧学科	学校法人東京農業大学	網走市八坂196	昼間	4年	80	平成8年度
135	天使大学看護栄養学部	栄養学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員用資格取得コース	学校法人天使学園	札幌市東区北13条東3-1-30	昼間	4年	85	平成12年度
136	北海道大学農学部	生物機能化学科「食品衛生コース」	国立大学法人	札幌市北区北9条西9	昼間	4年	35	平成13年度
		畜産科学科「食品衛生コース」			昼間	4年	23	
137	帯広畜産大学畜産学部	畜産科学課程「食品衛生コース」	国立大学法人	帯広市稲田町西2線11	昼間	4年	210	平成14年度
138	藤女子大学人間生活学部	食物栄養学科	学校法人藤学園	石狩市花川南4条5-7	昼間	4年	80	平成17年度
139	北海道文教大学人間科学部	健康栄養学科	学校法人鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150	平成21年度
140	名寄市立大学保健福祉学部	栄養学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	4年	40	平成24年度
○指定保育士養成施設【25校 25課程】								
141	帯広大谷短期大学	社会福祉科社会福祉専攻	学校法人帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	50	昭和41年度
142	旭川福祉専門学校	保育科	学校法人北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	80	昭和50年度
143	駒沢看護保育福祉専門学校	保育科	学校法人駒沢岩見沢学園	岩見沢市9条西3丁目-1-15	昼間	2年	40	昭和53年度
144	釧路短期大学	幼児教育学科	学校法人綠ヶ岡学園	釧路市綠ヶ岡1-10-42	昼間	2年	50	昭和55年度
145	釧路専門学校	こども環境科	学校法人北海道学院	釧路市昭和中央2-7-3	昼間	2年	50	昭和46年度
146	拓殖大学北海道短期大学	保育科	学校法人拓殖大学	深川市メム4558-1	昼間	2年	60	昭和55年度
147	國學院大学北海道短期大学部	幼児・児童教育学科	学校法人國學院大學	滝川市文京町3-1-1	昼間	2年	75	昭和57年度
148	函館大谷短期大学	こども学科	学校法人函館大谷学園	函館市鍛冶1-2-3	昼間	2年	70	昭和56年度
149	道都大学社会福祉学部	社会福祉学科保育士養成課程	学校法人北海道櫻井産業学園	北広島市中の沢149	昼間	4年	25	昭和60年度

150	名寄市立大学短期大学部	児童学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	2年	50	平成6年度
151	北翔大学短期大学部	こども学科	学校法人浅井学園	江別市文京台23	昼間	2年	140	平成14年度
152	藤女子大学人間生活学部	保育学科	学校法人藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80	平成12年度
153	光塩学園女子短期大学	保育科	学校法人光塩学園	札幌市南区真駒内上町3-1-1	昼間	2年	150	昭和43年度
154	札幌国際大学短期大学部	幼児教育保育学科	学校法人札幌国際大学	札幌市清田区清田4条1-4-1	昼間	2年	140	昭和45年度
155	札幌大谷大学短期大学部	保育科	学校法人札幌大谷学園	札幌市東区北16条東9-1-1	昼間	2年	100	平成9年度
156	専門学校北海道福祉大학교	福祉保育学科	学校法人吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	2年	50	平成14年度
157	札幌社会福祉専門学校	保育福祉科	学校法人成徳学園	札幌市中央区南11条西8-2-47	昼間	2年	80	平成5年度
158	旭川大学短期大学部	幼児教育学科	学校法人旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	2年	100	昭和46年度
159	才ホーツク社会福祉専門学校	こども未来学科	学校法人栗原学園	北見市常盤町3-14-10	昼間	2年	40	平成16年度
160	札幌こども専門学校	保育科	学校法人三幸学園	札幌市中央区北1条西19丁目1-10	昼間	2年	80	平成19年度
161	札幌国際大学人文学部	心理学科子ども心理専攻	学校法人札幌国際大学	札幌市清田区清田4条1-4-1	昼間	4年	50	平成21年度
162	北海道福祉教育専門学校	こども未来学科	学校法人北斗文化学園	室蘭市母恋北町1-5-11	昼間	2年	50	平成21年度
163	函館短期大学	保育学科	学校法人野又学園	函館市高丘町52-1	昼間	2年	100	平成21年度
164	北海道文教大学人間科学部	こども発達学科	学校法人鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	80	平成22年度
165	経専北海道保育専門学校	こども学科	学校法人経専学園	札幌市南区澄川4条4丁目	昼間	2年	80	平成23年度

○介護福祉士養成施設【22校30課程】

166	札幌社会福祉専門学校	介護福祉科	学校法人成徳学園	札幌市中央区南11条西8-2-47	昼間	2年	80	昭和63年度
167	札幌医療秘書福祉専門学校	介護福祉科	学校法人三幸学園	札幌市中央区大通西18-1-8	昼間	2年	60	平成8年度
168	専門学校日本福祉学院	介護福祉学科	学校法人つしま記念学園	札幌市豊平区月寒西2条5-1-2	昼間	2年	50	平成元年度
		社会福祉学科			昼間	3年	50	平成4年度
		介護福祉士実務者研修通信科			通信	9月	150	平成24年度
169	大原医療福祉専門学校	介護福祉学科	学校法人大原学園	札幌市北区北6条西8-3-2	昼間	2年	40	平成11年度
170	札幌医学技術福祉歯科専門学校	介護福祉士科	学校法人西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	2年	40	平成4年度
		社会福祉科			昼間	3年	40	平成10年度
171	専門学校北海道福祉大학교	介護福祉学科	学校法人吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	2年	80	平成7年度
		社会福祉学科			昼間	4年	30	平成8年度
		介護福祉学科			昼間	1年	29	平成14年度
172	札幌福祉専門学校	介護福祉学科	学校法人北工学園	札幌市東区北5条東8	昼間	2年	80	平成13年度
173	函館大谷短期大学	専攻科福祉専攻	学校法人函館大谷学園	函館市鍛冶1-2-3	昼間	1年	25	平成元年度
174	函館臨床福祉専門学校	介護福祉士科	学校法人西野学園	函館市美原1-15-1	昼間	2年	40	平成9年度
		社会福祉科			昼間	3年	40	
175	北海道福祉教育専門学校	介護福祉学科	学校法人北斗文化学園	室蘭市母恋北町1-5-11	昼間	2年	40	平成4年度
176	北海道介護福祉学校	介護福祉学科	栗山町	夕張郡栗山町湯地60	昼間	2年	80	昭和63年度
177	帯広大谷短期大学	社会福祉科介護福祉専攻	学校法人帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	40	平成元年度
178	帯広コア専門学校	介護福祉科	学校法人帯広コア学園	帯広市西11条南41-3-5	昼間	2年	40	平成11年度
179	専門学校釧路ケアカレッジ	介護福祉科	学校法人緑ヶ岡学園	釧路市緑ヶ岡1-10-42	昼間	2年	40	平成2年度
180	旭川福祉専門学校	介護福祉科	学校法人北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	80	平成4年度
181	北都保健福祉専門学校	介護福祉学科	学校法人稻積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	2年	40	平成5年度

182	旭川大学短期大学部	専攻科福祉専攻	学校法人旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	1年	35	平成10年度
		生活学科生活福祉専攻			昼間	2年	50	平成14年度
183	北翔大学人間福祉学部	地域福祉学科介護福祉コース	学校法人浅井学園	江別市文京台23	昼間	4年	40	平成9年度
184	釧路専門学校	介護専攻科	学校法人北海道学院	釧路市昭和中央2-7-3	昼間	1年	30	平成10年度
		介護環境科			昼間	2年	40	平成15年度
185	才ホーツク社会福祉専門学校	介護福祉科	学校法人栗原学園	北見市常盤町3-14-10	昼間	2年	80	平成10年度
186	國學院大学北海道短期大学部	専攻科福祉専攻	学校法人國學院大學	滝川市文京町3-1-1	昼間	1年	30	平成12年度
187	北海道医療大学看護福祉学部	臨床福祉学科介護福祉士養成コース	学校法人東日本学園	石狩郡当別町金沢1757	昼間	4年	20	平成14年度

○福祉系高等学校等【9校 9課程】

188	函館大妻高等学校	福祉科	学校法人函館大妻学園	函館市柳町14-23	昼間	3年	40	平成21年度
189	北海道留寿都高等学校	農業福祉科農業福祉コース	留寿都村	虻田郡留寿都村字留寿都179-1	昼間	4年	20	平成21年度
190	北海道置戸高等学校	福祉科	北海道教育委員会	常呂郡置戸町字置戸256番地の8	昼間	3年	40	平成21年度
191	北海道剣淵高等学校	生活福祉系列	剣淵町	上川郡剣淵町仲町22番1号	昼間	3年	24	平成21年度
192	江陵高等学校	福祉科	学校法人多田学園	中川郡幕別町字依田101-1	昼間	3年	37	平成21年度
193	北海道釧路明輝高等学校	総合学科健康福祉系列	北海道教育委員会	釧路市愛国西1丁目38番7号	昼間	3年	15	平成21年度
194	北海道森高等学校	総合学科生活福祉系列	北海道教育委員会	茅部郡森町上台町326番地48	昼間	3年	40	平成21年度
195	星槎国際高等学校	通信制専攻科介護福祉士コース	学校法人国際学園	芦別市緑泉町5-12	通信	2年以上	120	平成21年度
196	北海道平取高等学校	普通科福祉コース	北海道教育委員会	沙流郡平取町本町109番地2	昼間	3年	40	平成21年度

○社会福祉士養成施設【2校 4課程】

197	専門学校日本福祉学院	社会福祉士一般通信科	学校法人つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	通信	1年 11月	600	平成6年度
		社会福祉士短期通信科		札幌市清田区真栄434-1	通信	10月	100	平成24年度
		社会福祉士科		札幌市豊平区月寒西2条5-1-2	昼間	1年	40	平成15年度
198	札幌心療福祉専門学校	社会福祉士通信課程	学校法人西野学園	札幌市中央区北2条西20丁目2-28	通信	1年 11月	300	平成21年度

○社会福祉主事養成機関【9校 9課程】

199	札幌社会福祉専門学校	保育福祉科	学校法人成徳学園	札幌市中央区南11条西8-2-47	昼間	2年	80	昭和62年度
200	専門学校日本福祉学院	社会福祉学科	学校法人つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	昼間	3年	50	平成4年度
201	旭川福祉専門学校	介護福祉科	学校法人北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	80	平成5年度
202	札幌医学技術福祉歯科専門学校	社会福祉科	学校法人西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	3年	40	平成10年度
203	専門学校北海道福祉大学校	社会福祉学科	学校法人吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	4年	30	平成8年度
204	北海道福祉教育専門学校	介護福祉科	学校法人北斗文化学園	室蘭市母恋北町1-5-11	昼間	2年	40	平成7年度
205	函館臨床福祉専門学校	社会福祉科	学校法人西野学園	函館市美原1-15-1	昼間	3年	40	平成9年度
206	北海道環境福祉専門学校	社会福祉学科	学校法人北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	40	平成10年度
207	札幌心療福祉専門学校	精神保健福祉科	学校法人西野学園	札幌市中央区北2条西20-2-28	昼間	3年	40	平成11年度

○精神保健福祉士養成施設【2校 3課程】

208	専門学校北海道福祉大学校	精神保健福祉学科	学校法人吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	1年	40	平成13年度
209	専門学校日本福祉学院	精神保健福祉士短期通信科	学校法人つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	通信	9月	300	平成15年度
		精神保健福祉士一般通信科		札幌市清田区真栄434-1	通信	1年 10月	100	平成21年度

合 計

209校

262課程

15. 所管中小企業等協同組合一覧

(平成25年3月31日現在)

組合名	所在地
1 中小企業経友会事業協同組合	札幌市中央区南8条西4丁目422 札幌第3大京ビル5階
2 情報通信システム協同組合	旭川市工業団地3条2丁目2番27号
3 フェリー・ロード協同組合	札幌市中央区南一条東一丁目3番地
4 身心術整体協同組合	札幌市手稲区星置1条7丁目14番3号
5 エス・バイ・エス事業協同組合	札幌市中央区南4条東3丁目19番地 イハラビル5F
6 日本美容技能協同組合	札幌市白石区川下2条4-2-13
7 協同組合中小企業振興センター	札幌市中央区北1条西2丁目2番地1
8 経営合理化促進事業協同組合	札幌市中央区北6条西24丁目1番30号
9 北都ネットワーク協同組合	札幌市中央区南5条西1丁目2番地10
10 道央情報サービス協同組合	札幌市中央区南4条東3丁目19番地 イハラビル
11 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合	札幌市西区西野2条2丁目5番17号 西野M Tビル3F

16. 原爆指定医療機関

(平成25年3月31日現在)

名 称	所在地	開設者	指定年月日
1 独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	札幌市白石区菊水4条 2-3-54	独立行政法人国立病院機 構	昭和36年4月1日
2 J A 北海道厚生連 帯広厚生 病院	帯広市西6条南8-1	北海道厚生農業協同組合 連合会	昭和37年2月1日
3 医療法人済仁会 手稲済仁会 病院	札幌市手稲区前田1条 12-1-40	医療法人済仁会	平成10年8月1日
4 市立旭川病院	旭川市金星町1-1-65	旭川市	昭和35年12月1日
5 市立小樽病院	小樽市若松1-2-1	小樽市	昭和40年6月21日
6 市立釧路総合病院	釧路市春湖台1-12	釧路市	昭和41年10月1日
7 市立函館病院	函館市港町1-10-1	函館市	昭和36年1月1日
8 市立室蘭総合病院	室蘭市山手町3-8-1	室蘭市	昭和36年4月1日
9 総合病院旭川赤十字病院	旭川市曙1条1-1-1	日本赤十字社	昭和35年12月1日
10 総合病院北見赤十字病院	北見市北6条東2	日本赤十字社	昭和41年10月1日
11 勤医協 札幌病院	札幌市白石区菊水4条 1-9-22	公益社団法人 北海道勤 労者医療協会	平成9年12月10日
13 総合病院伊達赤十字病院	伊達市末永町81番地	日本赤十字社	平成17年8月25日
14 勤医協 中央病院	札幌市東区伏古10条2- 15-1	公益社団法人 北海道勤 労者医療協会	平成21年3月26日
15 北海道公立大学法人 札幌医 科大学付属病院	札幌市中央区南1条西 16丁目291番地	北海道公立大学法人 札 幌医科大学	平成23年3月1日

17 総合衛生管理製造過程承認施設一覧

(1) 乳

(平成25年3月31日現在)

	承 認 施 設 名	承認の範囲	所 在 地	承認年月日	満了日
1	森永乳業株式会社十勝工場	牛 乳	十勝郡浦幌町字材木町1番地	H10. 12. 25	H25. 9. 25
		加工乳		H11. 3. 25	H25. 9. 25
2	森永乳業株式会社小樽工場	牛 乳	小樽市桂岡町3番8号		H15. 11. 26 H27. 11. 26
3	よつ葉乳業株式会社十勝主管工場	牛 乳	河東郡音更町新通20丁目3番地	H17. 6. 28	H26. 6. 28
		脱脂乳		H17. 6. 28	H26. 6. 28
		加工乳		H17. 6. 28	H26. 6. 28
4	よつ葉乳業株式会社根釧工場	牛 乳	釧路市大楽毛127番地	H10. 1. 19	H26. 7. 19
5	北海道保証牛乳株式会社小樽工場	牛 乳	小樽市桂岡町3番8号	H10. 1. 19	H25. 12. 17
		脱脂乳		H10. 6. 17	H25. 12. 17
		加工乳		H10. 6. 17	H25. 12. 17
6	北海道乳業株式会社	牛 乳	函館市昭和3丁目6番6号	H10. 1. 19	H26. 7. 19
7	株式会社明治札幌工場	牛 乳	札幌市白石区東札幌1条3丁目 5番50号	H10. 6. 17	H25. 12. 17
		加工乳		H10. 6. 17	H25. 12. 17
8	株式会社明治旭川工場	牛 乳	旭川市永山北1条7丁目29番地	H10. 6. 17	H25. 12. 17
		加工乳		H10. 6. 17	H25. 12. 17
9	株式会社明治本別工場	牛 乳	中川郡本別町新町1番地	H10. 12. 25	H26. 6. 25
10	株式会社ミルクの郷本社工場 (ミルク館)	牛 乳	札幌市東区丘珠町573番地27	H11. 3. 25	H25. 9. 25
		加工乳		H11. 3. 25	H25. 9. 25
11	倉島乳業株式会社仁木工場	牛 乳	余市郡仁木町西町3丁目51番地	H11. 3. 25	H25. 9. 25
12	北海道日高乳業株式会社	牛 乳	沙流郡日高町富川東2丁目920番地	H11. 3. 25	H25. 9. 25
13	株式会社北海道酪農公社	牛 乳	江別市工栄町16番地	H11. 10. 1	H26. 4. 1
14	株式会社豊富牛乳公社	牛 乳	天塩郡豊富町字上サロベツ1184番地	H15. 9. 9	H27. 9. 9
		脱脂乳		H22. 4. 1	H27. 9. 9
		加工乳		H22. 4. 1	H27. 9. 9
15	株式会社函館酪農公社	牛 乳	函館市中野町118番地の17	H17. 11. 24	H26. 11. 24
16	株式会社牧家乳製品加工場	牛 乳	伊達市弄月町46-30	H18. 8. 1	H27. 8. 1
17	新札幌乳業株式会社	牛 乳	札幌市厚別区厚別東4条1丁目1番7号	H19. 5. 16	H25. 5. 16
18	雪印メグミルク株式会社札幌工場	牛 乳	札幌市東区苗穂町6丁目1番1号	H23. 10. 19	H26. 10. 19

(2) 乳製品

(平成25年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	森永乳業株式会社佐呂間工場	脱脂粉乳	常呂郡佐呂間町字西富123	H17. 12. 28	H26. 12. 28
2	森永乳業株式会社別海工場	脱脂粉乳	野付郡別海町西春別清川町18番地	H17. 12. 28	H26. 12. 28
3	よつ葉乳業株式会社十勝主管工場	乳飲料	河東郡音更町新通20丁目3番地	H17. 6. 28	H25. 9. 25
4	よつ葉乳業株式会社根釧工場	クリーム	釧路市大楽毛127番地	H11. 3. 25	H25. 9. 25
		脱脂粉乳		H17. 12. 28	H25. 9. 25
5	よつ葉乳業株式会社宗谷工場	クリーム	枝幸郡浜頓別町智福2丁目4番地	H11. 3. 25	H25. 9. 25
		脱脂粉乳		H18. 1. 4	H25. 9. 25
6	よつ葉乳業株式会社オホーツク北見工場	クリーム	紋別市渚滑町元西141番地	H11. 3. 25	H25. 9. 25
		脱脂粉乳		H18. 1. 6	H25. 9. 25
7	北海道保証牛乳株式会社小樽工場	乳飲料	小樽市桂岡町3番8号	H10. 6. 17	H25. 12. 17
8	北海道乳業株式会社	クリーム	函館市昭和3丁目6番6号	H10. 1. 19	H25. 12. 17
		乳飲料		H10. 1. 19	H25. 12. 17
		発酵乳		H10. 6. 17	H25. 12. 17
		脱脂粉乳		H20. 5. 9	H25. 12. 17
9	株式会社明治札幌工場	乳飲料	札幌市白石区東札幌1条3丁目5-50	H10. 6. 17	H25. 12. 17
		発酵乳		H10. 6. 17	H25. 12. 17
10	株式会社明治本別工場	クリーム	中川郡本別町新町1番地	H10. 12. 25	H26. 6. 25
		脱脂粉乳		H17. 12. 28	H26. 6. 25
11	株式会社明治根室工場	無糖練乳	根室市厚床1丁目167番地	H11. 3. 25	H25. 9. 25
12	株式会社明治西春別工場	脱脂粉乳	野付郡別海町西春別43の7	H17. 12. 28	H26. 12. 28
13	株式会社明治稚内工場	脱脂粉乳	稚内市声問5丁目41番1号	H18. 1. 30	H27. 1. 30
14	株式会社明治十勝工場	クリーム	河西郡芽室町東芽室北1線15-2	H22. 5. 6	H25. 5. 6
15	高梨乳業株式会社北海道工場	クリーム	厚岸郡浜中町茶内栄44番地	H10. 9. 30	H26. 3. 31
		脱脂粉乳		H17. 11. 24	H26. 3. 31
16	株式会社ミルクの郷本社工場 (ミルク館)	乳飲料	札幌市東区丘珠町573番地27	H11. 3. 25	H25. 9. 25
17	倉島乳業株式会社仁木工場	乳飲料	余市郡仁木町西町3丁目51番地	H11. 3. 25	H25. 9. 25
18	北海道日高乳業株式会社	乳飲料	沙流郡日高町富川東2丁目920番地	H11. 3. 25	H25. 9. 25
19	雪印メグミルク株式会社磯分内工場	クリーム	川上郡標茶町字熊牛原野15線東1-3	H23. 4. 22	H26. 4. 22
		脱脂粉乳		H23. 4. 22	H26. 4. 22
20	雪印メグミルク株式会社興部工場	無糖練乳	紋別郡興部町字興部853	H23. 4. 22	H26. 4. 22
21	雪印メグミルク株式会社別海工場	脱脂粉乳	野付郡別海町別海鶴舞町8	H23. 4. 22	H26. 4. 22
22	雪印メグミルク株式会社幌延工場	脱脂粉乳	天塩郡幌延町栄町12番地	H23. 4. 22	H26. 4. 22
23	株式会社豊富牛乳公社	乳飲料	天塩郡豊富町字上サロベツ1184番地	H24. 10. 10	H27. 10. 10

(3) 食肉製品

(平成25年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1 プリマハム株式会社北海道工場		乾燥食肉製品	上川郡清水町本通西2丁目11番地1号	H10. 11. 20	H26. 5. 20
		非加熱食肉製品		H10. 11. 20	H26. 5. 20
		特定加熱食肉製品		H10. 11. 20	H26. 5. 20
		包装後加熱食肉製品		H10. 11. 20	H26. 5. 20
		加熱後包装食肉製品		H10. 11. 20	H26. 5. 20
2	日本ハム北海道ファクトリー株式会社	加熱後包装食肉製品	旭川市旭神2条2丁目1番9号	H20. 9. 29	H26. 9. 29
3 丸大食品株式会社北海道工場		乾燥食肉製品	岩見沢市栗沢町字由良2-3	H10. 11. 20	H26. 5. 20
		包装後加熱食肉製品		H10. 11. 20	H26. 5. 20
		加熱後包装食肉製品		H10. 11. 20	H26. 5. 20
4	丸大食品株式会社北海道工場	非加熱食肉製品	岩見沢市栗沢町字由良2-3	H19. 12. 10	H25. 12. 10
5 伊藤ハムデイリー株式会社小樽工場		加熱後包装食肉製品	小樽市錢函5丁目61番3	H10. 11. 20	H26. 4. 1
		包装後加熱食肉製品		H11. 10. 1	H26. 4. 1
6	春雪さぶーる株式会社早来工場	加熱後包装食肉製品	勇払郡安平町遠浅40番地1	H19. 4. 9	H28. 4. 9

(4) 魚肉練り製品

(平成25年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	佐藤水産株式会社サーモンファクトリー	魚肉ハム・ソーセージ	石狩市新港東1丁目54番地	H14. 5. 28	H26. 5. 28

(5) 容器包装詰加圧加熱殺菌食品

(平成25年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	日本罐詰株式会社十勝工場第3工場	缶詰	河西郡芽室町西9条9丁目1番地	H15. 5. 15	H26. 9. 5

(6) 清涼飲料水

(平成25年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	大塚食品株式会社釧路工場	無殺菌・無除菌	釧路市音別町あけぼの2丁目4番地	H14. 8. 22	H26. 8. 22
2 株式会社ニチロサンパック恵庭工場 第1ライン		殺菌後密栓・密封	恵庭市戸磯573番地39号	H18. 10. 2	H27. 10. 2
		ミネラルウォーター類		H21. 12. 3	H27. 10. 2
3 株式会社ニチロサンパック恵庭工場 第2ライン		殺菌後密栓・密封	恵庭市戸磯573番地39号	H18. 12. 28	H27. 12. 28
		ミネラルウォーター類		H21. 12. 3	H27. 12. 28

18 対EU輸出水産食品認定施設一覧

(平成25年3月31日現在)

	認定施設名	輸出品目	所在地
1	株式会社寺本商店食品工場	冷凍卵付帆立貝柱、冷凍帆立貝柱	紋別郡湧別町曙町39-1
2	株式会社マルキチ	冷凍卵付帆立貝柱(加熱用)、 冷凍帆立貝柱(生食用)	網走市北3条東2丁目5-2
3	株式会社マルキチ第四工場	(冷凍・冷蔵業)	網走市北6条東2丁目6
4	株式会社マタツ水産	冷凍帆立貝柱、冷凍帆立卵付貝柱	山越郡長万部町字国縫165番地の51
5	株式会社マルキチ第二工場	冷凍帆立卵付貝柱(加熱加工用)	網走市北9条東1丁目7-7
6	北海道ファインケミカル株式会社	精製魚油、高度精製魚油	函館市浅野町3番6号
7	株式会社マルキチ第三工場	冷凍帆立貝柱(生食用)、 冷凍卵付帆立貝柱(加熱用)	網走市北8条東1丁目12-3
8	稚内東部株式会社	冷凍帆立貝柱(生食用) 冷凍帆立卵付貝柱(加熱用)	稚内市新港町1番20号

19 対米国輸出水産食品認定施設一覧

(平成25年3月31日現在)

	認定施設名	輸出品目	所在地
1	株式会社竹田食品 F2工場	いか塩辛	函館市浅野町3番10号
2	稚内東部株式会社冷凍食品工場	冷凍白鮭ドレス(IQF、ブロック)	稚内市新港町1番20号
3	メイホク食品株式会社	ソフトさきいか、さきいか漁火、 あたりめ、いかくん	北斗市清水川220-1
4	株式会社マルキチ	冷凍ホタテ貝柱	網走市北3条東2丁目5番地2
5	常呂漁業協同組合製氷冷凍工場	冷凍ホタテ貝柱、冷凍さけドレス	北見市常呂町字東浜23番地の4
6	北見食品工業株式会社水産加工センター	冷凍さけドレス(加熱調理)	網走市北5条東2丁目2
7	オルソン株式会社恵庭工場	紅鮭フレーク	恵庭市戸磯201-11
8	株式会社北勝水産	冷凍ホタテ貝柱、冷凍秋鮭ドレス、 冷凍塩イクラ、冷凍イクラ醤油漬け、冷凍生イクラ	常呂郡佐呂間町字浪速51
9	株式会社マルハニチロ北日本富良野工場	かにエキスA	富良野市字中五区4245番地
10	株式会社函館などり第一工場	いか加工品、チーズ入りかまぼこ	北斗市清水川142-12
11	株式会社寺本商店食品工場	冷凍ホタテ貝柱、冷凍帆立ひらき、 帆立貝柱(チルド)	紋別郡湧別町曙町39番地1
12	マルヒ水産株式会社	冷凍鮭ドレス	斜里郡斜里町前浜町2番地1
13	井原水産株式会社本社第1工場	塩数の子	留萌市船場町1丁目24番地
14	株式会社丸高高田商店	冷凍ホタテ貝柱(生食用)	枝幸郡枝幸町梅ヶ枝町6204-17

	認定施設名	輸出品目	所在地
15	株式会社日洋フレッシュ釧路工場	鮭フレーク 101	釧路市新野24番地1070
16	上印 同和食品株式会社	冷凍ホタテ貝柱	網走市北6条東1丁目13
17	紋別漁業協同組合製氷冷凍工場	冷凍ホタテ貝柱	紋別市新港町1丁目1-4
18	沙留漁業協同組合	冷凍ホタテ貝柱	紋別郡興部町沙留143番地の1
19	株式会社カネコメ田中水産	冷凍ホタテ貝柱	網走市北1条東2丁目11番地1
20	マルカイチ水産株式会社	冷凍ホタテ貝柱	紋別市新港町2丁目11-7
21	株式会社釧路丸水	塩いくら、いくら醤油漬け	白糠郡白糠町庶路甲区6-577
22	猿払村漁業協同組合冷凍食品工場	冷凍ホタテ貝柱	宗谷郡猿払村浜鬼志別
23	佐呂間漁業協同組合生冷処理工場	冷凍ホタテ貝柱	常呂郡佐呂間町字富武士番外地
24	北見食品工業株式会社食品工場	冷凍ホタテ貝柱	網走市海岸町1番8号
25	株式会社ヤマニ吉岡水産	冷凍ホタテ貝柱	紋別市渚滑町1丁目32番地
26	株式会社小川商店	冷凍ホタテ貝柱	虻田郡洞爺湖町入江89-5
27	株式会社カネヒロ鮭フレーク工場	鮭フレーク	根室市琴平町3丁目26番地
28	株式会社丸本本間水産本社工場	冷凍ホタテ貝柱	常呂郡佐呂間町字若里39番地
29	ぐるめ食品株式会社	塩たらこ	増毛郡増毛町弁天町1丁目12番地1
30	株式会社加藤水産阿分工場	塩数の子、味付数の子	増毛郡増毛町アソン82-1
31	雄武漁業協同組合流通加工部	冷凍ホタテ貝柱	紋別郡雄武町字雄武1865番地
32	株式会社マルキチ第二工場	冷凍鮭ドレス、冷凍生サケイクラ、 冷凍ボイルズワイガニセクション、 冷凍ボイルタラバ姿、冷凍ボイルタ ラバセクション、冷凍生タラバセク ション、冷凍ボイルズワイ姿、冷凍 生ズワイセクション、冷凍塩鮭イク ラ	網走市北9条東1丁目7-7
33	株式会社マタツ水産	冷凍ホタテ貝柱	山越郡長万部町字国縫165-51
34	株式会社マルサ笹谷商店 釧白工場	いくら醤油漬け	白糠郡白糠町庶路甲区6-578
35	トナミ食品工業株式会社追分工場	活いかお造り	北斗市追分4丁目6番8号
36	株式会社オダ水産	冷凍帆立貝柱	紋別郡雄武町字雄武42番地

20 食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

(平成25年3月31日現在)

登録検査機関の名称及び所在地	製品検査を行う検査施設の名称及び所在地	登録区分
一般財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号	一般財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項
一般財団法人日本冷凍食品検査協会 東京都港区大門2丁目4番6号	一般財団法人日本冷凍食品検査協会 札幌検査所 札幌市中央区北1条西21丁目3番17号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項
一般財団法人日本食品分析センター 東京都渋谷区元代々木町52-1	一般財団法人日本食品分析センター 千歳研究所 千歳市文京2-3	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項
株式会社札幌市中央卸売市場 食品衛生検査センター 札幌市中央区北12条西20丁目1-10	株式会社札幌市中央卸売市場 食品衛生検査センター 細菌検査室 札幌市中央区北12条西20丁目1-10	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項

2.1. 健康保険組合一覧

(平成25年3月31日現在)

	健康保険組合名	郵便番号	住所	設立月日
1	北海道新聞社健康保険組合	060-8711	札幌市中央区大通西3丁目6	昭和19. 7. 1
2	北海道農業団体健康保険組合	060-0004	札幌市中央区北4条西7丁目1-4	昭和22. 8. 1
3	北海道電力健康保険組合	060-8677	札幌市中央区大通東1丁目2	昭和25. 5. 1
4	北洋銀行健康保険組合	060-0042	札幌市中央区大通西3丁目7 北洋大通センター	昭和26. 8. 1
5	北海道銀行健康保険組合	060-0062	札幌市中央区南2条西2丁目14-2	昭和31. 4. 1
6	北海道信用金庫健康保険組合	060-0809	札幌市北区北9条西3丁目15	昭和33. 6. 1
7	栗林商会健康保険組合	051-0023	室蘭市入江町1-19	昭和33. 7. 1
8	北海道通運業健康保険組合	060-0005	札幌市中央区北3条西3丁目1-47 ヒューリック札幌NORTH33ビル	昭和37. 4. 1
9	檜崎健康保険組合	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目1 ブレスト1・7ビル	昭和38. 12. 1
10	工ア・ウォーター健康保険組合	060-0003	札幌市中央区北3条西1丁目2 工ア・ウォータービル	昭和45. 4. 1
11	北海道コ力・コーラ健康保険組合	004-8588	札幌市清田区清田1条1丁目2-1	昭和45. 12. 1
12	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	060-0042	札幌市中央区大通西16丁目1-24	昭和63. 4. 1
13	渓仁会健康保険組合	006-0811	札幌市手稲区前田1条12丁目2-30	平成21. 10. 1
14	北海道医療健康保険組合	060-0003	札幌市中央区北3条西4丁目 第一生命ビル	平成22. 10. 1

2.2. 厚生年金基金一覧

(平成25年3月31日現在)

	厚生年金基金名	郵便番号	住所	設立月日
1	丸彦渡辺建設厚生年金基金	062-8617	札幌市豊平区豊平6条6丁目5-8	昭和42. 6. 1
2	北海道乗用自動車厚生年金基金	064-0808	札幌市中央区南8条西15丁目4-1	昭和44. 12. 1
3	北海道石油業厚生年金基金	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6丁目3-47 北海道石油会館	昭和46. 5. 1
4	北海道トラック厚生年金基金	064-0809	札幌市中央区南9条西1丁目1-1 北海道トラック共済会館	昭和46. 6. 1
5	北海道電気工事業厚生年金基金	060-0041	札幌市中央区大通東3丁目2 北海道電気会館	昭和54. 4. 1
6	北海道印刷工業厚生年金基金	064-0808	札幌市中央区南8条西6丁目1036 北海道印刷会館	昭和58. 10. 1
7	北海道病院厚生年金基金	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目3-1 第一生命ビル	昭和59. 10. 1
8	北海道自動車厚生年金基金	065-0024	札幌市東区北24条東1丁目1-12	平成 3. 7. 1
9	北海道商店街厚生年金基金	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目2-1 北海道経済センター	平成 5. 11. 22

2.3. 国民年金基金一覧

(平成25年3月31日現在)

	国民年金基金名	郵便番号	住所	設立月日
1	北海道国民年金基金	060-0001	札幌市中央区北1条西4丁目2 札幌ノースプラザ	平成 3. 5. 1

2.4. 企業年金基金一覧

(平成25年3月31日現在)

	企業年金基金名	郵便番号	住所	承認月日
1	大丸藤井企業年金基金	003-8504	札幌市白石区菊水3条1丁目8-20	平成16. 5. 1
2	北海道コ力・コーラ企業年金基金	004-8588	札幌市清田区清田1条1丁目2-1	平成16. 6. 1
3	アークスグループ企業年金基金	064-8610	札幌市中央区南13条西11丁目2-32	平成16. 8. 1
4	北海道銀行企業年金基金	060-0062	札幌市中央区南2条西2丁目14-2	平成18. 3. 31

25. 日本年金機構 ブロック本部及び年金事務所一覧（北海道）

ブロック本部名	郵便番号	所 在 地
北海道ブロック本部	003-8576	北海道札幌市白石区東札幌3条1-1 コンベンションゲートウェイビル6F

年 金 事 務 所 名	郵便番号	所 在 地
札幌東年金事務所	003-8530	北海道札幌市白石区菊水1条3丁目1-1
札幌西年金事務所	060-8585	北海道札幌市中央区北3条西11丁目2-1
札幌北年金事務所	001-8585	北海道札幌市北区北24条西6丁目2-12
新さっぽろ年金事務所	004-8558	北海道札幌市厚別区厚別中央2条6丁目4-30
函館年金事務所	040-8555	北海道函館市千代台町26-3
旭川年金事務所	070-8505	北海道旭川市宮下通2丁目1954-2
釧路年金事務所	085-8502	北海道釧路市栄町9丁目9-2
室蘭年金事務所	051-8585	北海道室蘭市海岸町1丁目20-9
苫小牧年金事務所	053-8588	北海道苫小牧市若草町2丁目1-14
岩見沢年金事務所	068-8585	北海道岩見沢市9条西3丁目
小樽年金事務所	047-8666	北海道小樽市富岡1丁目9-6
北見年金事務所	090-8585	北海道北見市高砂町2-21
帯広年金事務所	080-8558	北海道帯広市西1条南1丁目
稚内年金事務所	097-8510	北海道稚内市未広4丁目1-28
砂川年金事務所	073-0192	北海道砂川市西4条北5丁目
留萌年金事務所	077-8533	北海道留萌市大町3丁目

2 6. 国家資格の概要

(1) 救急救命士

「救急救命士」とは、救急救命士法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいいます。

(2) 診療放射線技師

「診療放射線技師」とは、診療放射線技師法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者をいいます。

(3) 臨床検査技師

「臨床検査技師」とは、臨床検査技師等に関する法律に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいいます。

(4) 理学療法士

「理学療法士」とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく資格あり、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法（身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること）を行うことを業とする者をいいます。

(5) 作業療法士

「作業療法士」とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく資格あり、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法（身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせること）を行うことを業とする者をいいます。

(6) 視能訓練士

「視能訓練士」とは、視能訓練士法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者をいいます。

(7) 臨床工学技士

「臨床工学技士」とは、臨床工学技士法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者をいいます。

(8) 義肢装具士

「義肢装具士」とは、義肢装具士法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢（上肢又は下肢の全部又は一部に欠損のある者に装着して、その欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械）及び装具（上肢若しくは下肢の全部若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器械器具）の装着部位の採型並びに義肢及び装具の制作及び身体への適合を行うことを業とする者をいいます。

(9) 言語聴覚士

「言語聴覚士」とは、言語聴覚士法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいいます。

(10) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師

「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」及び「きゅう師」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく資格であり、それぞれの免許を受けて、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とする者をいいます。

(11) 柔道整復師

「柔道整復師」とは、柔道整復師法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいいます。

(12) 歯科衛生士

「歯科衛生士」とは、歯科衛生士法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科衛生士の名称を用いて、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置としての行為を行うこと及び歯科診療の補助をなすことを業とする女子（ただし、法附則により男子について準用）をいいます。また、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができます。

(13) 歯科技工士

「歯科技工士」とは、歯科技工士法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工（特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工すること）を業とする者をいいます。

(14) 保健師

「保健師」とは、保健師助産師看護師法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて 保健指導に従事することを業とする者をいいます。

(15) 助産師

「助産師」とは、保健師助産師看護師法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導行うことを業とする女子をいいます。

(16) 看護師

「看護師」とは、保健師助産師看護師法に基づく資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいいます。

(17) 栄養士

「栄養士」とは、栄養士法に基づく資格であり、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいいます。

栄養士免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者からの申請に基づき、都道府県知事が交付します。

(18) 管理栄養士

「管理栄養士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいいます。

管理栄養士国家試験の受験資格（概要）は、次のとおりです。

- (ア) 管理栄養士養成施設を卒業した者
- (イ) 栄養士養成施設を卒業し、栄養士免許を受けた後、在学していた栄養士養成施設（2～4年）の修業年限に応じた実務経験を有する者（修業年限2年の場合実務経験3年以上。修業年限に応じて実務経験年数は緩和されます。）

(19) 理容師・美容師

「理容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて理容（頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること）を業とする者をいいます。

「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容（パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること）を業とする者をいいます。

(20) 製菓衛生師

「製菓衛生師」とは、都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称を用い菓子製造業（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。）に従事する者をいいます。

(21)食品衛生管理者

「食品衛生管理者」は、食品衛生法第48条に基づき、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）又は食品添加物などを製造・加工する施設ごとに配置が義務づけられています。

食品衛生管理者となるためには、同法第48条第6項各号のいずれかに該当しなければならず、配置の場合は都道府県知事等に届け出ることが必要です。

なお、同法第48条第6項第3号には「厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者」と定められています。

(22)食品衛生監視員

「食品衛生監視員」とは、食品衛生法第30条に基づき、国（厚生労働大臣、内閣総理大臣）、都道府県知事及び指定都市、中核市並びに保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づく監視指導等の職務を行うことができる任用資格です。

食品衛生監視員として任用されるためには、食品衛生法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当しなければなりません。

なお、同令第9条第1項第1号には「厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者」と定められています。

(23)保育士

「保育士」とは、児童福祉法に基づく資格であり、同法第18条の18第1項の登録を受け、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいいます。

保育士となる資格を有するためにには次のいずれかに該当しなければならず、保育士となるためには、都道府県知事に申請し、保育士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。都道府県知事は保育士の登録をしたときは、申請者に保育士登録を交付することになっています。

- (ア) 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者
- (イ) 保育士試験に合格した者

(24)社会福祉士

「社会福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく資格であり、同法第28条の登録を受け、社会福祉士名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいいます。

なお、社会福祉士となる資格を有するためにには社会福祉士試験に合格することが必要であり、社会福祉士となるためには、同法第35条の規定により厚生労働大臣から指定を受けた指定登録機関に申請し、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。なお、指定登録機関は社会福祉士の登録したときは、申請者に社会福祉士登録証を交付することになります。

(25) 介護福祉士

「介護福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく資格であり、同法第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいいます。

介護福祉士となる資格を有するためには次のいずれかに該当しなければならず、介護福祉士となるためには、同法第43条の規定により厚生労働大臣から指定を受けた指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。なお、指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することになっています。

- (ア) 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
- (イ) 介護福祉士試験に合格した者

(26) 社会福祉主事

「社会福祉主事」とは、社会福祉法に基づき福祉事務所現業員として任用される者に求められる資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

社会福祉主事の任用資格を得るには、厚生労働大臣の指定する養成機関を卒業するか、または、資格認定講習会を受講する等の方法があります。

(27) 精神保健福祉士

「精神保健福祉士」とは、精神保健福祉士法に基づく資格であり、同法第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいいます。